

# 人事行政

2022.10

特集

令和4年人事院勧告・報告

## 目次

### 特集 令和4年人事院勧告・報告

○本年の国家公務員の給与に関する勧告等について……………	1
人事院給与局次長 岩崎 敏	
○国家公務員の給与等に関する勧告等について……………	6
公務員労働組合連絡会 副事務局長 高柳 英喜	
○2回目の勧告取材……………	11
時事通信社 内政部 早田 智大	
○給与等に関する報告等（抜粋）……………	15
別紙第1 職員の給与に関する報告……………	15
別紙第2 勧告……………	24
別紙第3 公務員人事管理に関する報告……………	25
（参考1）俸給表（抜粋）の改定内容	
行政職俸給表（一）……………	37
行政職俸給表（二）……………	41
公安職俸給表（一）……………	44
医療職俸給表（一）……………	49
医療職俸給表（二）……………	51
医療職俸給表（三）……………	55
福祉職俸給表……………	59
（参考2）「参考資料」（抜粋）……………	63
（参考3）給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント（抜粋）……………	74
□令和4年度 研修会実施予定表……………	78
□令和5年度 研修会実施予定表……………	79
（一般財団法人公務人材開発協会 人事行政研究所主催）	
□新刊図書のご案内……………	80

# 本年の国家公務員の給与に関する勧告等について

人事院給与局次長 岩崎 敏

## はじめに

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、職員の給与に関する勧告及び報告を行い、併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。本稿では、これらについて紹介したい。

## ～本年の勧告等の概要～

### (給与に関する報告・勧告)

本年は、3年ぶりに月例給及び特別給をともに引き上げる勧告となった。

月例給については、民間における賃金の上げを図る動きを反映して、本年4月分の月例給について、国家公務員給与が民間給与を平均921円(0.23%)下回っていたため、初任給及び若年層について、俸給月額を引き上げることとした。

また、特別給についても、民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合が公務を上回っていたため、支給月数を0.10月分引き上げ、年間4.40月分とすることとした。

### (公務員人事管理に関する報告)

給与に関する報告・勧告に併せて行った公務員人事管理に関する報告では、「人材の確保」、「人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等」及び「勤務環境の整備」の3つの観点から、それぞれ課題と具体的な取組の方向性について示している。

## 1 職員の給与に関する報告・勧告

### (1) 本年の国家公務員給与と民間給与の実態

#### ア 国家公務員給与の状況

人事院は、「令和4年国家公務員給与等実態調

査」を実施し、一般職の職員の給与に関する法律(給与法)が適用される常勤職員の給与の支給状況等について全数調査を行った。

民間給与との比較を行っている行政職俸給表(一)適用職員(139,947人、平均年齢42.7歳)の平均給与月額は405,049円となっており、昨年4月と比較して若年層の人数が増加したこと等により2,104円減少している。なお、税務署職員、刑務官等を含めた職員全体(253,401人、平均年齢42.5歳)の平均給与月額は413,064円となっている。

#### イ 民間給与の状況

人事院は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所約54,900(母集団事業所)のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した約11,800の事業所を対象に、「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症をめぐる医療現場の厳しい環境に鑑み、一昨年、昨年に引き続き、病院は調査対象から除外した。

この調査では、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、民間企業における給与改定の状況、昨年8月から本年7月までの直近1年間の特別給の支給実績等についても調査している。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、83.2%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとといえる。

## ウ 国家公務員給与と民間給与との比較

### (月例給)

人事院は、「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、一般の行政事務を行っている常勤の行政職俸給表(一)適用職員と、これらと類似すると認められる事務・技術関係職種の常勤の民間企業従業員について、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴及び年齢を同じくする者同士の4月分の給与額(公務にあっては平均給与月額、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額)を対比させ、国家公務員の人員数のウェイトを用いて精密に比較(ラスパイレス方式)を行った。その結果、本年は、国家公務員給与が民間給与を1人当たり平均921円(0.23%)下回っていた。

### (特別給)

人事院は、民間における特別給の支給割合(月数)を算出し、これを国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行っている。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、年間で所定内給与月額の4.41月分に相当しており、国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.30月)が民間事業所の特別給の支給割合を0.11月分下回っていた。

## (2) 本年の給与の改定等

### ア 月例給

前述のとおり、本年4月時点で、国家公務員の月例給が民間給与を921円(0.23%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行うこととした。この改定は、本年4月時点の比較に基づいて公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することとした。

月例給の改定に当たっては、人材確保の観点等を踏まえ、若年層について、基本的な給与である俸給を引き上げることとした。

### (行政職俸給表(一))

民間との給与比較を行っている行政職俸給表(一)について、平均0.3%引き上げることとした。具体的には、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給について3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給について4,000円、それぞれ引き上げることとし、これを踏まえ、20歳台半ばまでの職員が在職する号俸に重点を置き、初任の係長級(3級)の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について、所要の改定を行うこととした。

### (行政職俸給表(一)以外の俸給表)

行政職俸給表(一)以外の俸給表についても、行政職俸給表(一)との均衡を基本に所要の改定を行うこととした。なお、専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表については、本年の俸給表改定が若年層を対象としたものであることから改定を行わないこととした。

## イ 特別給

前述のとおり、国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.11月分下回っていた。このため、特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とすることとした。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分することとし、本年度については、12月期の勤勉手当に配分し、令和5年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することとした。

なお、勤務実績をより適切に支給額に反映し得

るよう、本年の勤勉手当の支給月数の引上げ分の一部を用いて、上位の成績区分に係る原資の確保を図ることとした。

また、指定職俸給表適用職員及び再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとした。

## ウ その他

### ① 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

現在、政府として、産学官の全ての分野において博士人材が活躍する環境を社会全体で整備する取組が進められていることや、官民を問わず人材獲得競争が厳しい技術系の人材を公務において確保する必要があることなどを踏まえ、博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施することとした。

### ② テレワークに関する給与面での対応

人事院は、昨年勧告時の報告において、テレワークに関する給与面での対応について、引き続き研究を進めていく旨言及した。これを踏まえ、研究を進めるため、民間企業や各府省に対するヒアリングを行うとともに、本年の「職種別民間給与実態調査」において、民間企業における在宅勤務関連手当の支給状況について調査を行った。その結果では、在宅勤務を行う者に対して手当を支給する事業所の割合は28.2%であり、昨年調査結果(23.1%)から5.1ポイント増加している。また、在宅勤務関連手当を支給しない事業所のうち、手当の支給を検討している事業所の割合は13.9%となっている。

以上のような状況を踏まえ、公務においても、テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みの検討を進めていくこととしている。

### (3) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

社会や公務の変化に適応した人事管理が求められる中で、能率的で活力ある公務組織の実現に向けて、給与制度についても諸課題に対応できるようアップデートを図る必要がある。本年の報告では、こうした認識の下、対応すべき課題や取組事項について示している。

まず、給与上対応すべき課題として、定年の段階的引上げ完成までに60歳前後での給与水準が連続的なものとなるよう措置を講ずることが法律で定められていることに加え、「若い世代の誘致・確保」、「積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ」、「採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化」、「働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請」がある。

次に、こうした課題に対応する上で必要と考えられる取組として、例えば、「若年層をはじめとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準」、「多様な人材の専門性等に応じた給与の設定」、「65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ」、「初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映」、「定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与」、「社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し」がある。

今後、官民の状況を踏まえつつ、給与制度の様々な側面から一体的に取組を進めていく。具体的には、令和5年夏に措置の骨格案を示せるよう検討を進め、その後令和6年に、その時点で必要な給与制度上の措置の成案を示し、施策を講ずることを目指すこととしている。また、その後も、段階的な定年引上げが完成する令和13年3月を見据えた更なる措置等に向けて対応を図っていく。

## 2 公務員人事管理に関する報告

行政を支える公務組織が能率的で活力ある組織であり続けるために、時代環境に適応できる多様

な有為の人材を継続的に確保し、計画的に育成すること、職員一人一人がやりがいを持って職務を遂行し、その能力を十全に発揮できる職場環境を整備することが必要であるとの公務員人事管理に関する基本認識を示した上で、以下(1)から(3)までのとおり、現在直面する課題とそれらに対する具体的な取組の方向性について示している。

### (1) 人材の確保

#### (課題)

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題である。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要がある。

#### (対応)

##### ア 採用試験の見直し

近年減少傾向にある採用試験の申込者数を増加させるため、学生等にとってより受験しやすい試験となるよう、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定することとしている。また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについても検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定することとしている。

##### イ 民間との人材交流の円滑化

民間人材の活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大することとした。また、給与決定について、現行制度上可能となっている柔軟な取扱いの明文化等

を始め、運用・制度の両面から各府省を支援することとしている。加えて、官民人事交流について、交流基準の見直し等を検討することとしている。

### (2) 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

#### (課題)

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要である。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが求められる。

#### (対応)

##### ア 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材を作成し、あわせて、若年層の職員等のキャリア形成支援の研修を充実させることとしている。さらに、民間人材が採用後早期に公務になじみ能力を発揮できるよう研修教材等を充実させることとしている。また、管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進していくこととしている。

##### イ 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績のある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度を周知し、あわせて、納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力の向上に向けて各府省の研修を支援していくこととしている。

### (3) 勤務環境の整備

#### (課題)

組織の構成員である職員のWell-being実現等に

に向けた職場環境整備のため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題である。また、ライフスタイルが多様化する中、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要である。さらに、民間で健康経営が進展する中、公務においても職員の健康管理等を進める必要がある。

(対応)

#### ア 長時間労働の是正

本年4月に人事院が新設した勤務時間調査・指導室において、客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理について各府省に対する指導を行うこととしている。また、他律部署・特例業務の範囲の指定や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言も行っていくほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を収集・整理の上、横展開していくこととしている。

また、業務量に応じた定員・人員確保について、その必要性を指摘し、定員管理を担当する部局に対して必要な働きかけを行っていくこととしている。国会対応業務については、質問通告の早期化、オンラインによる対応は超過勤務の縮減に寄与しているとしつつ、引き続き国会対応業務の改善を通じた超過勤務の縮減について国会を始めとする関係各方面の理解と協力をお願いしている。

#### イ テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者により構成される研究会の中間報告において提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置することとしており、テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく、研究会において引き続き検討することとされている。

#### ウ 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査することとしている。また、ストレスチェックの更なる活用を促進するほか、人事院が設けている「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充することとしている。

#### エ 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により、周知啓発や各府省を支援することとしている。また、定年の段階的な引上げを背景に今後ニーズが高まると考えられる介護や学び直しと仕事との両立に関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究を行うこととしている。

#### オ ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施するほか、各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握し、対応を検討することとしている。

#### おわりに

人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。職務に精励している職員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、組織活力の向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。人事院は、国会及び内閣に対し、このような人事院勧告制度の意義や役割に深い理解を示し、勧告どおりの給与改定を実施するよう要請している。

# 国家公務員の給与等に関する勧告等について

公務員労働組合連絡会 副事務局長 高柳 英喜

## はじめに

公務員連絡会は、本年の人事院勧告期における要求として、①急激な物価上昇のなか、民間春闘や全印刷・全造幣における中労委調停による3年ぶりのベア獲得などの成果を引き継ぎながら、公務員の月例給及び一時金の引上げを勧告させること、②初任給の改善等により若年層における民間との格差の解消を図ること、③再任用職員への手当の拡充を含め高齢層職員の処遇の見直しを図ること、④特例業務や他律的部署のあり方の見直しなど実効性ある超過勤務の縮減策を実現すること、⑤常勤職員との権衡に基づく更なる非常勤職員の待遇を改善させること等を人事院に求め、取組を強化した。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、日比谷野音での決起集会や交渉支援行動は中止となったが、国家公務員関係部会は夏季決起集会を3年ぶりに開催した。また、各構成組織は職場集会等に取り組み、意思統一を図った。

本稿では、本年の報告・勧告における主要な課題の特徴及び公務員連絡会としての基本的な評価について述べたい。

## 1. 給与関係の報告・勧告

### (1) 月例給与（官民較差）について

本年の官民較差は、民間給与が405,970円だったのに対し、国家公務員給与は405,049円となり、921円、0.23%民間が上回った。これまで公表されている民間の春闘結果や全印刷・全造幣のベアの状態をみれば、月例給の官民較差（民調結果）は小さかったこととなる。この点について、民間の賃金と国家公務員との賃金をラスパイレス比較

する人事院の民調の結果と、連合や経団連の調査とでは、調査の対象や規模、方法も異なっており、また全印刷・全造幣の調停作業も中労委独自の調査結果を基に行われるものであるため、単純に比較することはできない。しかし、総じて言えば、全国的に賃金引上げのトレンドにはあるものの、未だ大幅なものにはなっていないと受け止めるを得ない。物価上昇局面が続き、勤労者の生活を圧迫している中であって、より一層の賃金引上げが必要である。

今回の改定により、18歳（一般職試験（高卒））に係る初任給は4,000円、22歳（一般職試験（大卒））に係る初任給は3,000円引き上げとなる。また、行政職俸給表（一）以外の俸給表についても、行政職俸給表（一）との均衡を基本に、改定が行われる。

初任給、若年層職員の官民較差の問題は、この間幾度となく我々が取り上げてきた要求事項であり、また公務における人材確保や非常勤職員の待遇改善にも寄与することから、今回の改定は、一定の評価ができる。しかし人事院は、本年の改定後も、未だ初任給の官民格差は残るとしている。中高年層職員を含めた全体のバランスを取りつつ、国家公務員の初任給を改善していくことは、引き続き重要な課題である。

一方、中高年層職員、また、再任用職員、専門スタッフ職及び指定職については、改定が見送られた。

公務員連絡会はこの間、引き続きコロナ禍の中で、職員は現場で懸命の努力を続けていること、30年に及ぶ賃金低迷の中で、公務員もまた抜本的な賃金改善が必要であることに加え、この間の急



激な物価上昇は世代を問わず影響していることから、官民較差が少なかったとしても、全世代への配分が必要であるとして交渉を重ねてきたが、不満の残る内容となった。

## (2) 一時金について

### ① 官民比較と期末・勤勉手当への配分について

民調の結果は、民間における特別給の支給状況が年間平均で4.41月分であった。そのため人事院は、国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.30月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.11月分下回っていたとして、本年は支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とするよう勧告を行った。再任用職員については、0.05月分引き上げ、2.30月となる。その上で、支給月数の引上げ分は、全て勤勉手当に充てられることとされた。

3年ぶりに支給月数増となることは、コロナ禍前の水準の回復には至らないものの、組合員の期待に一定程度応えたものと受け止める。しかし、支給月数の引上げ分を、全て勤勉手当に充てることは問題がある。

人事院は、この理由として「公務員賃金には、なお厳しい見方があり、民間の査定効果分と一律分との比率に極力近づける必要がある」と述べているが、勤勉手当の割合と民間の考課査定分の割合とを同程度とすることが、そのような見方を解消する上で、どの程度効果的かは疑問である。この間のコロナ禍において明らかになったとおり、行政・公共サービスの基本に置かれるべきことは、「国民のニーズに対して、全国どこであっても、誰に対しても、一律に対応できる」という、民間には求められない原理である。民間の比率に近づけることだけでなく、全ての公務員が安心して職務に専念できるような配分の在り方を構築し、処遇を改善することも必要であると考え。

また、一時金を勤勉手当のみに配分することは、特に育児休業を取得する職員にとっては、不

満が残る内容であることを指摘しておきたい。

今回の措置により、全体の一時金の中で勤勉手当が占める割合は、45.45%となる。一方、民間の考課査定分（係長クラス）は、人事院の資料によれば45.9%と、ほぼ遜色ない数字となることから、今後、人事院に対しては、一時金のあり方について、改めて、意見交換の場を持つことを求めていく。

### ② 引上げ分の一部を用いて成績上位者への配分原資とすることについて

人事院は、今回の一時金の改定において、勤勉手当の支給月数の引上げ分の一部（各期0.01月分）を用いて、上位の成績区分に係る原資の確保を図るとした。今回措置を講じる理由について、ア）昨年行われた人事評価制度の見直しへの対応、イ）勤務実績をより適切に反映すること、ウ）このような措置はプラス改定の時にしかできないことを挙げている。

再任用職員については、各期0.025月引き上げのうち、0.005月分を成績上位者に配分するとしている。

支給月数の引上げ分の一部を、上位の成績区分に係る原資に回し、成績上位者に厚く配分する今回の勧告は、公務員連絡会として、上記①と同様の理由等により、極めて遺憾であると言わざるを得ない。

しかし、2005年、2007年に人事院が同様の措置を講じた際は、引上げ分0.05月を全て勤勉手当に充て、さらに、その内の0.03月分を査定原資に回すというものであった。今回、粘り強い交渉を通じて最小単位である「夏・冬ともに0.01月分」に止めるに至ったことは、本年度の人勧期交渉における成果と考える。

## (3) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて様々な取組を進

める中で、給与面においても諸課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取り組むとしている。公務員連絡会では、これを、2005年に勧告された「給与構造改革」および2014年に勧告された「給与制度の総合的見直し」を踏まえた、俸給表および諸手当を一体的に見直す新たな制度改革であると捉えている。

現段階で想定される課題としては、先に述べた初任給や若年層職員の給与水準のほか、定年の段階的な引上げに関する改正国公法附則に明記された、60歳前後の給与カーブに係る問題、再任用職員の給与や手当支給を含めた課題、地域手当をはじめとした、この数年で検討対象となる各種手当の見直し等が挙げられる。

人事院は、2023年に骨格案、2024年にその時点で必要な措置の成案を示し施策を講ずることを目標としている。

見直しが想定される課題には、我々が要求してきた課題も含まれ、どれも職員の生活や将来設計に大きく影響するものである。人事院はこの間の交渉の中で、我々との協議を行うことを明言していることを踏まえ、2023春闘期を始めとして、交渉・協議を強化し、合意に基づく対応を求めている。

## 2. 公務員人事管理に関する報告について

国家公務員の人材の確保に関わって、国家公務員総合職の志望者数は、直近の2022年度春に実施した総合職試験では6年ぶりに前年度と比べて増加（前年比7.1%）したものの、堅調な民間の雇用情勢を考えると今後の展望は不透明な情勢といえる。また、内閣人事局が公表した資料によれば、20代総合職職員の自己都合退職者数が、2013年度から2019年度の6年間で4倍以上（21人→86人）に増加しており、総合職・一般職・専門職全体でも、2倍以上（539人→1122人）増加しているなど霞が関を中心に深刻な現状が明らかになっている。

公務において高い能力と意欲をもった人材の確保・定着のためには、この間メディア等を通じて広く指摘されるどころの、いわゆる公務職場における「ブラック化」からの脱却が必要であることは明らかであり、長時間労働の是正をはじめとする勤務環境の整備が極めて重要である。

この点に関して、人事院も本年の人事管理報告において「長時間労働の是正は、職員の健康の確保やワーク・ライフ・バランスの実現の観点のもとより、人材確保の観点からも重要かつ喫緊の課題」としており、長時間労働の是正に向けて、「客観的把握に基づく勤務時間管理等についての指導・助言」「業務量に応じた定員・人員確保」「国会対応業務の改善」に言及している。

以下では、国家公務員の超過勤務の実態、長時間労働の是正に向けた国の動き、公務員連絡会の取組とともに、公務職場における柔軟な働き方についてもその取組等を紹介する。

### (1) 超過勤務の実態と課題

人事院が5月に公表した2021年の「上限を超えて超過勤務を命ぜられた国家公務員の割合」によれば、自律部署において、人事院規則で上限とされる、月45時間を超えて超過勤務を行った本府省職員の割合は13.5%、年間360時間を超えた同職員の割合は8.3%であった。また、他律部署において月100時間を超えて超過勤務を行った本府省職員の割合が13.8%、年720時間を超えた同職員の割合が11.0%となり、全ての項目において前年比増となった。

新型コロナウイルス感染症対策関連業務が年間を通じて計上されたことを考慮する必要があるものの、上限を超えた超過勤務の増大に歯止めがかかっていないことが明らかとなっており、抜本的な改善が急務である。

また、上限を超えて超過勤務を命ぜられた特例業務（他律部署）のうち、国会対応業務が20.2%を占めており、職員の大きな負担となっている。

公務員連絡会もこの間、国会対応業務の改善についての政党への要望、申し入れ等を行ってきたが、質問通告の早期化、オンラインによる対応等、引き続き国会対応業務の改善化に向けた取組を進めていく。

## (2) 客観的把握に基づく勤務時間管理の徹底

人事院は2022年4月より「勤務時間調査・指導室」を設置して、客観的な記録（在庁時間）と超過勤務時間を突合して、大きな乖離があればその理由を確認するなどして、客観的な記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理について指導を行うこととしている。今後の取組に期待を持って注視していくこととするが、事後的なチェックがどれほど超過勤務縮減に資するものとなるか疑問が残るところであり、人事院規則に基づく規制によって、超過勤務縮減の実効性が現状確保されているのか否かについて、今後も様々な検証を踏まえて、必要な改善を図らせる必要がある。

また、人事院は他律部署の範囲について、業務の実態に即して細かく指定するよう指導を行うとともに、特例業務の範囲が必要最小限になるよう指導を行っていくとしている。

他律的業務は、人事院規則において「業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務」と定められているが、実際の運用状況について、「超過勤務上限を超える部署を他律部署に指定する」というような法の趣旨から逸脱した他律部署の指定の実態も報告をされている。公務員連絡会は、各府省任せとなっている他律部署の範囲の指定に対する実態を明らかにさせる等、客観的な勤務時間管理等について現場実態を踏まえながら、抜本的な改善を求めていく。

## (3) 業務量に応じた定員・人員確保

人事管理報告において、人事院は、業務量に応じた定員・人員の確保について、「定員管理を担

当する部局に対して必要な働きかけを行うとともに、各府省における人材の確保に向けた取組の支援を行っていく」としている。

この間の新型コロナウイルス感染症や大規模災害などに対し、上限を超えた超過勤務により対応せざるを得ない部局、職員が増加していることは、特例業務の実態からみても明らかであり、業務量に応じた適切な定員・人員の確保が必要であることは言うまでもない。

公務労協国公関係部会が2021年10月に実施した生活実態調査においても、「職場の要員状況」について不満（不安）と回答した者が57.8%に上り、生活諸側面についての評価を尋ねた設問において最も高い数値であった。これらの調査結果等を踏まえ、平時はもとより、新型コロナウイルス感染症対応をはじめとする、大規模災害等の緊急事態に対応できる、適切な人員配置を、引き続き政府に対して求めていく。

## (4) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等

本年の人事管理報告において、コアタイムを2～4時間（現行6時間）と短縮し、フレキシブルタイムについては5時～22時（現行7時～22時）と拡大、1日の最短勤務時間を2～4時間（現行6時間）にするとしたフレックスタイム制の柔軟化が報告された。また休憩制度の柔軟化について、おおむね毎4時間の連続する正規の勤務時間の後に休憩時間を置く原則は存置しつつ、休憩時間を置く時間帯にかかわらず、最長で6時間30分の連続勤務時間を設定可能とした。

フレキシブルタイムの拡大や休憩制度の柔軟化は、あくまでも職員のワーク・ライフ・バランス、公務能率の向上に資するものであり、職員の健康及び福祉が阻害されるような運用となってはならないこと等、これまで人事院に対する意見反映に努めてきたが、引き続き2023年4月の施行に向け人事院に対して必要な情報提供を求めていく。

一方で、テレワークにおける勤務時間のあり方、勤務間インターバル等については、2023年勧告時報告、または勤務時間法等の改正を前提とした意見の申出も想定される。公務員連絡会は人事院の研究会等において、①国家公務員の職場環境や職務内容は極めて多岐に亘っており、独立行政法人や地方公務員も含めればさらに対象が拡大することから、数値目標等をもって一律的に制度の導入を推進しないこと、②制度導入の前提として余力のある職場、要員の確保が必要であること、③テレワークを始め、働く時間や働く場所の柔軟化を推進するに当たっては、職務専念義務を始めとする各種服務等との整合性を図ることが必要であること、等の課題について訴えてきた。引き続き、研究会における議論を注視し、公務職場の実態を踏まえた制度となるよう人事院に対して現場実態を共有しながら意見反映を行っていく。

## おわりに

公務員連絡会は、政府に対して、「人事院勧告を踏まえ、公務員連絡会との交渉・協議、合意に基づく速やかな給与の改定に係る措置を図ること」を求める要求書を、8月8日に国家公務員制度担当大臣、厚生労働大臣へそれぞれ提出を行った。

給与勧告の取扱いについては、秋の臨時国会で所要の改正法案が審議されることとなる。昨年は年度を超えた調整・減額という措置が講じられる中、給与法等改正法案の提出が本年2月にずれ込む異例の状況となったが、法案の審議において当時の担当大臣は、「人事院勧告が出された場合は速やかに法案を提出することが基本であることは全く変わらない。今回は例外中の例外であり、本来あるべき人事院勧告制度の早期実施というものは堅持していかなければならない」との政府の基本姿勢を明確にしている。

公務員連絡会は、国会対策を強化するとともに、適切な時期に内閣人事局との交渉を配置し

て、交渉・協議、合意に基づく速やかな給与の改定に係る措置をめざしていく。

## 2 回目の勧告取材

時事通信社 内政部 早田 智大

2022年の人事院勧告では、月給を0.23%（921円）、ボーナスを0.10カ月それぞれ引き上げるよう内閣と国会に求めることとなった。勧告通り実施した場合、新型コロナウイルスの感染拡大が始まる前の19年以来3年ぶりのプラス改定となる。結果として企業業績の回復などによる賃上げの流れを一定程度は反映した形となった。ただ月給に関しては俸給表全体を引き上げるのではなく、民間との格差や人材確保の観点を踏まえ、初任給をはじめとする若年層に配分し、中高年層は据え置いた。

公務員人事に関する報告では総合職採用試験（春）の実施時期前倒しをはじめ、採用試験の見直しに着手することを盛り込んだ。勤務や出退勤の時間を自身の都合に合わせて変えられるフレックス制を拡充することも打ち出した。

今年は首相が岸田文雄氏に代わってから初めての勧告となった。同氏が打ち出す「新しい資本主義」では所得向上につながる賃上げを掲げており、それが公務員にどれだけ波及するかが注目点の一つとなった。またウクライナ情勢などを受けての物価高が、国民生活に直撃していたこともあり、賃上げを求める声が昨年以上に聞こえてきた。小社では伝統的に人事院勧告については「先取り記事」を出しており、今年もプレッシャーをひしひしと感じながら取材をさせていただいた。

結果として、関係者の皆さまのお力をお借りすることで何とか節目節目で記事を配信することができた。ちょうどタイミングが重なった最低賃金のニュースに注目がすべて持っていかれてしまうかもしれないという心配もあったが、勧告も負けないくらい注目を集めたと感じる。ヤフーニュー

スでは勧告関連の記事がたびたびトップニュースとなり、改定幅の先取り記事には3000を超えるコメントが集まった。小社の行政情報サイト「iJAMP」でも昨年と同様、断トツのクリック数を記録した。

私にとっては2年続けての勧告取材となった。「できて当たり前」という1年目とはまた違った重圧を感じていたが、今年も多くの方にニュースを提供できてほっとしている。お力添えをいただいた人事院や職員組合をはじめとする関係者の皆さまに改めて感謝を申し上げたい。

### ◇プラス勧告に安堵

「次も頼む」。3月下旬に当時の部長から電話で人事院担当続投を伝えられ、私は動揺を隠せなかった。もちろん人事院が嫌だということは一切なく、むしろ1年間担当させていただき愛着すら沸きつつあった。ただ、昨年も重圧を感じながら取材してきたからこそ、「あの夏がまたやってくるのか…」と思わずにはいられなかったのが正直なところだ。また、歴代記者の中でも2年連続で担当することは珍しく、来年は違う担当になるとどこか思い込んでいた。詳しい事情は分からないが、先輩によると、ここ20年間で人事院を連続して担当したのは2人くらいしかいなかったという。

ただ裏を返せば、昨年の私の出来に対して失格の烙印が押されておらず、また任せてもらえたということで、前向きに捉えた。2年目の取材も頑張ろうと決心し、今年の取材テーマを探ってみた。まず給与に目を向けると、昨年の勧告は月給が据え置き、そしてボーナスが0.15カ月減となっ

たため、今年は盛り返すことができるのか、あるいは引き下げの流れが続いてしまうのかが、最大の焦点だった。昨年のボーナス引き下げの要因となった新型コロナによる企業業績悪化は多少は改善されつつあり、今年はプラスになりそうな雰囲気を感じた。ただ、ウクライナ情勢に伴う物価高や円高、岸田政権の賃上げ政策などがどれだけ民間給与に響くかは読めなかった。

それでも経団連や連合といった民間団体が取りまとめる春闘の集計調査に目を通してみると、平均賃上げ率は前年から大きく伸びており、ボーナスも昨年冬分はやや厳しかったものの、今年夏分はかなり上がっていた。改定幅がどうなるかはともかく、月給もボーナスもとりにあえずはプラス勧告が出るのではないかと感じた。

この予想を基に関係者に話を聞いてみると、「さすがに上がるのではないか」「月給は上がる気がするが、ボーナスはどうだろうか」などさまざま見立てがあったが、マイナスになるという予想はなく、総じてプラスの見方が強かった。ただ昨年と同様、「(春闘は)業種や規模によってばらつきがある。こちらの調査とは集計対象も違ってくる」(人事院幹部)との指摘を受けたほか、関係者から「昨年と比較すると改善したかもしれないが、賃上げ率の数字自体はかなりいいとまでは言えないのではないか」という意見もあり慎重に見極めることにした。

そこから取材を重ねた結果、月給とボーナスはいずれもプラスだろうという予想が確信に変わり、「引き上げの公算が高い」との記事を7月の半ばに出した。昨年は月給については予想が難しかった(結果として据え置きだった)ため公算記事を出せず、ボーナスだけ7月末に配信。今年はいずれも早い段階でどちらの公算も示すことができた。公算記事はあくまで民間給与実態調査がまとまっていない段階での予想記事に過ぎないが、読者からの関心は高く、間違いがあれば信用を失うことにつながる。一方で出す時期が遅すぎると、

記事の意味は薄れてしまうこともあるので、今年も配信のタイミングには頭を悩ませた。人事院と職員団体の交渉が進むにつれ、給与改定の方向性がだんだんと見えてくるものの、正式な発表までは記事の内容が合っているか気が気ではなかった。

上げ下げの方向性をつかんだ後は改定幅がどのくらいになるか探り、いち早く報じるのが次の使命となる。この先取りに関しては「そこまでやる必要があるのか」といった声も聞かれるが、IJAMPをはじめ、読者からの関心は非常に高い。われわれもその期待に応えなければならないことから、小社のいわば「伝統芸」となっている。

今年改定幅を探るのが昨年よりも難しいと感じた。昨年の勧告は月給が据え置き、ボーナスは引き下げ。一方、今回の勧告は引き上げとなる見込みだったため、昨年と比較しての予想が難しかった。もしも昨年在引き上げだった場合は「上げ幅は昨年よりも期待できるか」という切り口で取材できるが、据え置きや引き下げだったので、基準点がなく苦労した。それでも月給は1000円未満、ボーナスは少なくとも0.1カ月は上がると事前に把握することができた。さらに細かく探ろうとしたが、取材先によって見方がやや異なる部分があったため、詳細な引き上げ幅の明記は避け、「1000円未満、0.1カ月以上増」という表現にし、発表に先立ち配信させていただいた。また、月給引き上げについては初任給をはじめ、対象が若年層のみとなることも分かったため、記事に盛り込んだ。いずれも間違っていないという確信があったものの、記事を出してからはあまり眠れず、勧告直前の記者説明会で内容を聞いてからようやく心を落ち着かせることができた。

こうして私は2度目の人事院勧告取材を何とか終えた。昨年はマイナス勧告で落ち込む職員もいた中、3年ぶりのプラスとなり心から良かったと思う。改定幅はとても大きいとまでは言えないかもしれないが、全国の公務員にとって幾分か励み

になるのではないかと懸念され、引き上げ勧告の流れが来年度以降も続くことを祈願したい。

#### ◇人材確保策、効果はいかに

今回の勧告では、引き上げ分はすべて初任給を含む若年層に配分。公務員志望者の減少傾向が続く中、人事管理に関する報告では採用試験の大幅な見直しなども示しており、人材確保に向け、あらゆる手だてを講じる姿勢を打ち出した。

幹部候補となる総合職の春試験の申込者数は、現方式となった2012年度の2万3881人から、22年度は1万5330人まで落ち込んだ。民間との人材獲得競争が激化していることなどが要因だ。

こうした背景もあってか今回の勧告では、民間と比べて低い初任給の改善を重視。大卒初任給の引き上げ幅は29年ぶりに3000円に達した。中途採用の増加も見据え、専門的な知識や経験に応じた給与設定も今後検討する。

関係者の中では「初任給が3000円程度上がったところで、受験者が増えるとは思えない」という意見もある。他方、初任給を大幅に上げている民間との差を少しでも縮め、受験者をつなぎ止めるには必要なかもしれない。「補佐など役所を支えている層にもっと報いるべきだ」という声もある。何にせよ来年は俸給表全体をいい方向に改定できるような原資が生まれることを願う。

人事管理に関する報告では、民間の採用活動が早期化しているのを受け、総合職春試験の日程を24年から現行より1カ月前倒しすることを盛り込んだ。「企業の内定を得た後では公務員試験を受けるモチベーションがなくなってしまう」（人事院幹部）との懸念もあるため、受験者のつなぎ止めを図る。試験区分の新設や試験会場の追加なども進め、受験しやすい環境を整える。

私の知り合いにも民間に内定をもらってから、公務員試験を受ける気持ちが薄れ、そのまま民間に流れてしまった人が実際にいたので、日程前倒しの効果を期待したい。施策の直接的な影響を確

かめるのは難しいが、今後の受験者数に引き続き注目したい。

#### ◇利用しやすい空気感を

志望者の減少については「残業の多さが理由だ」（職員組合幹部）との声が根強い。そこで人事院は今年4月から、長時間労働の是正に向け新たな部署を設置し、各府省への指導強化に乗り出した。若手の退職者が増える中、残業を生む要因の一つとなっている国会対応をはじめ、業務の効率化が急務。公務員の仕事の魅力向上を含め、課題は山積している。

働き方に関しては、フレックスタイムの拡充も人事管理に関する報告で打ち出しており、職員のワークライフバランスを充実させる狙いだ。現行で6時間となっている最短勤務時間を各府省や部署の実情に応じて、2～4時間に見直すほか、午前9時～午後4時の間に5時間設けることが定められているコアタイムを2～4時間に縮小する。

これにより、府省や部署によっては午前あるいは午後だけの出勤も可能になる。子育て、介護、余暇など時間の使い方に幅が広がるのは間違いない。ただ、各府省でフレックスを活用しやすい環境も整わなければ、絵に描いた餅となってしまう。上司が率先して制度を利用し、部下も積極的に使えるような空気感を各府省で生み出せるかに今後注目していきたい。

#### ◇終わりに

「勧告取材は2回目だからもう大丈夫でしょ」。会社の上司や取材先からそのような声を掛けられることもあったが、正直そんなことはまったくなかった。むしろ2回目だからこそ苦心したこともあった。1年目は制度面の基礎知識を勉強させていただき流れで、ヒントを得ることもあったが、2年目は「本題」について真正面から尋ねなければならない場面が増え、聞き方を工夫した。また個人的な感覚に過ぎないが、書かれることに対す

る取材先の警戒心も強くなっているように感じられた。

先にも記した通り勧告内容の先取り取材は、全国の公務員向けに配信する小社にとっては重要コンテンツであり、いわば伝統とされている。歴代記者がそれを守るために努力をしてきたことは耳が痛くなるほど、先輩たちから聞かされており、私もがむしゃらに取り組んだ。ただ、担当2年目を迎え、私は伝統を大事にしながらも、勧告について先取りして報じることが世の中や取材先にどのような影響を与える可能性があるかこれまで以上に考えながら（もちろん去年も考えていなかったわけではないが…）取材に臨ませていただいた。

先取り取材のメリットの一つには、人事院が果たしている役割を世の中により深く知ってもらうことができることがあると思う。民間企業で働く知り合いに尋ねてみると、公務員の給与がどうやって決まっているか知っている人は少なく、ネット上では公務員給与が高すぎるなどと一方的に口出しする人も少なからずいる。先んじて報じることによって、公務員給与や人事管理制度を重要ニュースとして目に止めてもらい、正式な発表のタイミングで制度面も含めて詳報する。この「2段構え」で報じることにより、公務員に対する理解を深めてもらう機会が広がる可能性もある。差し出がましいかもしれないが、このような考え方もあるのだと頭のほんの隅っこにでも入れていただき、これからもどうか私たちと向き合っていたけると幸いだ。



## 給与等に関する報告等（抜粋）

令和4年8月8日

衆議院議長 細田博之殿  
参議院議長 尾辻秀久殿  
内閣総理大臣 岸田文雄殿

人事院総裁 川本裕子

人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、別紙第2のとおり勧告する。あわせて、公務員人事管理について別紙第3のとおり報告する。

### 別紙第1

#### 職員の給与に関する報告

##### 第1 給与勧告制度の基本的考え方

国家公務員法第28条は、国家公務員の給与について、国会により社会一般の情勢に適應するように随時変更することができるとしており、本院には、その変更に関して勧告することを怠ってはならないとするとともに、国会及び内閣に対し、毎年、少なくとも1回、俸給表が適當であるかどうかについて報告を行う責務を課している。

国家公務員は、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、憲法で保障された労働基本権が制約されており、本院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適應した適正な給与を確保する機能を有するものである。給与勧告においては、従前より、給与水準の改定のみならず、俸給制度及び諸

手当制度の見直しも行ってきている。

本院が給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、職務に精励している国家公務員の士気の向上、公務における人材の確保や労使関係の安定にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

給与勧告では、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としている。民間準拠を基本とするのは、国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、公務の給与水準は、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

国家公務員給与と民間給与との比較においては、主な給与決定要素を同じくする者同士の4月分の給与を比較している。また、「職種別民間給与実態調査」は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を調査対象として実施している。

比較方法については、給与は、一般的に、職種を始め、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の要素を踏まえてその水準が定まっていることから、両者の給与の単純な平均値ではなく、給与決定要素を合わせて比較（同種・同等比較）することとしている。

また、調査対象については、企業規模50人以上の多くの民間企業は公務と同様、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能であることに加え、現行の調査対象となる事業所数であれば、精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持する

ことができること等から、現行の調査対象として  
いる。

本年の勧告においても、従来と同様の方法を用  
いて民間給与との比較を行うことにより、国家公  
務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給  
与を確保していくこととする。

## 第2 公務と民間の給与の状況と本年の給与 改定

### 1 本年の給与改定を取り巻く諸情勢

#### (1) 本年の春季賃金改定

本年に入ってから企業の収益については、引き  
続き新型コロナウイルス感染症の影響を受ける企  
業がある一方で、製造業などでは、業績が新型コ  
ロonavirus感染症拡大前の水準を回復した企業  
もあるなど、個々の産業や企業によって区々の状  
況にあり、本年の春季賃金改定期に当たる3月の  
「月例経済報告」（内閣府）では、「企業収益は、  
感染症の影響が残る中で、非製造業の一部に弱さ  
がみられるものの、総じてみれば改善している」  
とされていた。

また、エネルギー価格や原材料価格等の高騰に  
より、物価は上昇しており、同報告では、「国内  
企業物価は、このところ上昇している。消費者物  
価は、このところ緩やかに上昇している」とされ  
ていた。

このような状況を背景に、本年の春季賃金改定  
では、昨年を上回るベースアップの実施や、一時  
金の増額を行うこととした企業がある一方で、  
ベースアップの見送りや新型コロナウイルス感染  
症拡大の業績への影響により大幅に削減された一  
時金の支給が回復していない企業も見られた。

#### (2) 民間における最近の賃金・雇用情勢及び物価 の動向等

国家公務員給与と民間給与との比較時点である  
本年4月の民間における賃金・雇用情勢及び物価  
の動向等は次のとおりである。

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模  
30人以上）によると、本年4月の一般労働者の所  
定内給与は、昨年4月から1.8%増加している。

「労働力調査」（総務省）によると、本年4月の  
完全失業率は、昨年4月から0.3ポイント低下し  
て2.5%（季節調整値）となっている。

「一般職業紹介状況」（厚生労働省）によると、  
本年4月の有効求人倍率は昨年4月から0.14ポ  
イント上昇して1.23倍（季節調整値）、本年4月  
の新規求人倍率は昨年4月から0.29ポイント上  
昇して2.19倍（季節調整値）となっている。

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年  
4月に比べ2.5%上昇している。また、本年4月  
の国内企業物価指数（日本銀行）は、昨年4月に  
比べ9.9%上昇している。

本院が「全国家計構造調査」（総務省）及び「全  
国単身世帯収支実態調査」（総務省）を基礎に算  
定した本年4月における全国の1人世帯の標準生  
計費は114,480円、「家計調査」（総務省）を基礎  
に算定した同月における全国の2人世帯、3人世  
帯及び4人世帯の標準生計費はそれぞれ178,930  
円、196,090円及び213,240円となっている。

このように、最近の民間における賃金・雇用情  
勢及び物価の動向等を見ると、新型コロナウイルス  
感染症の影響からの持ち直しの動きが見られる  
とともに、物価が上昇しており、こうした状況の  
下で本年の民間給与の改定が行われているものと  
考えられる。他方、最近の物価の上昇は2%を超  
える大きなものとなっており、今後、物価の動向  
や、これを受けた民間給与の状況や生活面への影  
響がどうなっていくのか、注視していく必要があ  
る。

#### (3) 行政執行法人（旧現業）の給与改定

行政執行法人のうち、かつて国の現業であった  
独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局  
の職員の給与改定については、中央労働委員会に  
対して調停の申請がなされ、本年4月から基準内

賃金を1人当たり0.41%相当額の前資をもって引き上げることを内容とする調停案を労使双方が受諾して決着した。

#### (4) 各界の意見

本院は、例年、全国各地で経済界、学界、労働界等の各界からの参加による公務員問題懇話会や中小企業経営者等との意見交換を実施しており、これらの場において、給与勧告の仕組み等について説明し、意見を聴取している。

本年の懇話会等においては、地方において本院の「職種別民間給与実態調査」の対象となるような規模の企業は少ない、地場の中小零細企業の賃金と比べると高く安定しているとの指摘もある一方、優秀な人材を確保するためには相応の給与水準が必要であり、現行より大きい規模の企業と比べるべきとの意見もあった。このほか、国家公務員は諸外国に比べて人数も少なく、少数精鋭で業務を行っているとの意見や、若者にとって国家公務員が憧れの職業となるよう、ふさわしい給与が支給されるようにしてほしいとの意見もあった。

## 2 本年の国家公務員給与と民間給与の実態

### (1) 国家公務員給与の状況

本院は、「令和4年国家公務員給与等実態調査」を実施し、一般職の職員の給与に関する法律（給与法）が適用される常勤職員の給与の支給状況等について全数調査を行った。

民間給与との比較を行っている行政職俸給表(一)適用職員（139,947人、平均年齢42.7歳）の平均給与月額405,049円となっており、昨年4月と比較して若年層の人数が増加したこと等により2,104円減少している。

なお、税務署職員、刑務官等を含めた職員全体（253,401人、平均年齢42.5歳）の平均給与月額は413,064円となっている。

(注) 平均給与月額とは、俸給、地域手当、俸給の特別調整額（管理職手当）、扶養手当、

住居手当等（所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。）の全ての給与の平均月額をいう。

### (2) 民間給与の状況

#### ア 職種別民間給与実態調査

本院は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所約54,900（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した約11,800の事業所を対象に、「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症をめぐる医療現場の厳しい環境に鑑み、一昨年、昨年に引き続き、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる事務・技術関係22職種の約43万人及び研究員、教員等32職種の約2万人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査している。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、83.2%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

#### イ 調査の実施結果

本年の「職種別民間給与実態調査」により把握した民間給与の状況は、次のとおりである。

#### (ア) 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で50.8%（昨年48.1%）、高校卒で28.7%（同29.2%）

となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で32.9%（同25.3%）、高校卒で38.6%（同29.3%）、据え置いた事業所の割合は、大学卒で66.3%（同74.2%）、高校卒で61.1%（同70.0%）となっている。

(イ) 給与改定の状況

別表第1に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は31.5%（昨年23.5%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.3%（同0.6%）となっている。

また、別表第2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は84.0%（昨年82.1%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は30.4%（同22.5%）、減額となっている事業所の割合は2.8%（同8.4%）となっている。

このように、初任給の引上げやベースアップを実施した事業所の割合は昨年に比べて増加しており、業績や人材確保上の必要性等を踏まえて相応の賃金水準を確保しようとする動きが見られる。

3 本年の国家公務員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本院は、「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職俸給表(一)適用職員、民間においては公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴及び年齢を同じくする者同士の4月分の給与額（公務にあっては平均給与月額、民間にあっては

所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、国家公務員の人員数のウエイトを用いて精密に比較（ラスパイレス方式）を行ってきている。

本年4月分の給与について、民間給与との較差を算出したところ、別表第3に示すとおり、国家公務員給与が民間給与を1人当たり平均921円（0.23%）下回っていた。

(2) 特別給

本院は、民間における特別給の支給割合(月数)を算出し、これを国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行ってきている。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、別表第4に示すとおり、年間で所定内給与月額の4.41月分に相当しており、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数（4.30月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.11月分下回っていた。

4 本年の給与の改定等

(1) 改定の基本方針

ア 月例給

前記3(1)のとおり、本年4月時点で、国家公務員の月例給が民間給与を921円（0.23%）下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。この改定は、本年4月時点の比較に基づいて公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

月例給の改定に当たっては、人材確保の観点等を踏まえ、若年層について、基本的な給与である俸給を引き上げることとする。

イ 特別給

前記3(2)のとおり、国家公務員の期末手当及

び勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.11月分下回っていた。

このため、特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げる必要がある。

支給月数の引上げ分の期末手当及び勤勉手当への配分に当たっては、民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分することとする。

## (2) 改定すべき事項

### ア 俸給表

#### (行政職俸給表(一))

民間との給与比較を行っている行政職俸給表(一)について、平均0.3%引き上げることとする。

具体的には、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給について3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給について4,000円、それぞれ引き上げることとする。

また、これを踏まえ、20歳台半ばまでの職員が在職する号俸に重点を置き、初任の係長級(3級)の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について、所要の改定を行うこととする。この結果、1級、2級及び3級の平均改定率はそれぞれ1.7%、1.1%及び0.2%となる。

#### (行政職俸給表(一)以外の俸給表)

行政職俸給表(一)以外の俸給表についても、行政職俸給表(一)との均衡を基本に所要の改定を行う。なお、専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表については、本年の俸給表改定が若年層を対象としたものであることから改定を行わない。

### イ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とする。支給月数の引上げ分は、本年度については、12月期の勤勉手当に配分し、令和5年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

なお、勤務実績をより適切に支給額に反映し得るよう、本年の勤勉手当の支給月数の引上げ分の一部を用いて、上位の成績区分に係る原資の確保を図ることとする。

また、指定職俸給表適用職員及び再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

## (3) その他

### ア 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

「科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)等に基づき、政府として、産学官の全ての分野において博士人材が活躍する環境を社会全体で整備する取組が進められていることや、官民を問わず人材獲得競争が厳しい技術系の人材を公務において確保する必要があることなどを踏まえ、博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施する。なお、これに伴い、在職者についても所要の調整を講ずる。

### イ テレワークに関する給与面での対応

本院は、昨年の勧告時の報告において、公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況について把握しつつ、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングを行うことなどを通じ、テレワークに関する給与面での対応につい

て、引き続き研究を進めていく旨言及した。これを踏まえ、研究を進めるため、民間企業や各府省に対するヒアリングを行うとともに、本年の「職種別民間給与実態調査」において、民間企業における在宅勤務関連手当の支給状況について調査を行った。

ヒアリングを実施した企業においては、光熱・水道費や通信費の補助等を主な目的とした手当が支給されており、支給方法については、在宅勤務の実施回数に応じて日額で支給する方法や、月に一定回数以上の在宅勤務を実施した者に月額で支給する方法等があった。また、これらの企業の多くで、通勤手当の見直しが行われていた。

各府省においては、業務内容が多様であり、テレワークの実施に必要な機器の整備や通信費の負担等に課題がある中で、本府省を中心にテレワークの実施が拡大してきている状況が認められた。このような状況の下、各府省及び職員団体から、職員の経済的な負担を軽減するための給与上の措置を求める声もある。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果では、在宅勤務を行う者に対して手当を支給する事業所の割合は28.2%であり、昨年調査結果(23.1%)から5.1ポイント増加している。また、在宅勤務関連手当を支給しない事業所のうち、手当の支給を検討している事業所の割合は13.9%となっている。

以上のような状況を踏まえ、公務においても、テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みの検討を進めていく。検討に当たっては、テレワークに関する民間企業及び公務の動向を引き続き注視しつつ、手当の支給に関する事務負担等にも留意し、関係者との調整を行いながら、通勤手当の取扱いを含め、措置内容をまとめていくこととしたい。

## 5 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

### (1) 公務を取り巻く情勢と給与をめぐる課題

別紙第3で述べるとおり、本院は、能率的で活力があがり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて人材の確保や勤務環境の整備などの取組を進めることとしている。また、公務においては、来年度から定年が段階的に引き上げられる。60歳を超えた職員については当分の間の措置として給与水準が7割に設定されているが、60歳前後で連続的な給与水準となるよう、定年の段階的引上げが完成するまでに、所要の措置を順次講ずることとされている。このように、社会や公務の変化に適応した人事管理が求められる中で、給与制度についても、以下のような課題に対応できるようアップデートを図っていく必要がある。

ア 優秀な若手人材の獲得競争が激化する中、公務においては採用試験の申込者数の減少傾向や若年層職員の退職者数の増加傾向が見られる。若い世代を誘致・確保する観点では、採用試験や勤務環境の整備などに関する取組に加え、給与面における取組も課題となる。

イ デジタル化等の急速な社会環境の変化に適応できる能力や専門的な知識経験を持つ人材が必要とされる中、外部からの積極的な中途採用や、部内人材も含めた機動的で柔軟な配置・登用の必要性が高まっている。こうした人事上のニーズに対応した給与制度としていく必要がある。

ウ 中途採用を始めとする採用ルートの多角化により、採用者の年齢・経歴などは多様化してきている。また、在職者における大学院修了者の増加や、今後の定年引上げに伴う人事管理の変化等により、採用後のキャリアパスについても、特定の専門分野に特化したスペシャリストを含め、ますます多様化することが見込まれる。こうした状況を前提に、職員の能力・実績や職責を的確に反映する給与制度としていく必要がある。

エ 社会全体として、働き方に関する価値観やライフスタイルの多様化が進むとともに、デジタル技術の活用等により働き方の選択肢が増えてきている。公務においても、女性職員の増加も背景に、こうした状況に応じて職員が様々な形で活躍できるよう支援していくことが求められる。一方、国民の生命、財産等に直接関わる行政サービスを提供するため全国各地に展開する体制を確保するなどの公務組織の要請にも応えていく必要がある。こうした状況を踏まえ、給与についても、職員の事情や公務の実情により応じたものとしていく必要がある。

## (2) 具体的な取組事項

前記の課題に対応する上で、具体的には、例えば以下のような点について取組が必要と考える。

- ・ 初任給や若年層職員の給与水準を始めとして、人材確保や公務組織の活力向上の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・ 中途採用者を始めとする多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・ 65歳までの定年引上げを見据えた、60歳前の各職員層及び60歳を超える職員の給与水準（給与カーブ）
- ・ 初任層、中堅層、ベテラン・管理職層などキャリアの各段階における職員の能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・ 令和6年に見直すこととされている地域手当を始め、基本給を補完する諸手当に関する社会や公務の変化に応じた見直し

## (3) 今後の取組の進め方

前記の取組に当たっては、公務における人員構成の変化や各府省の人事管理、民間における給与の状況等を踏まえつつ、俸給表の構造、初任給・昇格・昇給の基準、各種手当など、給与制度につ

いて様々な側面から一体的に取組を進めていくこととする。

具体的には、関係者等の意見を聴取しつつ、令和5年夏に具体的な措置についての骨格案を示すことができるよう検討を進め、その後更に関係者と意見交換を行った上で、令和6年に、地域手当を見直すこととされていることも踏まえ、同手当以外の事項も含め、その時点において必要な給与制度上の措置の成案を示し、施策を講ずることを目指す。また、その後も、段階的な定年引上げが完成する令和13年3月を見据えた更なる措置等の必要な取組に向けて、公務・民間における状況の変化等も見つつ検討を進め、対応を図っていく。

## 第3 給与勧告実施の要請

人事院の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

行政需要が増大し、複雑化する中で、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上を図るため、個々の職員が高い士気を持って困難な諸課題に立ち向かうことが強く求められている。

そうした状況の下で、全国各地の公務員は、行政サービスを安定的に提供し、国民の安全・安心を確保するため、日々職務に精励している。

国家公務員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、組織活力の向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

国会及び内閣におかれては、このような人事院勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

### 別表第1 民間における給与改定の状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)  
(単位：%)

役職 段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係員		31.5	7.2	0.3	60.9
課長級		26.9	7.3	0.3	65.5

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

### 別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)  
(単位：%)

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		85.8	84.0	30.4	2.8	50.8	1.8	14.2
課長級		78.6	76.2	26.3	2.6	47.3	2.4	21.4

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

### 別表第3 国家公務員給与と民間給与との較差

民間給与 ①	国家公務員給与 ②	較差 ①－② (円) $\left(\frac{\text{①}-\text{②}}{\text{②}} \times 100\right)$ (%)
405,970円	405,049円	921円 (0.23%)

(注) 民間、国家公務員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。



別表第4 民間における特別給の支給状況

項目		区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A1)		円 392,113	円 287,920
	上半期 (A2)		円 393,496	円 289,276
特別給の支給額	下半期 (B1)		円 841,319	円 515,786
	上半期 (B2)		円 892,197	円 532,823
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1}\right)$		月分 2.15	月分 1.79
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2}\right)$		月分 2.27	月分 1.84
年間の平均			4.41月分	

(注) 1 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

備考 国家公務員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.30月である。

別紙第2

勧告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）を改正することを勧告する。

1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

(2) 勤勉手当について

ア 令和4年12月期の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員にあっては、0.5月分）とすること。

(イ) 特定管理職員

勤勉手当の支給割合を1.25月分（再任用職員にあっては、0.6月分）とすること。

(ウ) 指定職俸給表の適用を受ける職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員にあっては、0.575月分）とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

(イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.575月分）

とすること。

(ウ) 指定職俸給表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のア、2の(2)のア及び3の(2)のアについてはこの勧告を実施するための法律の公布の日から、1の(2)のイ、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和5年4月1日から実施すること。

[別記第1～第3（略）。人事院HP参照]

## 別紙第3

## 公務員人事管理に関する報告

社会情勢が急速に変化する中で、質の高い行政サービスを国民に提供し続けるためには、行政がいつの時代にも求められる役割を的確に果たせるよう、これを支える公務組織が能率的で活力のある組織であり続ける必要がある。そのためには、時代環境に適応できる能力を有する多様な有為の人材を行政の担い手として継続的に確保し、計画的な育成を行うとともに、職員一人一人がやりがいを持って職務を遂行し、その能力を十全に発揮できる職場環境を整えることが必要不可欠である。また、こうした環境が、公務全体のパフォーマンスを向上させるとともに公務の魅力となり、更に有為な人材を公務にひきつけるという好循環を生み出すことが期待される。

しかし、近年、若年層職員の退職者数は増加傾向にあり、民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で国家公務員採用試験の申込者数も減少傾向にあるなど、公務における人材の確保は厳しい状況にある。

本院が昨年度に初めて実施した就職活動を終えた学生を対象とする意識調査によると、就職先として国家公務員を選ばなかった理由として、採用試験の勉強や準備の負担を挙げる回答が最も多く、また、長時間労働等の勤務環境に関する不安を挙げる回答がこれに続いた。少子高齢化とこれに伴う生産年齢人口の減少が続く中、公務組織の中核を中長期的に担うことが期待される優秀な人材を継続的に確保していくためには、申込者数の増加に向けた採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題である。

また、行政の直面する課題が複雑化・高度化する中、こうした課題に的確に対処していくためには、職員が必要な能力を培うことができるよう計画的かつ効果的な育成を行っていくことに加え、

民間企業等において多様な経験・専門性を有する人材を官民の垣根を越えて公務に誘致することが不可欠である。本院は、各府省と引き続き積極的な対話を行い、現行制度の下で可能な運用について明文化を含め分かりやすい説明に努めるとともに、民間人材の採用の円滑化に向けた制度的な課題を的確に把握し、それらの解消にスピード感を持って取り組んでいく。あわせて、これらの人材がその能力を十全に発揮できるような適切な環境整備に向けた各府省の取組を支援していく。

公務組織を能率的で活力あるものとし続けるためには、組織の構成員である職員のWell-beingの実現を図り、高い意欲とやりがいを持って生き生きと働き続けられる職場環境を整備することが肝要である。このことが、公務職場の魅力を高め、多様な有為の人材から働く場として選ばれることにもつながる。

そのためには、公務職場に関する職員の意識を定期的に把握し、その結果を踏まえた施策を講じていくことも有効と考えられる。

働き方に関する価値観やライフスタイルが多様化する中で、個々の職員がその希望や置かれている事情に応じた働き方を選択できることが重要である。令和2年度年次報告書で示した職員意識調査結果においても、働き方改革とワーク・ライフ・バランスが課題と認識されており、公務における働き方改革の推進は急務である。中でも、長時間労働の是正は、職員の健康の確保やワーク・ライフ・バランスの実現の観点はもとより、人材確保の観点からも重要かつ喫緊の課題である。

また、社会全体のデジタル化の推進が重点課題となる中、公務におけるデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容等の観点からも、テレワークの推進は極めて重要である。テレワークを実施可能な環境が整備されることに伴い、働く時間や場所を柔軟に活用することが可能

となっており、このような働き方に対応した勤務時間制度の整備が求められる。

さらに、民間において従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する健康経営が進展している中、公務においても、今後、定年の引上げに伴い高齢層職員が増加するほか、女性職員の割合が増加していることなどから、これらの職員も念頭に置いた職員の健康管理がより重要となる。

前述の職員意識調査結果においては、能力・専門性の向上について職員の関心が高い一方、成長実感や将来展望については否定的な傾向が見られた。今後、定年の引上げに伴い在職期間が長期化する中で、公務の組織活力を維持・向上させるためには、能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、本院がこれまでも提言してきた1ポスト当たりの在任期間の長期化や人事評価のプロセス等において管理職員と部下職員が円滑なコミュニケーションを図ることなどにより、職員の専門性の向上や能力伸長を支援したり、自らのキャリアを自律的に考えられるようにしたりする取組が強くと求められる。

本院は、以上のような課題認識を踏まえ、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般について取組を進め、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて全力を挙げてその責務を適切に果たしていく。これら諸課題への具体的な取組の方向性は以下のとおりである。

## 1 人材の確保

### (1) 採用試験の見直し

#### ア 令和4年度内に方針を決定する施策

##### (ア) 総合職春試験の実施時期の前倒し

民間企業等との人材獲得の厳しい競合の下、公務に優秀な人材を確保することは最重要課題の一つである。

本院が実施した学生への意識調査や民間企業等による各種調査によると、学生が民間企業の内々定を得る時期は年々早期化している。このような中、各府省からは、春に実施している総合職試験（以下「総合職春試験」という。）の実施時期を前倒してほしいとの意見が多く寄せられている。

こうした状況を踏まえ、総合職春試験の最終合格者発表日後に行われる官庁訪問（各府省が行う採用面接等）について、民間企業の内々定解禁日（6月1日）と同時期に行える環境を整備する。

そのためには、総合職春試験の最終合格者発表を5月下旬（現行6月下旬）に行う必要があることから、同試験の第1次試験を現行の4月下旬実施から3月中下旬実施に早めることが不可欠となる。このような試験実施時期の前倒しについては、学生の受験準備に与える影響も考慮しながら進める必要があることから、段階的に実施することとし、令和5年の第1次試験は4月上旬実施（6月上旬最終合格者発表）、令和6年の第1次試験からは3月中下旬実施（5月下旬最終合格者発表）とする。

### (イ) 総合職試験（大卒程度試験）「教養区分」の受験可能年齢の引下げ

各府省から、民間企業における採用活動の早期化に対応するためには、採用試験の受験可能年齢を引き下げ、大学2年生以下でも受験できるようにすべきとの意見が寄せられている。

本院としても、有為な人材を確保するためには、年々進む民間企業の採用活動の早期化に対応していくことが重要であり、採用試験の実施時期の前倒しに加えて、採用試験の受験可能年齢の在り方についても見直すことが必要であると認識している。

このような認識に基づき、毎年秋に実施している総合職試験(大卒程度試験)「教養区分」について、令和5年の試験から現行の受験可能年齢を1歳引き下げて「19歳以上」とし、大学2年生でも受験できることとする。

#### (ウ) 幅広い専門分野の人材が受験しやすい総合職試験の実現

総合職試験全体の申込者数が減少傾向にある中、専門分野に関係なく受験できる「教養区分」の申込者数は堅調に推移している状況にあり、かつ、各府省における同区分からの採用者数は増加し続けている。

本院としても、このような「教養区分」をめぐる現状を踏まえ、より多くの志望者が同区分を受験しやすくなるような施策を採ることが重要と認識しており、本年の試験から東京都及び大阪市に加え、札幌市及び福岡市を第1次試験地として追加することとしたところである。さらに、令和5年の試験から上記4都市以外にも試験地を追加し、同区分を更に受験しやすい環境に整備していく。

また、近年、総合職試験の事務系の採用者に占める人文科学専攻者の割合が上昇傾向にあり、その多くが必ずしも大学の専攻と一致しない「法律区分」等で合格し、採用されている状況がある。

こうした状況を踏まえ、本院としては、人文科学専攻者が自らの専門分野で受験しやすい試験区分を設け採用試験の間口を拡大することが重要との認識の下、人文科学専攻者が自らの専門分野で受験しやすい試験区分の在り方について、各府省のニーズを踏まえながら検討を進め、令和6年の総合職試験から必要な措置を講ずる。

#### (エ) 採用試験の合格有効期間の延伸(第二新卒等の確保)

現在、総合職試験と一般職試験(大卒程度試験)(以下「一般職大卒程度試験」という。)のいずれも、合格後に採用候補者として名簿に記載される期間(以下「合格有効期間」という。)は3年間となっている。このため、大学4年生で採用試験に合格した者が民間企業等で数年間勤務した後いわゆる第二新卒として国家公務員への転職を目指す場合や、修士課程在学中に採用試験に合格後博士課程を修了してから国家公務員への就職を目指す場合、合格有効期間は失効してしまうことから、再度採用試験を受験する必要がある。

本院としては、これらの多様な人材を確保していくことが重要であるとの認識の下、国家公務員採用試験の合格者が一定の経験等を経た後、再度採用試験を受験することなく各府省の官庁訪問を受けられるよう間口を拡大することが必要と考えている。

このため、現行3年間となっている総合職試験と一般職大卒程度試験の合格有効期間について、令和5年の試験から、「教養区分」以外については5年間、「教養区分」については(イ)の受験可能年齢の引下げ及び「教養区分」以外の試験合格者との官庁訪問機会の均衡を考慮して6年6箇月間にそれぞれ延伸する。

#### (オ) 受験しやすい基礎能力試験の実現

昨年、本院が大学教職員に行ったヒアリングでは、公務員試験において、「特に理系学生にとって専門外である人文科学及び社会科学の分野における知識分野の負担が大きい」、「民間企業の採用意欲が高い理系学生を公務に誘致するのであれば専門外の分野については試験の負担を軽減すべきではないか」との意見が寄せられた。

本院としても、人材獲得競争が激しい理系学生を確保していくためには、国家公務員と民間企業を併願する学生にとってより受験しやすい基礎能力試験の在り方について検討する必要があると考えている。そのため、能力実証の観点に留意しつつ、令和6年以降の総合職春試験及び一般職大卒程度試験における基礎能力試験の知識分野の取扱いに関し、現行より受験しやすくなるよう検討を進める。

(カ) その他の施策

上記の施策に加え、総合職試験（「行政区分」、「政治・国際区分」、「法律区分」及び「経済区分」）の専門試験（記述式）の解答題数、基礎能力試験における情報分野に関する出題の在り方についても検討を進める。

イ 令和5年度内を目途に方針を決定する施策

(ア) 総合職試験（大卒程度試験）（「教養区分」以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢の引下げ

上記のとおり、各府省からは、民間企業における採用活動の早期化に対処するため、採用試験の受験可能年齢を見直し、大学1、2年生から採用試験を受けられるようにすべきとの意見がある。また、今後、民間企業におけるインターンシップで得た学生情報を採用活動に活用することが可能となることから、民間企業における採用活動はますます早期化する可能性がある。

一方で、受験可能年齢の引下げを行う場合は、採用試験に合格した年度の官庁訪問には参加せず、翌年度以降の官庁訪問を経て採用内定を希望する者が相当程度増えることが想定される。このことから、採用規模が大きい総合職試験（「教養区分」以外）及び一般職大卒程度試験においては、各府省における採用活動に支障を来さないよう工夫する必要がある。

ある。

このため、総合職試験（「教養区分」以外）及び一般職大卒程度試験における受験可能年齢の引下げについては、先行して行う「教養区分」における受験可能年齢の引下げによる影響を分析しつつ、検討を進める。

(イ) 一般職大卒程度試験における新区分の創設

昨年、本院が大学教職員に行ったヒアリングでは、「一般職大卒程度試験について、主な併願先となっている地方公共団体の採用試験と比べ試験科目が多いことが負担感を増している」との意見が多く寄せられた。また、本院が昨年実施した学生への意識調査でも、国家公務員を敬遠する理由として、「採用試験の勉強・準備が大変であること」を挙げる者が多かった。

本院としても、国家公務員採用試験の間口を拡大することが必要と考えており、能力実証の観点に留意しつつ、地方公共団体と併願する例が多いとされる一般職大卒程度試験において、専門試験を課さない試験区分を新設することについて検討を進める。

(ウ) 総合職試験（院卒者試験）の受験資格の見直し

昨年、本院が大学教職員に行ったヒアリングでは、「特に人材獲得競争が激しい理工系大学院生については、修士課程1年生時に実質的な民間企業の就職活動が終了しており、修士課程2年生でしか受験できない総合職試験（院卒者試験）の時期まで待ってられない学生が多い」との意見が寄せられた。

こうした状況を踏まえ、本院としても、高度の専門性を有する理工系大学院生を獲得するため、現行の総合職試験（院卒者試験）の受験資格を見直すことにより、修士課程1年生時に受験可能とすることについて検討を進

める。

## (2) 民間との人材交流の円滑化

社会環境の急速な変化に的確に対応できる能力を有する人材を確保していくためには、公務部内における人材育成だけでなく、公務と民間との間の人材の流動性を高め、民間の知見を積極的に公務に取り入れていくことが重要である。

こうした中で、各府省においては、高度の専門性を持った民間のデジタル人材が有する知見を活用するニーズが高く、今後も採用者数が増加していくものと考えられるため、このようなデジタル人材を特定任期付職員として機動的に採用できるよう、本年7月に、本院の明示する公務及び任用の公正性の確保等に関する要件を満たす場合には、本院による事前の審査手続を不要とし、各府省限りで採用を行えることとした。今後とも、各府省のニーズを踏まえつつ、公務が必要とする高度の専門性を有する民間人材を特定任期付職員として円滑に採用することができるよう、積極的に取り組んでいく。

あわせて、一般任期付職員の採用について、昨年11月に行った本府省の課長補佐級以下の官職への採用手続の基準化に続き、本府省の課長級・室長級の官職への採用についても、本院の明示する公正性の確保等に関する要件を満たす場合には、本院による事前の審査手続を不要とし、各府省限りで行えることとした。

民間人材の給与決定については、デジタル人材に限らず、現行制度の下で柔軟な取扱いが可能となっており、本院は、各府省において制度を的確に活用し、民間経験を適切に評価した給与決定が行えるよう支援するため、こうした柔軟な取扱いに関する周知活動等を行ってきたところである。さらに、本年秋までに、こうした柔軟な取扱いに関し、通知による明文化を行い、併せて運用上の判断目安や運用事例等も示すことにより、各府省における活用を支援する。

加えて、民間人材の高度な専門性や業績等に応じた柔軟な給与決定や、部内職員も含めた機動的・柔軟な配置による人材の活躍をより一層支援するため、給与制度の見直しを進める。具体的には、本年秋までに、特に高い業績を挙げた特定任期付職員に支給される業績手当の支給要件を明示して人事院との協議を要することなく支給できるようにするとともに、優秀な若手・中堅職員の抜てきを行う場合の給与決定についても各府省限りで行えるよう枠組みの整備を行う。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律に基づく官民人事交流については、その更なる活用を促進する観点から、公務の公正性の確保に影響を及ぼさないよう十分に留意しつつ、国の機関に置かれる部局等と民間企業との間の人事交流の制限に関する事項等について交流基準の見直しを検討し、交流審査会の了承が得られた内容について本年中に措置を講ずる。あわせて、各府省の事務負担を軽減するとともに、手続の更なる迅速化を図るため、官民人事交流に係る審査資料の簡素化を含め、審査事務の合理化を行う。

## 2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

個々の職員の能力を十分に引き出し、組織として最大限のパフォーマンスを発揮するためには、各府省において、管理職員による日々の指導や人事評価を通じて職員の能力、適性等を的確に把握した上で、それらを考慮した計画的な配置や多様な勤務機会の付与を含めた育成を行うとともに、人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映することが重要である。

また、職員が自らのキャリアに対する不安を緩和し、自律的に考えられるようにするためには、各府省の人事当局において、職員にキャリアパスのモデルやロールモデルを示すことや、職員の中長期的なキャリアの希望を踏まえた育成方針等を管理職員と共有し、成長機会を積極的に付与する

ことが強く期待される。あわせて、管理職員には、期末面談等の機会を捉えて今後のキャリアに資するような指導・助言を行うなど、部下職員とのコミュニケーションを適切に図ることが求められる。

### (1) 研修を通じた人材の育成

研修（Off-JT）については、職場での人材育成（OJT）を補完し、キャリア形成や各役職段階での能力発揮など、様々な場面で職業生活を支える重要なものであり、本院としては、多様で効果的な研修を幅広く提供し、各府省における有為な人材の育成を促進していく。

具体的には、行政研修（課長級）に、組織統率や人材育成等に関するマネジメント能力の向上に重点を置いたコースを新設する。また、係長級や課長補佐級などの職員についても、マネジメントに係る基礎的な知識やスキルを身に付けることが、能率的で活力あるチームづくりに主体的に取り組む力の向上につながることから、コーチング、リーダーシップ、コミュニケーション等に関する研修教材の作成などに取り組んでいく。

あわせて、若年層の職員を中心に、成長を実感しながら活躍することができるよう、自身のキャリア形成について考え、仕事や能力開発への意欲を向上させる機会となる研修を充実させていく。

さらに、民間企業での実務経験を有する者等の採用が増加傾向にあることを踏まえ、これらの者に対しても、早期に公務になじみ能力を発揮できるよう研修教材等の充実などを通じて支援していく。

女性職員の登用拡大に向けては、性別や家庭の事情などに係る無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれずに人事配置や人材育成等が行われることが重要であることから、管理職員を対象とする研修等を通じて意識改革を推進していく。

これらの研修も含め、今後とも、各府省からの

ニーズの高い研修を中心に、より多くの職員が受講できるよう、オンライン教材の充実・活用等を図っていくとともに、それぞれの研修について、その趣旨や目的に応じた目標設定やフィードバックの方法などを工夫しながら実効性を高めていく。

### (2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価については、昨年9月に制度の見直しが行われたところであり、人材育成やマネジメント強化のツールとして人事評価を活用することなど一部は昨年10月に施行され、本年10月からは、職員の能力・実績をよりきめ細かく的確に把握するための評語の細分化等が施行される予定である。

本院としては、見直し後の人事評価制度に基づく評価結果をより適切に任用、給与等に反映するための人事院規則の改正を昨年12月に行ったところであり、改正後の新たな基準に基づき、各府省において高い能力・実績のある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう、引き続き制度内容の周知等の取組を進める。あわせて、人事評価を活用した人材育成や人事評価に対する職員の納得感の向上に資するよう、管理職員の評価・育成能力の向上に向けて各府省が実施する研修を支援するとともに、各府省と連携・協力し、人事評価及びその任用、給与等への反映に関する職員の苦情の適切な解決を図っていく。

## 3 勤務環境の整備

### (1) 長時間労働の是正

#### ア 超過勤務の上限規制の運用状況

国家公務員の超過勤務については、平成31年4月から、人事院規則により、超過勤務を命ずることができる上限を設定している。ただし、大規模災害への対処等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務（以下「特例業務」という。）に従事する職員に対しては、



上限を超えて超過勤務を命ずることができるが、その場合には、各省各庁の長は、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならないこととしている。

各府省において上限を超えた職員について、令和2年度の状況を本院が把握したところ、その状況は下表のとおりであり、本府省の他律的

業務の比重の高い部署（以下「他律部署」という。）においては、25.2%の職員が上限を超えており、また、上限の基準別では、1箇月について100時間未満の上限を超えた職員が13.8%、2箇月から6箇月の平均で80時間以下の上限を超えた職員が18.1%となっていた。

○ 上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合（他律部署）

〔本府省・本府省以外で見た場合〕

全体	本府省	本府省以外
13.6%	25.2%	2.1%

（注）数値は、他律部署における年度末定員の総数を100とした場合のもの（次表についても同様）。

〔基準別で見た場合〕

	全体	本府省	本府省以外
1月100時間未満	7.2%	13.8%	0.7%
年720時間以下	5.6%	11.0%	0.3%
2～6月平均80時間以下	9.5%	18.1%	1.0%
月45時間超は年6回まで	9.6%	18.0%	1.2%

（注）本府省の他律部署における上限を超えた職員は、4つの基準のうち平均して2つ以上基準を超えている。

○ 上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合（自律部署）

〔本府省・本府省以外で見た場合〕

全体	本府省	本府省以外
7.0%	14.1%	6.6%

（注）1 「自律部署」とは、他律部署以外の部署をいう。以下同じ。

2 数値は、自律部署における年度末定員の総数を100とした場合のもの（次表についても同様）。

〔基準別で見た場合〕

	全体	本府省	本府省以外
1月45時間以下	6.3%	13.5%	5.9%
年360時間以下	3.9%	8.3%	3.6%

○ 他律部署の指定状況（令和2年度）

全体	本府省	本府省以外
25.9%	76.0%	15.6%

（注）数値は、全部署（他律部署及び自律部署）における年度末定員の総数を100とした場合のもの。

上限を超えた職員が従事していた主な特例業務としては、大規模災害への対処、重要な政策に関する法律の立案、他国又は国際機関との重要な交渉のほか、新型コロナウイルス感染症対策関連業務、予算・会計関係業務、人事・給与関係業務、国会対応業務等があった。

特に、令和2年度においては、年間を通じて新型コロナウイルス感染症対策関連業務が発生していたこと等により、令和元年度よりも上限を超えた職員が増加した。

#### イ 客観的把握に基づく勤務時間管理等についての指導・助言

超過勤務の縮減に当たっては、職員の勤務時間を適正に把握し、管理することが重要である。本年3月には、人事院事務総局職員福祉局長通知を改正し、各府省における勤務時間の客観的把握を開始している部局では、これに基づき、適正に超過勤務時間を管理するよう求めるとともに、本年4月には、超過勤務の縮減に向けた指導を徹底するため、勤務時間調査・指導室を新設した。同室において、勤務時間の管理等に関する調査を本年6月から実施しており、本年度内に本府省の約30機関、地方の約40官署に対して実施する予定である。その際、対象となる職員ごとに客観的な記録（在庁時間）と超過勤務時間を突合し、大きなかい離があればその理由を確認するなどして、客観的な記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理について指導を行うこととしている。

また、同室の調査や制度の運用状況の聴取の機会などを通じて、引き続き各府省における超過勤務の上限に関する制度の運用状況を把握した上で、他律部署の範囲について業務の実態に即して課室よりも細かく指定するよう指導を行うとともに、特例業務の範囲が必要最小限となるよう指導を行っていく。さらに、各府省のマネジメントに責任を有する者に対して、長時間

の超過勤務を行う職員に対する医師による面接指導の徹底を求めるとともに、管理職員等のマネジメントに関する助言等を行い、デジタルを活用した事例など業務の合理化・見直しの実例を含めた各府省の好事例を収集・整理した上で横展開していく。

#### ウ 業務量に応じた定員・人員の確保等

組織の構成員である職員のWell-beingの実現の観点から、長時間労働の是正が不可欠であり、そのためには、各職場における管理職員等のマネジメントの強化と併せて、府省の組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことが必要である。現在、政府において、デジタル3原則を基本原則としつつ、行政のデジタル化を着実に推進することとされており、これを機により一層の業務の合理化等が求められる。

こうした業務の合理化等を行ってもなお長時間の超過勤務により対応せざるを得ない場合には、各府省において、業務量に応じた柔軟な人員配置や必要な人員の確保に努める必要がある。

現在、各府省においては、平時の限られた定員の下で、早急な実施が求められる内閣の重要施策に係る業務や、新型コロナウイルス感染症や大規模災害などの緊急の事態に係る業務に、他部署からの一時的な応援などにより対応してきている。

これらの業務については、一定の増員がなされている部局もある一方で、過去の定員削減の影響を受けている官房部局など、業務量に比して定員が十分ではないために必要な人員を配置することができず、恒常的に長時間の超過勤務により対応せざるを得ない部局等も依然としてある。

このため、本院としては、定員管理を担当する部局に対して必要な働きかけを行うとともに、各府省における人材の確保に向けた取組の

支援を行っていく。

## エ 国会対応業務の改善

国会対応業務は、特に本府省の他律部署において上限を超えて超過勤務を命ぜられた主な要因の一つとして挙げられており、職員にとって依然として大きな負担となっている。昨年の給与勧告時の報告において、国会対応業務の改善を通じた国家公務員の超過勤務の縮減について、国会等の一層の御理解と御協力をお願いしており、人事院総裁が衆議院議長及び参議院議長並びに国会議員に働きかけるなど、本院として様々な機会を捉えて取組を行った。国会等の御理解と御協力を頂き、各府省からは、質問通告の早期化、オンラインによる対応が進み超過勤務の縮減にもつながったとの声が聞かれるとともに、これらをより一層推進することを求める声があったところであり、引き続き国会対応業務に係る各府省の実態把握に努めていく。国会対応業務に係る超過勤務の縮減について、本院としては、各府省に対して更なる業務の合理化等に取り組むことを求めるとともに、国会を始めとする関係各方面の御理解と御協力をお願いしていきたい。

### (2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

本院では、本年1月から、学識経験者により構成する「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」を開催している。研究会においては、関係者からのヒアリング等を交えながら、テレワーク、フレックスタイム制、勤務間インターバルといった検討事項について議論が行われている。これらの検討事項のうち既存の制度であるフレックスタイム制については、論点がより明確であることから、先行して議論を深めることとなり、本年7月には、フレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を早

期に実施すべきとの中間報告が取りまとめられた。

現行のフレックスタイム制は、原則として全ての職員に適用されているが、一般の職員については、職員が官署で共に勤務することを前提に、コアタイムや1日の最短勤務時間数が長く設定され、職員による勤務時間の選択の幅が狭くなっている。一方、昨今、テレワークが広がってきていることに伴い、コミュニケーションツールや勤務時間管理システムなど、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方が可能となる環境が整備されてきている。

テレワークやフレックスタイム制の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保に資するものであり、ひいては職員のエンゲージメントを高め、公務能率の向上や多様な有為の人材確保につながるものである。このような観点から、執務態勢の確保、職員の健康確保等についても考慮しつつ、研究会において検討がなされた結果、現行のフレックスタイム制を柔軟化することで見解の一致が見られた。主な内容は、次のとおりである。

- ① 各府省・部署の業務の状況等によって最適な柔軟化の程度が異なることを踏まえ、次のとおり現行よりも柔軟な基本的枠組みを人事院規則で定めた上で、各府省がその範囲内で業務の実情等に応じて府省・部署ごとに最適なパターンを内規により設定可能とすることが適当である。

	柔軟化後の基本的枠組み (下線部分は現行制度より柔軟化する事項)	(参考) 現行制度
単位期間	4週間	同左
当初の割振期限	<u>単位期間の開始以前</u>	単位期間の開始以前 (できる限り1週間前まで)
割振り後の変更	当該日の勤務時間開始前まで	同左
コアタイム	毎日2～4時間 (9時～16時の間に設定) <u>ただし、各省各庁の長が定める週1日は免除可</u>	毎日5時間 (9時～16時の間に設定)
フレキシブルタイム	<u>5時～22時</u>	7時～22時
1日の最短勤務時間数	<u>2～4時間</u> (コアタイム免除日はこれを下回る時間を割り振ることも可能)	6時間

② 各府省において基本的枠組みよりも更に柔軟なパターンを設定しようとする場合には、人事院との協議を通じて、職員の健康及び福祉が確保されることを確認することが適当である。

また、休憩時間制度については、テレワーク等による柔軟な働き方が広がる中で、同一の部署の職員に休憩時間を一斉に付与する必要性が低下している場合があり、特に在宅勤務の場合、職員のライフスタイルによって休憩時間を置くことを希望する時間帯が区々であると考えられる。このため、休憩時間の置き方の規制について、勤務能率や職員の健康等を考慮しつつ、一定程度の緩和をするとともに、フレックスタイム制の場合には、各省各庁の長が職員の申告を考慮して休憩時間を設定できることとすることが適当とされた。

本院は、研究会から中間報告において提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化は、職員の勤務条件及び公務能率の向上に資するものであることから、この提言の内容を基本として、関係各方面と調整の上、令和5年4月から実施されるよう、人事院規則等の改正などの必要な措置を速やかに講ずる。その際、改正後の制度や具体的な活用例を記載した職員向け周知

啓発資料を作成して各府省に提供するなど、各府省における円滑な実施を支援する。

柔軟化された制度が十分活用されるためには、手続を効率化することが望ましいことから、勤務時間管理のシステム化を速やかに進める必要がある。また、勤務時間を柔軟化しても執務態勢を確保するためには適切なマネジメントが不可欠であり、研修等を通じて管理職員のマネジメント能力の強化を図る必要がある。さらに、柔軟化した制度が実際に職員の柔軟な働き方につながるように運用されるためには、執務態勢が制約要因とならないよう業務量に応じた要員が十分に確保される必要がある。中間報告においては、これらの点についても併せて提言が行われており、本院として、関係機関に対し勤務時間管理のシステム化の推進を求めるとともに必要な協力を行う。また、内閣人事局と連携してマネジメント能力強化のための取組を実施し、あわせて、(1)で述べたとおり、長時間労働の是正の観点からも、定員管理を担当する部局への必要な働きかけを行っていく。

今後、研究会においては、テレワークや勤務間インターバル確保の方策について更に議論を深めることとされ、テレワーク時の休憩時間の在り方

やフレックスタイム制における1日の最長勤務時間数などについても併せて検討することとされた。また、中間報告で言及されたフレックスタイム制等の柔軟化以外の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の在り方等についても引き続き検討を行うこととされている。

これらの検討事項について、研究会において、本年度内を目途に結論を得るべく、引き続き検討を進めていくこととされている。

### (3) 健康づくりの推進

職員が個々のWell-beingを実現することは、公務組織を能率的で活力のあるものにするためにも重要であり、各自の健康増進がその土台となる。近時、企業が従業員の健康に配慮することによって経営面においても大きな成果が期待できるとの認識に立って、健康を経営的視点から考え戦略的に実践するという健康経営が注目されており、民間においては、健康管理施策に積極的に投資が行われていくとされている。こうした中、公務においても、今後、高齢層職員や女性職員の割合が増加していくことも念頭に置きつつ職員の健康管理施策を一層推進する必要があるが、そのための健康管理体制は必ずしも十分とは言えない。

このため、本院としては、各府省における健康管理医、健康管理者及び健康管理担当者の配置状況や、心身の健康に係る各種相談体制の実態を調査するとともに、民間における健康経営の状況も把握しつつ、各府省における健康管理体制を充実させるための方策について検討する。

また、公務においては、心の疾病による長期病休者の数が長期病休者全体の6割を超え、長期病休者率も上昇している状況が続いている。

職員の心の不健康な状態を未然に防止するため創設されたストレスチェック制度について、有識者から意見を聴取し、本年2月に、エンゲージメントの状況等を確認できる調査項目を追加して実施することや同制度を活用して職場環境改善をよ

り効果的に行うことなどを内容とする報告書を取りまとめた。これを踏まえ、ストレスチェックの更なる活用、メンタルヘルス施策の推進に向けた健康管理体制の充実等の具体的な取組について各府省へ通知しており、国家公務員健康週間等の機会において、引き続きこれらの取組を促していく。

さらに、本院が設けている「こころの健康相談室」については、相談を希望する職員や各府省の担当者がより相談しやすい体制となるよう、本年度より一部の窓口においてオンライン相談を導入したところである。その結果、オンライン相談を実施している窓口における本年度第1四半期の相談件数はおよそ1.5倍に増加し、その約半数がオンライン相談となっており、地方官署を中心にニーズがあった。今後、全ての窓口でオンライン相談に対応できるよう体制を拡充するとともに、その活用を周知することにより、心の健康づくりを一層推進する。

### (4) 仕事と生活の両立支援

本院は、昨年8月、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるため、育児休業の取得回数制限を緩和するための国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行った。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則等の改正により、休暇・休業等に関する措置を一体的に講じることを表明した。

意見の申出に基づき、同法が改正され、本年10月1日から施行される。また、人事院規則等を改正し、非常勤職員も含め、不妊治療のための出生サポート休暇の新設、育児休業の取得の柔軟化等の措置を講じた。

本院としては、これらの制度が職員に広く活用されるよう、両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、不妊治療と仕事の両立に関するイベントの開催、職員向けのリーフレットや管

理職員向けの研修教材の提供等、その内容を充実させて周知啓発や各府省に対する支援・指導に取り組む。あわせて、両立支援制度を利用する職員のキャリア形成や職場復帰の支援について、内閣人事局とも連携して取組を強化する。

さらに、令和5年4月から国家公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられることも踏まえると、今後は、介護に加えて、職務に有用な専門性を高めるために必要な学び直しのニーズも高まると考えられる。自己啓発等休業制度の利用を希望する職員からも、制度の対象となる修学等の拡充の要望を受けているところである。このような新たなニーズと仕事との両立支援が一層重要になることから、(2)で述べたテレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討のほか、介護休暇や自己啓発等休業制度等についても必要な調査研究を行う。

適切に対応できる体制整備が必要であることから、それらの実現に向けて、各府省における事案の解決や相談体制に係る実情・課題を本年度内に把握し、対応を検討する。

#### (5) ハラスメント防止対策

ハラスメント防止対策については、人事院規則に基づき、研修の実施、苦情相談体制の整備等の対策を講じているところであるが、苦情相談についてみると、昨年度に本院が受け付けた苦情相談のうち相談内容として最も多いのが「パワー・ハラスメント、いじめ・嫌がらせ」で、全体の事案数の30.4%となっている。このため、引き続き、地方機関を含めた全ての職場においてハラスメント防止対策を徹底することが必要である。

防止対策においては、幹部・管理職員の役割が極めて重要であることから、現行の幹部・管理職員ハラスメント防止研修について、組織マネジメントの観点も反映したより実効性のあるものとなるよう研修内容を見直して令和5年度から実施する。また、各府省においてハラスメントに関する相談に対応する担当者には、専門的なスキルや経験の蓄積が求められるが、現状では、必ずしも十分な状況とは言い難い。ハラスメント事案の迅速・適切な解決に向けて専門性の向上や担当者が

(参考1) 主な俸給表の改定内容 (新旧対照: 現行 対 令和4年勧告)

行政職俸給表(一)

1級					1級					2級					2級				
号俸	現行	R4勧告	改定額	改定率	号俸	現行	R4勧告	改定額	改定率	号俸	現行	R4勧告	改定額	改定率	号俸	現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%
1	1461	1501	40	2.7	69	2334	2345	11	0.5	1	1955	1985	30	1.5	69	2850	2850	0	0.0
2	1472	1512	40	2.7	70	2340	2351	11	0.5	2	1973	2003	30	1.5	70	2858	2858	0	0.0
3	1484	1524	40	2.7	71	2345	2356	11	0.5	3	1991	2021	30	1.5	71	2866	2866	0	0.0
4	1495	1535	40	2.7	72	2352	2363	11	0.5	4	2009	2039	30	1.5	72	2874	2874	0	0.0
5	1506	1546	40	2.7	73	2360	2370	10	0.4	5	2024	2054	30	1.5	73	2882	2882	0	0.0
6	1517	1557	40	2.6	74	2366	2376	10	0.4	6	2042	2072	30	1.5	74	2887	2887	0	0.0
7	1528	1568	40	2.6	75	2372	2382	10	0.4	7	2060	2090	30	1.5	75	2891	2891	0	0.0
8	1539	1579	40	2.6	76	2377	2387	10	0.4	8	2078	2108	30	1.4	76	2896	2896	0	0.0
9	1549	1589	40	2.6	77	2384	2393	9	0.4	9	2094	2124	30	1.4	77	2898	2898	0	0.0
10	1563	1603	40	2.6	78	2391	2400	9	0.4	10	2112	2142	30	1.4	78	2901	2901	0	0.0
11	1576	1616	40	2.5	79	2398	2407	9	0.4	11	2130	2160	30	1.4	79	2903	2903	0	0.0
12	1589	1629	40	2.5	80	2403	2412	9	0.4	12	2148	2178	30	1.4	80	2907	2907	0	0.0
13	1601	1641	40	2.5	81	2408	2417	9	0.4	13	2162	2192	30	1.4	81	2909	2909	0	0.0
14	1616	1656	40	2.5	82	2415	2423	8	0.3	14	2180	2210	30	1.4	82	2911	2911	0	0.0
15	1631	1671	40	2.5	83	2422	2429	7	0.3	15	2197	2227	30	1.4	83	2915	2915	0	0.0
16	1647	1687	40	2.4	84	2429	2434	5	0.2	16	2215	2245	30	1.4	84	2918	2918	0	0.0
17	1659	1698	39	2.4	85	2435	2439	4	0.2	17	2232	2261	29	1.3	85	2921	2921	0	0.0
18	1674	1712	38	2.3	86	2442	2445	3	0.1	18	2249	2278	29	1.3	86	2924	2924	0	0.0
19	1689	1726	37	2.2	87	2449	2451	2	0.1	19	2265	2294	29	1.3	87	2927	2927	0	0.0
20	1704	1740	36	2.1	88	2456	2456	0	0.0	20	2281	2309	28	1.2	88	2931	2931	0	0.0
21	1717	1753	36	2.1	89	2461	2461	0	0.0	21	2295	2322	27	1.2	89	2934	2934	0	0.0
22	1744	1778	34	1.9	90	2466	2466	0	0.0	22	2312	2338	26	1.1	90	2938	2938	0	0.0
23	1770	1803	33	1.9	91	2469	2469	0	0.0	23	2328	2354	26	1.1	91	2941	2941	0	0.0
24	1796	1828	32	1.8	92	2473	2473	0	0.0	24	2344	2369	25	1.1	92	2945	2945	0	0.0
25	1822	1852	30	1.6	93	2476	2476	0	0.0	25	2354	2379	25	1.1	93	2947	2947	0	0.0
26	1839	1869	30	1.6	再任	1877	1877	0	0.0	26	2369	2394	25	1.1	94	2949	2949	0	0.0
27	1855	1885	30	1.6						27	2383	2407	24	1.0	95	2952	2952	0	0.0
28	1872	1902	30	1.6						28	2395	2419	24	1.0	96	2956	2956	0	0.0
29	1887	1917	30	1.6						29	2407	2431	24	1.0	97	2958	2958	0	0.0
30	1904	1934	30	1.6						30	2419	2441	22	0.9	98	2961	2961	0	0.0
31	1922	1952	30	1.6						31	2429	2451	22	0.9	99	2965	2965	0	0.0
32	1939	1969	30	1.5						32	2441	2461	20	0.8	100	2969	2969	0	0.0
33	1955	1985	30	1.5						33	2454	2472	18	0.7	101	2971	2971	0	0.0
34	1969	1999	30	1.5						34	2464	2481	17	0.7	102	2974	2974	0	0.0
35	1984	2014	30	1.5						35	2476	2490	14	0.6	103	2978	2978	0	0.0
36	1999	2029	30	1.5						36	2489	2500	11	0.4	104	2981	2981	0	0.0
37	2012	2042	30	1.5						37	2498	2509	11	0.4	105	2983	2983	0	0.0
38	2025	2055	30	1.5						38	2511	2522	11	0.4	106	2986	2986	0	0.0
39	2037	2067	30	1.5						39	2523	2534	11	0.4	107	2990	2990	0	0.0
40	2050	2080	30	1.5						40	2536	2547	11	0.4	108	2993	2993	0	0.0
41	2063	2093	30	1.5						41	2550	2560	10	0.4	109	2995	2995	0	0.0
42	2076	2106	30	1.4						42	2564	2574	10	0.4	110	2999	2999	0	0.0
43	2089	2119	30	1.4						43	2576	2586	10	0.4	111	3003	3003	0	0.0
44	2102	2132	30	1.4						44	2588	2598	10	0.4	112	3006	3006	0	0.0
45	2113	2143	30	1.4						45	2600	2609	9	0.3	113	3008	3008	0	0.0
46	2126	2156	30	1.4						46	2612	2621	9	0.3	114	3010	3010	0	0.0
47	2139	2169	30	1.4						47	2625	2634	9	0.3	115	3013	3013	0	0.0
48	2152	2182	30	1.4						48	2636	2645	9	0.3	116	3017	3017	0	0.0
49	2163	2192	29	1.3						49	2647	2656	9	0.3	117	3019	3019	0	0.0
50	2174	2203	29	1.3						50	2658	2666	8	0.3	118	3021	3021	0	0.0
51	2184	2213	29	1.3						51	2671	2678	7	0.3	119	3024	3024	0	0.0
52	2195	2223	28	1.3						52	2684	2689	5	0.2	120	3027	3027	0	0.0
53	2206	2233	27	1.2						53	2694	2699	5	0.2	121	3031	3031	0	0.0
54	2216	2242	26	1.2						54	2705	2709	4	0.1	122	3033	3033	0	0.0
55	2225	2251	26	1.2						55	2718	2720	2	0.1	123	3036	3036	0	0.0
56	2235	2260	25	1.1						56	2731	2731	0	0.0	124	3039	3039	0	0.0
57	2238	2263	25	1.1						57	2740	2740	0	0.0	125	3042	3042	0	0.0
58	2246	2271	25	1.1						58	2750	2750	0	0.0	再任	2152	2152	0	0.0
59	2254	2278	24	1.1						59	2759	2759	0	0.0					
60	2261	2285	24	1.1						60	2770	2770	0	0.0					
61	2268	2292	24	1.1						61	2781	2781	0	0.0					
62	2278	2300	22	1.0						62	2791	2791	0	0.0					
63	2286	2307	21	0.9						63	2800	2800	0	0.0					
64	2294	2313	19	0.8						64	2810	2810	0	0.0					
65	2301	2319	18	0.8						65	2815	2815	0	0.0					
66	2308	2325	17	0.7						66	2824	2824	0	0.0					
67	2317	2331	14	0.6						67	2831	2831	0	0.0					
68	2327	2338	11	0.5						68	2840	2840	0	0.0					

※ 総合職(大卒)初任給2級1号俸の備考(二)による額  
1867 1897 30 1.6

3級					3級					4級					4級				
号俸	現行	R4勧告	改定額	改定率	号俸	現行	R4勧告	改定額	改定率	号俸	現行	R4勧告	改定額	改定率	号俸	現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	百円		%	百円	百円	百円
1	2315	2344	29	1.3	69	3309	3309	0	0.0	1	2642	2660	18	0.7	69	3693	3693	0	0.0
2	2331	2360	29	1.2	70	3316	3316	0	0.0	2	2660	2677	17	0.6	70	3699	3699	0	0.0
3	2346	2375	29	1.2	71	3323	3323	0	0.0	3	2678	2692	14	0.5	71	3706	3706	0	0.0
4	2362	2390	28	1.2	72	3330	3330	0	0.0	4	2699	2710	11	0.4	72	3712	3712	0	0.0
5	2376	2403	27	1.1	73	3335	3335	0	0.0	5	2716	2727	11	0.4	73	3715	3715	0	0.0
6	2393	2419	26	1.1	74	3341	3341	0	0.0	6	2734	2745	11	0.4	74	3721	3721	0	0.0
7	2408	2434	26	1.1	75	3346	3346	0	0.0	7	2752	2763	11	0.4	75	3728	3728	0	0.0
8	2424	2449	25	1.0	76	3352	3352	0	0.0	8	2772	2783	11	0.4	76	3734	3734	0	0.0
9	2435	2460	25	1.0	77	3355	3355	0	0.0	9	2792	2802	10	0.4	77	3738	3738	0	0.0
10	2450	2475	25	1.0	78	3360	3360	0	0.0	10	2812	2822	10	0.4	78	3743	3743	0	0.0
11	2466	2490	24	1.0	79	3364	3364	0	0.0	11	2831	2841	10	0.4	79	3749	3749	0	0.0
12	2479	2503	24	1.0	80	3369	3369	0	0.0	12	2850	2860	10	0.4	80	3754	3754	0	0.0
13	2494	2518	24	1.0	81	3373	3373	0	0.0	13	2870	2879	9	0.3	81	3759	3759	0	0.0
14	2508	2530	22	0.9	82	3378	3378	0	0.0	14	2889	2897	8	0.3	82	3765	3765	0	0.0
15	2521	2543	22	0.9	83	3383	3383	0	0.0	15	2908	2912	4	0.1	83	3770	3770	0	0.0
16	2535	2555	20	0.8	84	3388	3388	0	0.0	16	2926	2926	0	0.0	84	3773	3773	0	0.0
17	2550	2568	18	0.7	85	3391	3391	0	0.0	17	2944	2944	0	0.0	85	3777	3777	0	0.0
18	2565	2582	17	0.7	86	3395	3395	0	0.0	18	2964	2964	0	0.0	86	3782	3782	0	0.0
19	2582	2596	14	0.5	87	3400	3400	0	0.0	19	2985	2985	0	0.0	87	3786	3786	0	0.0
20	2600	2611	11	0.4	88	3404	3404	0	0.0	20	3005	3005	0	0.0	88	3790	3790	0	0.0
21	2616	2627	11	0.4	89	3407	3407	0	0.0	21	3024	3024	0	0.0	89	3794	3794	0	0.0
22	2633	2644	11	0.4	90	3411	3411	0	0.0	22	3045	3045	0	0.0	90	3799	3799	0	0.0
23	2649	2660	11	0.4	91	3416	3416	0	0.0	23	3065	3065	0	0.0	91	3803	3803	0	0.0
24	2665	2676	11	0.4	92	3420	3420	0	0.0	24	3086	3086	0	0.0	92	3807	3807	0	0.0
25	2684	2694	10	0.4	93	3422	3422	0	0.0	25	3103	3103	0	0.0	93	3810	3810	0	0.0
26	2702	2712	10	0.4	94	3426	3426	0	0.0	26	3124	3124	0	0.0	再任	2746	2746	0	0.0
27	2719	2729	10	0.4	95	3431	3431	0	0.0	27	3144	3144	0	0.0					
28	2736	2746	10	0.4	96	3435	3435	0	0.0	28	3164	3164	0	0.0					
29	2753	2762	9	0.3	97	3437	3437	0	0.0	29	3181	3181	0	0.0					
30	2770	2779	9	0.3	98	3441	3441	0	0.0	30	3201	3201	0	0.0					
31	2788	2797	9	0.3	99	3445	3445	0	0.0	31	3222	3222	0	0.0					
32	2803	2812	9	0.3	100	3448	3448	0	0.0	32	3243	3243	0	0.0					
33	2818	2824	6	0.2	101	3451	3451	0	0.0	33	3255	3255	0	0.0					
34	2837	2841	4	0.1	102	3455	3455	0	0.0	34	3275	3275	0	0.0					
35	2855	2857	2	0.1	103	3459	3459	0	0.0	35	3294	3294	0	0.0					
36	2874	2874	0	0.0	104	3463	3463	0	0.0	36	3315	3315	0	0.0					
37	2890	2890	0	0.0	105	3468	3468	0	0.0	37	3334	3334	0	0.0					
38	2907	2907	0	0.0	106	3472	3472	0	0.0	38	3353	3353	0	0.0					
39	2925	2925	0	0.0	107	3476	3476	0	0.0	39	3373	3373	0	0.0					
40	2943	2943	0	0.0	108	3480	3480	0	0.0	40	3392	3392	0	0.0					
41	2958	2958	0	0.0	109	3485	3485	0	0.0	41	3411	3411	0	0.0					
42	2975	2975	0	0.0	110	3489	3489	0	0.0	42	3430	3430	0	0.0					
43	2990	2990	0	0.0	111	3492	3492	0	0.0	43	3448	3448	0	0.0					
44	3006	3006	0	0.0	112	3495	3495	0	0.0	44	3467	3467	0	0.0					
45	3022	3022	0	0.0	113	3500	3500	0	0.0	45	3482	3482	0	0.0					
46	3039	3039	0	0.0	再任	2552	2552	0	0.0	46	3496	3496	0	0.0					
47	3055	3055	0	0.0						47	3511	3511	0	0.0					
48	3072	3072	0	0.0						48	3526	3526	0	0.0					
49	3081	3081	0	0.0						49	3542	3542	0	0.0					
50	3096	3096	0	0.0						50	3550	3550	0	0.0					
51	3111	3111	0	0.0						51	3562	3562	0	0.0					
52	3127	3127	0	0.0						52	3572	3572	0	0.0					
53	3143	3143	0	0.0						53	3581	3581	0	0.0					
54	3159	3159	0	0.0						54	3592	3592	0	0.0					
55	3175	3175	0	0.0						55	3601	3601	0	0.0					
56	3190	3190	0	0.0						56	3612	3612	0	0.0					
57	3205	3205	0	0.0						57	3621	3621	0	0.0					
58	3217	3217	0	0.0						58	3628	3628	0	0.0					
59	3229	3229	0	0.0						59	3635	3635	0	0.0					
60	3241	3241	0	0.0						60	3642	3642	0	0.0					
61	3248	3248	0	0.0						61	3646	3646	0	0.0					
62	3257	3257	0	0.0						62	3652	3652	0	0.0					
63	3265	3265	0	0.0						63	3659	3659	0	0.0					
64	3273	3273	0	0.0						64	3666	3666	0	0.0					
65	3282	3282	0	0.0						65	3669	3669	0	0.0					
66	3286	3286	0	0.0						66	3676	3676	0	0.0					
67	3293	3293	0	0.0						67	3683	3683	0	0.0					
68	3301	3301	0	0.0						68	3690	3690	0	0.0					

行政職俸給表(一)2/4



号俵	5級				号俵	5級				号俵	6級				号俵	6級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%
1	2897	2907	10	0.3	69	3855	3855	0	0.0	1	3192	3192	0	0.0	69	4061	4061	0	0.0
2	2919	2929	10	0.3	70	3860	3860	0	0.0	2	3214	3214	0	0.0	70	4064	4064	0	0.0
3	2940	2950	10	0.3	71	3865	3865	0	0.0	3	3237	3237	0	0.0	71	4067	4067	0	0.0
4	2960	2970	10	0.3	72	3871	3871	0	0.0	4	3259	3259	0	0.0	72	4070	4070	0	0.0
5	2979	2988	9	0.3	73	3874	3874	0	0.0	5	3281	3281	0	0.0	73	4072	4072	0	0.0
6	3000	3008	8	0.3	74	3878	3878	0	0.0	6	3301	3301	0	0.0	74	4075	4075	0	0.0
7	3022	3026	4	0.1	75	3882	3882	0	0.0	7	3323	3323	0	0.0	75	4078	4078	0	0.0
8	3042	3042	0	0.0	76	3886	3886	0	0.0	8	3345	3345	0	0.0	76	4080	4080	0	0.0
9	3061	3061	0	0.0	77	3889	3889	0	0.0	9	3364	3364	0	0.0	77	4082	4082	0	0.0
10	3084	3084	0	0.0	78	3892	3892	0	0.0	10	3386	3386	0	0.0	78	4085	4085	0	0.0
11	3106	3106	0	0.0	79	3895	3895	0	0.0	11	3406	3406	0	0.0	79	4088	4088	0	0.0
12	3129	3129	0	0.0	80	3898	3898	0	0.0	12	3428	3428	0	0.0	80	4090	4090	0	0.0
13	3150	3150	0	0.0	81	3900	3900	0	0.0	13	3446	3446	0	0.0	81	4092	4092	0	0.0
14	3171	3171	0	0.0	82	3903	3903	0	0.0	14	3466	3466	0	0.0	82	4095	4095	0	0.0
15	3193	3193	0	0.0	83	3906	3906	0	0.0	15	3486	3486	0	0.0	83	4098	4098	0	0.0
16	3214	3214	0	0.0	84	3908	3908	0	0.0	16	3506	3506	0	0.0	84	4100	4100	0	0.0
17	3233	3233	0	0.0	85	3910	3910	0	0.0	17	3523	3523	0	0.0	85	4102	4102	0	0.0
18	3253	3253	0	0.0	86	3913	3913	0	0.0	18	3543	3543	0	0.0	再任	3151	3151	0	0.0
19	3273	3273	0	0.0	87	3916	3916	0	0.0	19	3561	3561	0	0.0					
20	3293	3293	0	0.0	88	3918	3918	0	0.0	20	3580	3580	0	0.0					
21	3310	3310	0	0.0	89	3920	3920	0	0.0	21	3599	3599	0	0.0					
22	3331	3331	0	0.0	90	3923	3923	0	0.0	22	3618	3618	0	0.0					
23	3351	3351	0	0.0	91	3926	3926	0	0.0	23	3638	3638	0	0.0					
24	3372	3372	0	0.0	92	3928	3928	0	0.0	24	3657	3657	0	0.0					
25	3386	3386	0	0.0	93	3930	3930	0	0.0	25	3677	3677	0	0.0					
26	3405	3405	0	0.0	再任	2897	2897	0	0.0	26	3696	3696	0	0.0					
27	3424	3424	0	0.0						27	3716	3716	0	0.0					
28	3443	3443	0	0.0						28	3736	3736	0	0.0					
29	3459	3459	0	0.0						29	3751	3751	0	0.0					
30	3478	3478	0	0.0						30	3769	3769	0	0.0					
31	3497	3497	0	0.0						31	3787	3787	0	0.0					
32	3515	3515	0	0.0						32	3803	3803	0	0.0					
33	3534	3534	0	0.0						33	3821	3821	0	0.0					
34	3552	3552	0	0.0						34	3835	3835	0	0.0					
35	3570	3570	0	0.0						35	3850	3850	0	0.0					
36	3587	3587	0	0.0						36	3866	3866	0	0.0					
37	3601	3601	0	0.0						37	3880	3880	0	0.0					
38	3614	3614	0	0.0						38	3892	3892	0	0.0					
39	3628	3628	0	0.0						39	3904	3904	0	0.0					
40	3642	3642	0	0.0						40	3915	3915	0	0.0					
41	3655	3655	0	0.0						41	3926	3926	0	0.0					
42	3664	3664	0	0.0						42	3938	3938	0	0.0					
43	3675	3675	0	0.0						43	3950	3950	0	0.0					
44	3686	3686	0	0.0						44	3961	3961	0	0.0					
45	3694	3694	0	0.0						45	3968	3968	0	0.0					
46	3703	3703	0	0.0						46	3975	3975	0	0.0					
47	3712	3712	0	0.0						47	3982	3982	0	0.0					
48	3721	3721	0	0.0						48	3989	3989	0	0.0					
49	3730	3730	0	0.0						49	3995	3995	0	0.0					
50	3738	3738	0	0.0						50	4001	4001	0	0.0					
51	3746	3746	0	0.0						51	4006	4006	0	0.0					
52	3754	3754	0	0.0						52	4010	4010	0	0.0					
53	3761	3761	0	0.0						53	4014	4014	0	0.0					
54	3768	3768	0	0.0						54	4017	4017	0	0.0					
55	3775	3775	0	0.0						55	4020	4020	0	0.0					
56	3782	3782	0	0.0						56	4023	4023	0	0.0					
57	3787	3787	0	0.0						57	4026	4026	0	0.0					
58	3793	3793	0	0.0						58	4029	4029	0	0.0					
59	3799	3799	0	0.0						59	4032	4032	0	0.0					
60	3806	3806	0	0.0						60	4035	4035	0	0.0					
61	3810	3810	0	0.0						61	4038	4038	0	0.0					
62	3817	3817	0	0.0						62	4041	4041	0	0.0					
63	3823	3823	0	0.0						63	4044	4044	0	0.0					
64	3829	3829	0	0.0						64	4047	4047	0	0.0					
65	3833	3833	0	0.0						65	4050	4050	0	0.0					
66	3839	3839	0	0.0						66	4053	4053	0	0.0					
67	3845	3845	0	0.0						67	4056	4056	0	0.0					
68	3851	3851	0	0.0						68	4059	4059	0	0.0					

号俸	7級				号俸	8級				号俸	9級				号俸	10級				
	現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率	
	百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%	
1	3629	3629	0	0.0	1	4081	4081	0	0.0	1	4584	4584	0	0.0	1	5217	5217	0	0.0	
2	3655	3655	0	0.0	2	4105	4105	0	0.0	2	4615	4615	0	0.0	2	5246	5246	0	0.0	
3	3679	3679	0	0.0	3	4130	4130	0	0.0	3	4645	4645	0	0.0	3	5277	5277	0	0.0	
4	3705	3705	0	0.0	4	4154	4154	0	0.0	4	4675	4675	0	0.0	4	5308	5308	0	0.0	
5	3724	3724	0	0.0	5	4173	4173	0	0.0	5	4705	4705	0	0.0	5	5339	5339	0	0.0	
6	3749	3749	0	0.0	6	4196	4196	0	0.0	6	4735	4735	0	0.0	6	5362	5362	0	0.0	
7	3772	3772	0	0.0	7	4217	4217	0	0.0	7	4765	4765	0	0.0	7	5387	5387	0	0.0	
8	3797	3797	0	0.0	8	4239	4239	0	0.0	8	4796	4796	0	0.0	8	5411	5411	0	0.0	
9	3821	3821	0	0.0	9	4259	4259	0	0.0	9	4823	4823	0	0.0	9	5435	5435	0	0.0	
10	3848	3848	0	0.0	10	4280	4280	0	0.0	10	4854	4854	0	0.0	10	5453	5453	0	0.0	
11	3874	3874	0	0.0	11	4301	4301	0	0.0	11	4884	4884	0	0.0	11	5471	5471	0	0.0	
12	3901	3901	0	0.0	12	4322	4322	0	0.0	12	4915	4915	0	0.0	12	5490	5490	0	0.0	
13	3925	3925	0	0.0	13	4339	4339	0	0.0	13	4942	4942	0	0.0	13	5507	5507	0	0.0	
14	3948	3948	0	0.0	14	4357	4357	0	0.0	14	4965	4965	0	0.0	14	5521	5521	0	0.0	
15	3970	3970	0	0.0	15	4377	4377	0	0.0	15	4988	4988	0	0.0	15	5534	5534	0	0.0	
16	3994	3994	0	0.0	16	4397	4397	0	0.0	16	5011	5011	0	0.0	16	5545	5545	0	0.0	
17	4012	4012	0	0.0	17	4416	4416	0	0.0	17	5032	5032	0	0.0	17	5558	5558	0	0.0	
18	4032	4032	0	0.0	18	4434	4434	0	0.0	18	5046	5046	0	0.0	18	5568	5568	0	0.0	
19	4051	4051	0	0.0	19	4452	4452	0	0.0	19	5061	5061	0	0.0	19	5577	5577	0	0.0	
20	4069	4069	0	0.0	20	4469	4469	0	0.0	20	5075	5075	0	0.0	20	5586	5586	0	0.0	
21	4088	4088	0	0.0	21	4487	4487	0	0.0	21	5087	5087	0	0.0	21	5595	5595	0	0.0	
22	4106	4106	0	0.0	22	4502	4502	0	0.0	22	5101	5101	0	0.0	再任	5214	5214	0	0.0	
23	4124	4124	0	0.0	23	4516	4516	0	0.0	23	5116	5116	0	0.0						
24	4143	4143	0	0.0	24	4531	4531	0	0.0	24	5131	5131	0	0.0						
25	4161	4161	0	0.0	25	4545	4545	0	0.0	25	5142	5142	0	0.0						
26	4176	4176	0	0.0	26	4558	4558	0	0.0	26	5153	5153	0	0.0						
27	4191	4191	0	0.0	27	4571	4571	0	0.0	27	5165	5165	0	0.0						
28	4207	4207	0	0.0	28	4583	4583	0	0.0	28	5177	5177	0	0.0						
29	4223	4223	0	0.0	29	4593	4593	0	0.0	29	5187	5187	0	0.0						
30	4236	4236	0	0.0	30	4600	4600	0	0.0	30	5196	5196	0	0.0						
31	4249	4249	0	0.0	31	4608	4608	0	0.0	31	5205	5205	0	0.0						
32	4261	4261	0	0.0	32	4615	4615	0	0.0	32	5214	5214	0	0.0						
33	4273	4273	0	0.0	33	4622	4622	0	0.0	33	5222	5222	0	0.0						
34	4286	4286	0	0.0	34	4630	4630	0	0.0	34	5231	5231	0	0.0						
35	4299	4299	0	0.0	35	4637	4637	0	0.0	35	5238	5238	0	0.0						
36	4311	4311	0	0.0	36	4643	4643	0	0.0	36	5243	5243	0	0.0						
37	4323	4323	0	0.0	37	4648	4648	0	0.0	37	5250	5250	0	0.0						
38	4331	4331	0	0.0	38	4654	4654	0	0.0	38	5256	5256	0	0.0						
39	4339	4339	0	0.0	39	4660	4660	0	0.0	39	5264	5264	0	0.0						
40	4347	4347	0	0.0	40	4666	4666	0	0.0	40	5270	5270	0	0.0						
41	4353	4353	0	0.0	41	4671	4671	0	0.0	41	5275	5275	0	0.0						
42	4360	4360	0	0.0	42	4676	4676	0	0.0	再任	4410	4410	0	0.0						
43	4367	4367	0	0.0	43	4680	4680	0	0.0											
44	4374	4374	0	0.0	44	4683	4683	0	0.0											
45	4382	4382	0	0.0	45	4686	4686	0	0.0											
46	4390	4390	0	0.0	再任	3899	3899	0	0.0											
47	4394	4394	0	0.0																
48	4401	4401	0	0.0																
49	4406	4406	0	0.0																
50	4410	4410	0	0.0																
51	4414	4414	0	0.0																
52	4418	4418	0	0.0																
53	4422	4422	0	0.0																
54	4426	4426	0	0.0																
55	4430	4430	0	0.0																
56	4433	4433	0	0.0																
57	4436	4436	0	0.0																
58	4440	4440	0	0.0																
59	4443	4443	0	0.0																
60	4446	4446	0	0.0																
61	4449	4449	0	0.0																
再任	3568	3568	0	0.0																

行政職俸給表（二）

号俸	1級				号俸	1級				号俸	2級				号俸	2級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%
1	1323	1362	39	2.9	69	2127	2154	27	1.3	1	1836	1874	38	2.1	70	2531	2531	0	0.0
2	1332	1371	39	2.9	70	2133	2158	25	1.2	2	1851	1887	36	1.9	71	2535	2535	0	0.0
3	1342	1381	39	2.9	71	2136	2161	25	1.2	3	1866	1901	35	1.9	72	2539	2539	0	0.0
4	1351	1390	39	2.9	72	2140	2164	24	1.1	4	1880	1913	33	1.8	73	2541	2541	0	0.0
5	1361	1400	39	2.9	73	2142	2166	24	1.1	5	1892	1923	31	1.6	74	2545	2545	0	0.0
6	1371	1410	39	2.8	74	2146	2170	24	1.1	6	1907	1938	31	1.6	75	2550	2550	0	0.0
7	1381	1420	39	2.8	75	2151	2174	23	1.1	7	1921	1952	31	1.6	76	2555	2555	0	0.0
8	1391	1430	39	2.8	76	2157	2180	23	1.1	8	1934	1965	31	1.6	77	2558	2558	0	0.0
9	1399	1438	39	2.8	77	2159	2182	23	1.1	9	1948	1979	31	1.6	78	2562	2562	0	0.0
10	1409	1448	39	2.8	78	2166	2187	21	1.0	10	1958	1989	31	1.6	79	2567	2567	0	0.0
11	1419	1458	39	2.7	79	2171	2191	20	0.9	11	1971	2002	31	1.6	80	2572	2572	0	0.0
12	1430	1469	39	2.7	80	2176	2195	19	0.9	12	1982	2012	30	1.5	81	2575	2575	0	0.0
13	1438	1477	39	2.7	81	2183	2200	17	0.8	13	1994	2024	30	1.5	82	2578	2578	0	0.0
14	1448	1487	39	2.7	82	2186	2203	17	0.8	14	2005	2035	30	1.5	83	2581	2581	0	0.0
15	1458	1498	40	2.7	83	2192	2206	14	0.6	15	2016	2046	30	1.5	84	2584	2584	0	0.0
16	1468	1508	40	2.7	84	2199	2210	11	0.5	16	2027	2057	30	1.5	85	2586	2586	0	0.0
17	1479	1519	40	2.7	85	2205	2215	10	0.5	17	2036	2066	30	1.5	86	2588	2588	0	0.0
18	1492	1533	41	2.7	86	2209	2219	10	0.5	18	2047	2077	30	1.5	87	2591	2591	0	0.0
19	1504	1545	41	2.7	87	2213	2223	10	0.5	19	2057	2087	30	1.5	88	2594	2594	0	0.0
20	1516	1557	41	2.7	88	2220	2230	10	0.5	20	2067	2097	30	1.5	89	2596	2596	0	0.0
21	1527	1568	41	2.7	89	2225	2234	9	0.4	21	2076	2106	30	1.4	90	2598	2598	0	0.0
22	1539	1580	41	2.7	90	2230	2239	9	0.4	22	2087	2117	30	1.4	91	2602	2602	0	0.0
23	1551	1592	41	2.6	91	2235	2244	9	0.4	23	2098	2128	30	1.4	92	2604	2604	0	0.0
24	1563	1604	41	2.6	92	2239	2248	9	0.4	24	2108	2137	29	1.4	93	2607	2607	0	0.0
25	1574	1615	41	2.6	93	2243	2251	8	0.4	25	2117	2146	29	1.4	94	2611	2611	0	0.0
26	1589	1630	41	2.6	94	2247	2255	8	0.4	26	2126	2155	29	1.4	95	2614	2614	0	0.0
27	1604	1645	41	2.6	95	2251	2259	8	0.4	27	2133	2162	29	1.4	96	2617	2617	0	0.0
28	1619	1660	41	2.5	96	2254	2262	8	0.4	28	2142	2171	29	1.4	97	2619	2619	0	0.0
29	1633	1674	41	2.5	97	2257	2265	8	0.4	29	2151	2179	28	1.3	98	2622	2622	0	0.0
30	1647	1688	41	2.5	98	2262	2269	7	0.3	30	2163	2191	28	1.3	99	2624	2624	0	0.0
31	1662	1703	41	2.5	99	2267	2273	6	0.3	31	2173	2201	28	1.3	100	2627	2627	0	0.0
32	1677	1718	41	2.4	100	2272	2277	5	0.2	32	2182	2209	27	1.2	101	2630	2630	0	0.0
33	1691	1731	40	2.4	101	2276	2281	5	0.2	33	2188	2215	27	1.2	102	2632	2632	0	0.0
34	1709	1748	39	2.3	102	2281	2285	4	0.2	34	2200	2225	25	1.1	103	2635	2635	0	0.0
35	1727	1765	38	2.2	103	2287	2289	2	0.1	35	2211	2236	25	1.1	104	2638	2638	0	0.0
36	1745	1782	37	2.1	104	2293	2293	0	0.0	36	2223	2247	24	1.1	105	2640	2640	0	0.0
37	1762	1799	37	2.1	105	2297	2297	0	0.0	37	2228	2252	24	1.1	106	2642	2642	0	0.0
38	1779	1813	34	1.9	106	2302	2302	0	0.0	38	2239	2263	24	1.1	107	2645	2645	0	0.0
39	1796	1830	34	1.9	107	2305	2305	0	0.0	39	2251	2274	23	1.0	108	2647	2647	0	0.0
40	1813	1845	32	1.8	108	2309	2309	0	0.0	40	2261	2284	23	1.0	109	2650	2650	0	0.0
41	1828	1858	30	1.6	109	2311	2311	0	0.0	41	2269	2292	23	1.0	110	2653	2653	0	0.0
42	1842	1872	30	1.6	110	2315	2315	0	0.0	42	2281	2302	21	0.9	111	2656	2656	0	0.0
43	1855	1885	30	1.6	111	2320	2320	0	0.0	43	2291	2312	21	0.9	112	2658	2658	0	0.0
44	1869	1899	30	1.6	112	2324	2324	0	0.0	44	2302	2321	19	0.8	113	2660	2660	0	0.0
45	1884	1914	30	1.6	113	2326	2326	0	0.0	45	2313	2330	17	0.7	114	2663	2663	0	0.0
46	1897	1927	30	1.6	114	2331	2331	0	0.0	46	2322	2339	17	0.7	115	2665	2665	0	0.0
47	1911	1941	30	1.6	115	2336	2336	0	0.0	47	2333	2347	14	0.6	116	2667	2667	0	0.0
48	1925	1955	30	1.6	116	2341	2341	0	0.0	48	2343	2354	11	0.5	117	2670	2670	0	0.0
49	1938	1968	30	1.5	117	2344	2344	0	0.0	49	2353	2363	10	0.4	118	2673	2673	0	0.0
50	1949	1979	30	1.5	118	2348	2348	0	0.0	50	2363	2373	10	0.4	119	2676	2676	0	0.0
51	1960	1990	30	1.5	119	2352	2352	0	0.0	51	2373	2383	10	0.4	120	2679	2679	0	0.0
52	1972	2002	30	1.5	120	2356	2356	0	0.0	52	2383	2393	10	0.4	121	2681	2681	0	0.0
53	1983	2013	30	1.5	121	2360	2360	0	0.0	53	2394	2403	9	0.4	122	2683	2683	0	0.0
54	1994	2024	30	1.5	再任	1936	1936	0	0.0	54	2404	2413	9	0.4	123	2686	2686	0	0.0
55	2003	2033	30	1.5						55	2411	2420	9	0.4	124	2689	2689	0	0.0
56	2014	2044	30	1.5						56	2418	2427	9	0.4	125	2691	2691	0	0.0
57	2025	2055	30	1.5						57	2427	2435	8	0.3	126	2693	2693	0	0.0
58	2035	2064	29	1.4						58	2436	2444	8	0.3	127	2696	2696	0	0.0
59	2045	2074	29	1.4						59	2445	2453	8	0.3	128	2699	2699	0	0.0
60	2055	2084	29	1.4						60	2452	2460	8	0.3	129	2701	2701	0	0.0
61	2066	2095	29	1.4						61	2460	2468	8	0.3	130	2703	2703	0	0.0
62	2075	2104	29	1.4						62	2469	2476	7	0.3	131	2706	2706	0	0.0
63	2084	2113	29	1.4						63	2478	2485	7	0.3	132	2709	2709	0	0.0
64	2093	2122	29	1.4						64	2487	2492	5	0.2	133	2711	2711	0	0.0
65	2100	2128	28	1.3						65	2495	2500	5	0.2	134	2713	2713	0	0.0
66	2108	2136	28	1.3						66	2503	2506	3	0.1	135	2716	2716	0	0.0
67	2115	2143	28	1.3						67	2511	2513	2	0.1	136	2719	2719	0	0.0
68	2123	2150	27	1.3						68	2518	2518	0	0.0	137	2721	2721	0	0.0
										69	2525	2525	0	0.0	再任	2047	2047	0	0.0

号俸	3級				号俸	3級				号俸	4級				号俸	4級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%
1	2052	2085	33	1.6	69	2817	2817	0	0.0	1	2515	2541	26	1.0	69	3109	3109	0	0.0
2	2064	2097	33	1.6	70	2825	2825	0	0.0	2	2527	2553	26	1.0	70	3113	3113	0	0.0
3	2078	2111	33	1.6	71	2833	2833	0	0.0	3	2538	2563	25	1.0	71	3118	3118	0	0.0
4	2091	2123	32	1.5	72	2840	2840	0	0.0	4	2549	2574	25	1.0	72	3123	3123	0	0.0
5	2104	2136	32	1.5	73	2848	2848	0	0.0	5	2558	2583	25	1.0	73	3126	3126	0	0.0
6	2118	2150	32	1.5	74	2855	2855	0	0.0	6	2570	2593	23	0.9	74	3131	3131	0	0.0
7	2132	2164	32	1.5	75	2863	2863	0	0.0	7	2581	2604	23	0.9	75	3136	3136	0	0.0
8	2146	2178	32	1.5	76	2871	2871	0	0.0	8	2593	2613	20	0.8	76	3140	3140	0	0.0
9	2159	2191	32	1.5	77	2877	2877	0	0.0	9	2604	2622	18	0.7	77	3142	3142	0	0.0
10	2175	2207	32	1.5	78	2882	2882	0	0.0	10	2612	2629	17	0.7	78	3145	3145	0	0.0
11	2191	2223	32	1.5	79	2887	2887	0	0.0	11	2624	2638	14	0.5	79	3148	3148	0	0.0
12	2205	2237	32	1.5	80	2891	2891	0	0.0	12	2636	2647	11	0.4	80	3151	3151	0	0.0
13	2217	2249	32	1.4	81	2895	2895	0	0.0	13	2646	2657	11	0.4	81	3154	3154	0	0.0
14	2232	2264	32	1.4	82	2899	2899	0	0.0	14	2656	2667	11	0.4	82	3157	3157	0	0.0
15	2247	2279	32	1.4	83	2904	2904	0	0.0	15	2665	2676	11	0.4	83	3160	3160	0	0.0
16	2260	2292	32	1.4	84	2909	2909	0	0.0	16	2674	2685	11	0.4	84	3163	3163	0	0.0
17	2269	2300	31	1.4	85	2913	2913	0	0.0	17	2684	2694	10	0.4	85	3165	3165	0	0.0
18	2276	2307	31	1.4	86	2919	2919	0	0.0	18	2695	2705	10	0.4	86	3169	3169	0	0.0
19	2285	2316	31	1.4	87	2925	2925	0	0.0	19	2705	2715	10	0.4	87	3172	3172	0	0.0
20	2295	2326	31	1.4	88	2931	2931	0	0.0	20	2713	2723	10	0.4	88	3174	3174	0	0.0
21	2303	2332	29	1.3	89	2934	2934	0	0.0	21	2723	2732	9	0.3	89	3176	3176	0	0.0
22	2318	2347	29	1.3	90	2939	2939	0	0.0	22	2732	2741	9	0.3	90	3179	3179	0	0.0
23	2331	2360	29	1.2	91	2944	2944	0	0.0	23	2742	2751	9	0.3	91	3182	3182	0	0.0
24	2342	2370	28	1.2	92	2948	2948	0	0.0	24	2750	2759	9	0.3	92	3185	3185	0	0.0
25	2356	2383	27	1.1	93	2952	2952	0	0.0	25	2758	2765	7	0.3	93	3187	3187	0	0.0
26	2369	2395	26	1.1	94	2957	2957	0	0.0	26	2769	2773	4	0.1	94	3190	3190	0	0.0
27	2382	2408	26	1.1	95	2962	2962	0	0.0	27	2780	2782	2	0.1	95	3193	3193	0	0.0
28	2395	2420	25	1.0	96	2967	2967	0	0.0	28	2791	2791	0	0.0	96	3195	3195	0	0.0
29	2403	2428	25	1.0	97	2970	2970	0	0.0	29	2800	2800	0	0.0	97	3197	3197	0	0.0
30	2415	2440	25	1.0	98	2974	2974	0	0.0	30	2811	2811	0	0.0	98	3200	3200	0	0.0
31	2428	2452	24	1.0	99	2979	2979	0	0.0	31	2821	2821	0	0.0	99	3203	3203	0	0.0
32	2439	2463	24	1.0	100	2984	2984	0	0.0	32	2831	2831	0	0.0	100	3205	3205	0	0.0
33	2450	2474	24	1.0	101	2988	2988	0	0.0	33	2838	2838	0	0.0	101	3207	3207	0	0.0
34	2462	2484	22	0.9	102	2992	2992	0	0.0	34	2847	2847	0	0.0	再任	2440	2440	0	0.0
35	2473	2495	22	0.9	103	2995	2995	0	0.0	35	2856	2856	0	0.0					
36	2485	2505	20	0.8	104	2998	2998	0	0.0	36	2867	2867	0	0.0					
37	2498	2516	18	0.7	105	3001	3001	0	0.0	37	2873	2873	0	0.0					
38	2508	2525	17	0.7	106	3005	3005	0	0.0	38	2882	2882	0	0.0					
39	2521	2535	14	0.6	107	3009	3009	0	0.0	39	2891	2891	0	0.0					
40	2534	2545	11	0.4	108	3013	3013	0	0.0	40	2900	2900	0	0.0					
41	2544	2555	11	0.4	109	3016	3016	0	0.0	41	2906	2906	0	0.0					
42	2556	2567	11	0.4	110	3020	3020	0	0.0	42	2916	2916	0	0.0					
43	2565	2576	11	0.4	111	3024	3024	0	0.0	43	2926	2926	0	0.0					
44	2578	2589	11	0.4	112	3027	3027	0	0.0	44	2935	2935	0	0.0					
45	2586	2596	10	0.4	113	3029	3029	0	0.0	45	2942	2942	0	0.0					
46	2596	2606	10	0.4	114	3032	3032	0	0.0	46	2951	2951	0	0.0					
47	2607	2617	10	0.4	115	3035	3035	0	0.0	47	2960	2960	0	0.0					
48	2616	2626	10	0.4	116	3037	3037	0	0.0	48	2969	2969	0	0.0					
49	2628	2637	9	0.3	117	3039	3039	0	0.0	49	2976	2976	0	0.0					
50	2638	2647	9	0.3	118	3042	3042	0	0.0	50	2982	2982	0	0.0					
51	2649	2658	9	0.3	119	3045	3045	0	0.0	51	2989	2989	0	0.0					
52	2656	2665	9	0.3	120	3047	3047	0	0.0	52	2997	2997	0	0.0					
53	2665	2672	7	0.3	121	3049	3049	0	0.0	53	3003	3003	0	0.0					
54	2676	2680	4	0.1	122	3052	3052	0	0.0	54	3011	3011	0	0.0					
55	2688	2690	2	0.1	123	3055	3055	0	0.0	55	3018	3018	0	0.0					
56	2700	2700	0	0.0	124	3057	3057	0	0.0	56	3025	3025	0	0.0					
57	2708	2708	0	0.0	125	3059	3059	0	0.0	57	3032	3032	0	0.0					
58	2718	2718	0	0.0	126	3062	3062	0	0.0	58	3039	3039	0	0.0					
59	2729	2729	0	0.0	127	3065	3065	0	0.0	59	3047	3047	0	0.0					
60	2739	2739	0	0.0	128	3067	3067	0	0.0	60	3054	3054	0	0.0					
61	2749	2749	0	0.0	129	3069	3069	0	0.0	61	3060	3060	0	0.0					
62	2760	2760	0	0.0	130	3072	3072	0	0.0	62	3067	3067	0	0.0					
63	2768	2768	0	0.0	131	3075	3075	0	0.0	63	3074	3074	0	0.0					
64	2779	2779	0	0.0	132	3077	3077	0	0.0	64	3081	3081	0	0.0					
65	2787	2787	0	0.0	133	3079	3079	0	0.0	65	3086	3086	0	0.0					
66	2795	2795	0	0.0	再任	2232	2232	0	0.0	66	3091	3091	0	0.0					
67	2803	2803	0	0.0						67	3097	3097	0	0.0					
68	2811	2811	0	0.0						68	3103	3103	0	0.0					

号俸	5級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率
1	2800	2810	10	0.4
2	2819	2829	10	0.4
3	2835	2845	10	0.4
4	2852	2862	10	0.4
5	2870	2879	9	0.3
6	2886	2894	8	0.3
7	2902	2906	4	0.1
8	2918	2918	0	0.0
9	2933	2933	0	0.0
10	2951	2951	0	0.0
11	2968	2968	0	0.0
12	2986	2986	0	0.0
13	3000	3000	0	0.0
14	3017	3017	0	0.0
15	3033	3033	0	0.0
16	3048	3048	0	0.0
17	3063	3063	0	0.0
18	3079	3079	0	0.0
19	3095	3095	0	0.0
20	3112	3112	0	0.0
21	3122	3122	0	0.0
22	3136	3136	0	0.0
23	3150	3150	0	0.0
24	3165	3165	0	0.0
25	3176	3176	0	0.0
26	3191	3191	0	0.0
27	3205	3205	0	0.0
28	3219	3219	0	0.0
29	3235	3235	0	0.0
30	3247	3247	0	0.0
31	3260	3260	0	0.0
32	3272	3272	0	0.0
33	3283	3283	0	0.0
34	3292	3292	0	0.0
35	3303	3303	0	0.0
36	3314	3314	0	0.0
37	3325	3325	0	0.0
38	3336	3336	0	0.0
39	3346	3346	0	0.0
40	3356	3356	0	0.0
41	3366	3366	0	0.0
42	3376	3376	0	0.0
43	3386	3386	0	0.0
44	3396	3396	0	0.0
45	3405	3405	0	0.0
46	3415	3415	0	0.0
47	3425	3425	0	0.0
48	3435	3435	0	0.0
49	3444	3444	0	0.0
50	3453	3453	0	0.0
51	3462	3462	0	0.0
52	3470	3470	0	0.0
53	3478	3478	0	0.0
54	3486	3486	0	0.0
55	3494	3494	0	0.0
56	3501	3501	0	0.0
57	3508	3508	0	0.0
58	3516	3516	0	0.0
59	3524	3524	0	0.0
60	3531	3531	0	0.0
61	3538	3538	0	0.0
62	3545	3545	0	0.0
63	3552	3552	0	0.0
64	3559	3559	0	0.0
65	3565	3565	0	0.0
66	3570	3570	0	0.0
67	3575	3575	0	0.0
68	3580	3580	0	0.0

号俸	5級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率
69	3584	3584	0	0.0
再任	2747	2747	0	0.0

行政職俸給表(二)3/3

公安職俸給表（一）

号俸	1級				号俸	1級				号俸	2級				号俸	2級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%
1	1699	1745	46	2.7	69	2719	2730	11	0.4	1	1856	1902	46	2.5	69	2899	2909	10	0.3
2	1716	1762	46	2.7	70	2733	2744	11	0.4	2	1873	1919	46	2.5	70	2914	2923	9	0.3
3	1734	1780	46	2.7	71	2745	2756	11	0.4	3	1891	1937	46	2.4	71	2930	2938	8	0.3
4	1751	1797	46	2.6	72	2758	2769	11	0.4	4	1909	1955	46	2.4	72	2946	2951	5	0.2
5	1765	1811	46	2.6	73	2770	2779	9	0.3	5	1927	1973	46	2.4	73	2958	2963	5	0.2
6	1784	1830	46	2.6	74	2782	2791	9	0.3	6	1950	1994	44	2.3	74	2972	2976	4	0.1
7	1802	1848	46	2.6	75	2795	2804	9	0.3	7	1973	2016	43	2.2	75	2987	2989	2	0.1
8	1821	1867	46	2.5	76	2805	2814	9	0.3	8	1996	2038	42	2.1	76	3002	3002	0	0.0
9	1837	1883	46	2.5	77	2816	2825	9	0.3	9	2016	2058	42	2.1	77	3011	3011	0	0.0
10	1854	1900	46	2.5	78	2828	2837	9	0.3	10	2042	2081	39	1.9	78	3026	3026	0	0.0
11	1871	1917	46	2.5	79	2840	2848	8	0.3	11	2067	2106	39	1.9	79	3038	3038	0	0.0
12	1888	1934	46	2.4	80	2850	2855	5	0.2	12	2092	2129	37	1.8	80	3053	3053	0	0.0
13	1906	1951	45	2.4	81	2861	2866	5	0.2	13	2114	2149	35	1.7	81	3066	3066	0	0.0
14	1927	1971	44	2.3	82	2873	2877	4	0.1	14	2132	2167	35	1.6	82	3080	3080	0	0.0
15	1948	1991	43	2.2	83	2886	2888	2	0.1	15	2150	2185	35	1.6	83	3091	3091	0	0.0
16	1969	2011	42	2.1	84	2899	2899	0	0.0	16	2168	2203	35	1.6	84	3105	3105	0	0.0
17	1990	2032	42	2.1	85	2910	2910	0	0.0	17	2187	2222	35	1.6	85	3114	3114	0	0.0
18	2014	2053	39	1.9	86	2922	2922	0	0.0	18	2204	2239	35	1.6	86	3129	3129	0	0.0
19	2038	2076	38	1.9	87	2931	2931	0	0.0	19	2223	2258	35	1.6	87	3142	3142	0	0.0
20	2062	2099	37	1.8	88	2943	2943	0	0.0	20	2241	2276	35	1.6	88	3157	3157	0	0.0
21	2086	2120	34	1.6	89	2953	2953	0	0.0	21	2258	2293	35	1.6	89	3172	3172	0	0.0
22	2104	2138	34	1.6	90	2965	2965	0	0.0	22	2276	2311	35	1.5	90	3187	3187	0	0.0
23	2121	2155	34	1.6	91	2976	2976	0	0.0	23	2294	2329	35	1.5	91	3201	3201	0	0.0
24	2139	2173	34	1.6	92	2988	2988	0	0.0	24	2312	2347	35	1.5	92	3216	3216	0	0.0
25	2158	2192	34	1.6	93	2993	2993	0	0.0	25	2328	2363	35	1.5	93	3229	3229	0	0.0
26	2175	2209	34	1.6	94	3006	3006	0	0.0	26	2345	2380	35	1.5	94	3242	3242	0	0.0
27	2193	2227	34	1.6	95	3017	3017	0	0.0	27	2362	2397	35	1.5	95	3256	3256	0	0.0
28	2210	2244	34	1.5	96	3030	3030	0	0.0	28	2379	2413	34	1.4	96	3269	3269	0	0.0
29	2229	2263	34	1.5	97	3041	3041	0	0.0	29	2391	2425	34	1.4	97	3281	3281	0	0.0
30	2247	2281	34	1.5	98	3053	3053	0	0.0	30	2409	2443	34	1.4	98	3294	3294	0	0.0
31	2265	2299	34	1.5	99	3065	3065	0	0.0	31	2427	2461	34	1.4	99	3307	3307	0	0.0
32	2283	2317	34	1.5	100	3077	3077	0	0.0	32	2445	2479	34	1.4	100	3320	3320	0	0.0
33	2299	2333	34	1.5	101	3089	3089	0	0.0	33	2459	2493	34	1.4	101	3334	3334	0	0.0
34	2316	2350	34	1.5	102	3099	3099	0	0.0	34	2474	2508	34	1.4	102	3343	3343	0	0.0
35	2333	2367	34	1.5	103	3110	3110	0	0.0	35	2487	2521	34	1.4	103	3354	3354	0	0.0
36	2350	2384	34	1.4	104	3120	3120	0	0.0	36	2501	2535	34	1.4	104	3366	3366	0	0.0
37	2362	2396	34	1.4	105	3128	3128	0	0.0	37	2514	2547	33	1.3	105	3377	3377	0	0.0
38	2380	2414	34	1.4	106	3134	3134	0	0.0	38	2527	2560	33	1.3	106	3388	3388	0	0.0
39	2398	2432	34	1.4	107	3140	3140	0	0.0	39	2539	2572	33	1.3	107	3398	3398	0	0.0
40	2416	2450	34	1.4	108	3147	3147	0	0.0	40	2551	2582	31	1.2	108	3409	3409	0	0.0
41	2430	2464	34	1.4	109	3152	3152	0	0.0	41	2562	2592	30	1.2	109	3421	3421	0	0.0
42	2444	2478	34	1.4	110	3157	3157	0	0.0	42	2574	2603	29	1.1	110	3431	3431	0	0.0
43	2457	2491	34	1.4	111	3162	3162	0	0.0	43	2584	2613	29	1.1	111	3441	3441	0	0.0
44	2469	2503	34	1.4	112	3168	3168	0	0.0	44	2595	2623	28	1.1	112	3450	3450	0	0.0
45	2482	2514	32	1.3	113	3176	3176	0	0.0	45	2601	2629	28	1.1	113	3459	3459	0	0.0
46	2493	2525	32	1.3	114	3183	3183	0	0.0	46	2612	2640	28	1.1	114	3468	3468	0	0.0
47	2503	2535	32	1.3	115	3190	3190	0	0.0	47	2623	2649	26	1.0	115	3478	3478	0	0.0
48	2512	2543	31	1.2	116	3197	3197	0	0.0	48	2634	2660	26	1.0	116	3488	3488	0	0.0
49	2520	2550	30	1.2	117	3203	3203	0	0.0	49	2642	2668	26	1.0	117	3498	3498	0	0.0
50	2531	2559	28	1.1	118	3211	3211	0	0.0	50	2654	2678	24	0.9	118	3503	3503	0	0.0
51	2542	2570	28	1.1	119	3218	3218	0	0.0	51	2664	2688	24	0.9	119	3509	3509	0	0.0
52	2553	2580	27	1.1	120	3226	3226	0	0.0	52	2675	2697	22	0.8	120	3515	3515	0	0.0
53	2558	2585	27	1.1	121	3232	3232	0	0.0	53	2687	2707	20	0.7	121	3518	3518	0	0.0
54	2570	2597	27	1.1	122	3235	3235	0	0.0	54	2695	2714	19	0.7	122	3522	3522	0	0.0
55	2579	2605	26	1.0	123	3240	3240	0	0.0	55	2709	2724	15	0.6	123	3527	3527	0	0.0
56	2590	2616	26	1.0	124	3245	3245	0	0.0	56	2721	2733	12	0.4	124	3531	3531	0	0.0
57	2599	2625	26	1.0	125	3248	3248	0	0.0	57	2731	2743	12	0.4	125	3535	3535	0	0.0
58	2609	2633	24	0.9	再任	2415	2415	0	0.0	58	2746	2758	12	0.4	126	3539	3539	0	0.0
59	2617	2641	24	0.9						59	2758	2770	12	0.4	127	3544	3544	0	0.0
60	2627	2649	22	0.8						60	2772	2784	12	0.4	128	3548	3548	0	0.0
61	2638	2657	19	0.7						61	2788	2799	11	0.4	129	3552	3552	0	0.0
62	2645	2663	18	0.7						62	2804	2815	11	0.4	130	3556	3556	0	0.0
63	2656	2671	15	0.6						63	2817	2828	11	0.4	131	3560	3560	0	0.0
64	2665	2677	12	0.5						64	2832	2843	11	0.4	132	3564	3564	0	0.0
65	2676	2688	12	0.4						65	2846	2856	10	0.4	133	3566	3566	0	0.0
66	2688	2700	12	0.4						66	2858	2868	10	0.3	134	3571	3571	0	0.0
67	2698	2710	12	0.4						67	2872	2882	10	0.3	135	3575	3575	0	0.0
68	2707	2719	12	0.4						68	2884	2894	10	0.3	136	3578	3578	0	0.0

号俸	2級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%
137	3581	3581	0	0.0
138	3585	3585	0	0.0
139	3590	3590	0	0.0
140	3595	3595	0	0.0
141	3598	3598	0	0.0
142	3603	3603	0	0.0
143	3608	3608	0	0.0
144	3613	3613	0	0.0
145	3616	3616	0	0.0
再任	2532	2532	0	0.0

号俸	3級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%
1	2116	2151	35	1.7
2	2136	2171	35	1.6
3	2156	2191	35	1.6
4	2176	2211	35	1.6
5	2196	2231	35	1.6
6	2214	2249	35	1.6
7	2234	2269	35	1.6
8	2253	2288	35	1.6
9	2274	2309	35	1.5
10	2292	2327	35	1.5
11	2310	2345	35	1.5
12	2328	2363	35	1.5
13	2346	2381	35	1.5
14	2365	2400	35	1.5
15	2384	2419	35	1.5
16	2403	2438	35	1.5
17	2418	2453	35	1.4
18	2436	2471	35	1.4
19	2454	2489	35	1.4
20	2472	2507	35	1.4
21	2488	2523	35	1.4
22	2502	2536	34	1.4
23	2514	2548	34	1.4
24	2527	2561	34	1.3
25	2540	2573	33	1.3
26	2552	2585	33	1.3
27	2565	2598	33	1.3
28	2577	2609	32	1.2
29	2588	2618	30	1.2
30	2599	2628	29	1.1
31	2611	2640	29	1.1
32	2622	2650	28	1.1
33	2627	2655	28	1.1
34	2639	2667	28	1.1
35	2650	2677	27	1.0
36	2660	2687	27	1.0
37	2668	2695	27	1.0
38	2680	2704	24	0.9
39	2690	2714	24	0.9
40	2700	2722	22	0.8
41	2712	2732	20	0.7
42	2724	2743	19	0.7
43	2737	2753	16	0.6
44	2749	2761	12	0.4
45	2760	2772	12	0.4
46	2774	2786	12	0.4
47	2787	2799	12	0.4
48	2801	2813	12	0.4
49	2819	2830	11	0.4
50	2836	2847	11	0.4
51	2851	2862	11	0.4
52	2865	2876	11	0.4
53	2880	2890	10	0.3
54	2896	2906	10	0.3
55	2912	2922	10	0.3
56	2927	2937	10	0.3
57	2941	2951	10	0.3
58	2958	2967	9	0.3
59	2976	2984	8	0.3
60	2994	3000	6	0.2
61	3008	3014	6	0.2
62	3026	3030	4	0.1
63	3044	3046	2	0.1
64	3061	3061	0	0.0
65	3074	3074	0	0.0
66	3091	3091	0	0.0
67	3105	3105	0	0.0
68	3122	3122	0	0.0

号俸	3級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%
69	3136	3136	0	0.0
70	3150	3150	0	0.0
71	3163	3163	0	0.0
72	3178	3178	0	0.0
73	3185	3185	0	0.0
74	3201	3201	0	0.0
75	3216	3216	0	0.0
76	3233	3233	0	0.0
77	3251	3251	0	0.0
78	3268	3268	0	0.0
79	3284	3284	0	0.0
80	3300	3300	0	0.0
81	3317	3317	0	0.0
82	3334	3334	0	0.0
83	3350	3350	0	0.0
84	3367	3367	0	0.0
85	3381	3381	0	0.0
86	3396	3396	0	0.0
87	3411	3411	0	0.0
88	3426	3426	0	0.0
89	3439	3439	0	0.0
90	3451	3451	0	0.0
91	3464	3464	0	0.0
92	3477	3477	0	0.0
93	3491	3491	0	0.0
94	3506	3506	0	0.0
95	3521	3521	0	0.0
96	3536	3536	0	0.0
97	3549	3549	0	0.0
98	3561	3561	0	0.0
99	3572	3572	0	0.0
100	3584	3584	0	0.0
101	3595	3595	0	0.0
102	3606	3606	0	0.0
103	3617	3617	0	0.0
104	3629	3629	0	0.0
105	3641	3641	0	0.0
106	3646	3646	0	0.0
107	3652	3652	0	0.0
108	3658	3658	0	0.0
109	3664	3664	0	0.0
110	3669	3669	0	0.0
111	3674	3674	0	0.0
112	3679	3679	0	0.0
113	3683	3683	0	0.0
114	3687	3687	0	0.0
115	3693	3693	0	0.0
116	3698	3698	0	0.0
117	3702	3702	0	0.0
118	3707	3707	0	0.0
119	3713	3713	0	0.0
120	3718	3718	0	0.0
121	3720	3720	0	0.0
122	3725	3725	0	0.0
123	3730	3730	0	0.0
124	3734	3734	0	0.0
125	3739	3739	0	0.0
126	3744	3744	0	0.0
127	3749	3749	0	0.0
128	3754	3754	0	0.0
129	3757	3757	0	0.0
130	3762	3762	0	0.0
131	3767	3767	0	0.0
132	3772	3772	0	0.0
133	3775	3775	0	0.0
134	3780	3780	0	0.0
135	3784	3784	0	0.0
136	3788	3788	0	0.0

号俸	3級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%
137	3791	3791	0	0.0
138	3796	3796	0	0.0
139	3801	3801	0	0.0
140	3806	3806	0	0.0
141	3809	3809	0	0.0
再任	2573	2573	0	0.0

※ 総合職(大卒)初任給3級5号俸の備考(二)による額

2144	2178	34	1.6
------	------	----	-----

号俸	4級				号俸	4級				号俸	5級				号俸	5級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%
1	2513	2549	36	1.4	69	3595	3595	0	0.0	1	2943	2963	20	0.7	69	4052	4052	0	0.0
2	2531	2567	36	1.4	70	3609	3609	0	0.0	2	2961	2981	20	0.7	70	4057	4057	0	0.0
3	2549	2585	36	1.4	71	3622	3622	0	0.0	3	2982	2999	17	0.6	71	4063	4063	0	0.0
4	2567	2603	36	1.4	72	3636	3636	0	0.0	4	3005	3019	14	0.5	72	4068	4068	0	0.0
5	2584	2620	36	1.4	73	3648	3648	0	0.0	5	3022	3036	14	0.5	73	4073	4073	0	0.0
6	2602	2638	36	1.4	74	3660	3660	0	0.0	6	3043	3055	12	0.4	74	4077	4077	0	0.0
7	2618	2654	36	1.4	75	3673	3673	0	0.0	7	3063	3075	12	0.4	75	4082	4082	0	0.0
8	2635	2671	36	1.4	76	3686	3686	0	0.0	8	3084	3096	12	0.4	76	4087	4087	0	0.0
9	2648	2682	34	1.3	77	3699	3699	0	0.0	9	3103	3114	11	0.4	77	4092	4092	0	0.0
10	2664	2697	33	1.2	78	3711	3711	0	0.0	10	3125	3136	11	0.4	78	4097	4097	0	0.0
11	2677	2710	33	1.2	79	3723	3723	0	0.0	11	3146	3157	11	0.3	79	4103	4103	0	0.0
12	2690	2722	32	1.2	80	3735	3735	0	0.0	12	3166	3177	11	0.3	80	4108	4108	0	0.0
13	2704	2735	31	1.1	81	3747	3747	0	0.0	13	3187	3197	10	0.3	81	4112	4112	0	0.0
14	2718	2748	30	1.1	82	3759	3759	0	0.0	14	3207	3216	9	0.3	82	4118	4118	0	0.0
15	2729	2758	29	1.1	83	3770	3770	0	0.0	15	3228	3232	4	0.1	83	4123	4123	0	0.0
16	2742	2770	28	1.0	84	3782	3782	0	0.0	16	3248	3248	0	0.0	84	4125	4125	0	0.0
17	2749	2777	28	1.0	85	3793	3793	0	0.0	17	3265	3265	0	0.0	85	4128	4128	0	0.0
18	2763	2791	28	1.0	86	3799	3799	0	0.0	18	3288	3288	0	0.0	86	4133	4133	0	0.0
19	2777	2804	27	1.0	87	3804	3804	0	0.0	19	3309	3309	0	0.0	87	4136	4136	0	0.0
20	2790	2817	27	1.0	88	3810	3810	0	0.0	20	3332	3332	0	0.0	88	4139	4139	0	0.0
21	2803	2830	27	1.0	89	3816	3816	0	0.0	21	3351	3351	0	0.0	89	4142	4142	0	0.0
22	2815	2840	25	0.9	90	3822	3822	0	0.0	22	3371	3371	0	0.0	90	4146	4146	0	0.0
23	2828	2853	25	0.9	91	3828	3828	0	0.0	23	3392	3392	0	0.0	91	4150	4150	0	0.0
24	2843	2865	22	0.8	92	3834	3834	0	0.0	24	3412	3412	0	0.0	92	4154	4154	0	0.0
25	2855	2875	20	0.7	93	3837	3837	0	0.0	25	3431	3431	0	0.0	93	4157	4157	0	0.0
26	2872	2891	19	0.7	94	3842	3842	0	0.0	26	3452	3452	0	0.0	再任	3051	3051	0	0.0
27	2892	2908	16	0.6	95	3848	3848	0	0.0	27	3471	3471	0	0.0					
28	2912	2924	12	0.4	96	3853	3853	0	0.0	28	3491	3491	0	0.0					
29	2931	2943	12	0.4	97	3857	3857	0	0.0	29	3509	3509	0	0.0					
30	2950	2962	12	0.4	98	3861	3861	0	0.0	30	3530	3530	0	0.0					
31	2967	2979	12	0.4	99	3867	3867	0	0.0	31	3548	3548	0	0.0					
32	2985	2997	12	0.4	100	3872	3872	0	0.0	32	3569	3569	0	0.0					
33	3002	3013	11	0.4	101	3876	3876	0	0.0	33	3583	3583	0	0.0					
34	3019	3030	11	0.4	102	3881	3881	0	0.0	34	3603	3603	0	0.0					
35	3037	3048	11	0.4	103	3887	3887	0	0.0	35	3622	3622	0	0.0					
36	3054	3065	11	0.4	104	3892	3892	0	0.0	36	3643	3643	0	0.0					
37	3072	3082	10	0.3	105	3895	3895	0	0.0	37	3662	3662	0	0.0					
38	3088	3098	10	0.3	106	3899	3899	0	0.0	38	3683	3683	0	0.0					
39	3106	3116	10	0.3	107	3904	3904	0	0.0	39	3703	3703	0	0.0					
40	3121	3131	10	0.3	108	3907	3907	0	0.0	40	3723	3723	0	0.0					
41	3138	3145	7	0.2	109	3910	3910	0	0.0	41	3743	3743	0	0.0					
42	3156	3160	4	0.1	110	3915	3915	0	0.0	42	3764	3764	0	0.0					
43	3175	3177	2	0.1	111	3920	3920	0	0.0	43	3785	3785	0	0.0					
44	3194	3194	0	0.0	112	3925	3925	0	0.0	44	3805	3805	0	0.0					
45	3211	3211	0	0.0	113	3928	3928	0	0.0	45	3822	3822	0	0.0					
46	3230	3230	0	0.0	114	3933	3933	0	0.0	46	3839	3839	0	0.0					
47	3249	3249	0	0.0	115	3938	3938	0	0.0	47	3855	3855	0	0.0					
48	3267	3267	0	0.0	116	3943	3943	0	0.0	48	3872	3872	0	0.0					
49	3281	3281	0	0.0	117	3946	3946	0	0.0	49	3886	3886	0	0.0					
50	3297	3297	0	0.0	118	3951	3951	0	0.0	50	3896	3896	0	0.0					
51	3311	3311	0	0.0	119	3956	3956	0	0.0	51	3906	3906	0	0.0					
52	3328	3328	0	0.0	120	3961	3961	0	0.0	52	3916	3916	0	0.0					
53	3343	3343	0	0.0	121	3965	3965	0	0.0	53	3929	3929	0	0.0					
54	3360	3360	0	0.0	122	3970	3970	0	0.0	54	3940	3940	0	0.0					
55	3376	3376	0	0.0	123	3974	3974	0	0.0	55	3951	3951	0	0.0					
56	3394	3394	0	0.0	124	3979	3979	0	0.0	56	3963	3963	0	0.0					
57	3403	3403	0	0.0	125	3983	3983	0	0.0	57	3976	3976	0	0.0					
58	3420	3420	0	0.0	再任	2886	2886	0	0.0	58	3984	3984	0	0.0					
59	3436	3436	0	0.0						59	3992	3992	0	0.0					
60	3452	3452	0	0.0						60	3999	3999	0	0.0					
61	3468	3468	0	0.0						61	4004	4004	0	0.0					
62	3485	3485	0	0.0						62	4011	4011	0	0.0					
63	3502	3502	0	0.0						63	4018	4018	0	0.0					
64	3519	3519	0	0.0						64	4025	4025	0	0.0					
65	3535	3535	0	0.0						65	4028	4028	0	0.0					
66	3551	3551	0	0.0						66	4035	4035	0	0.0					
67	3567	3567	0	0.0						67	4042	4042	0	0.0					
68	3583	3583	0	0.0						68	4048	4048	0	0.0					



号俸	6級				号俸	6級				号俸	7級				号俸	7級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%
1	3202	3213	11	0.3	69	4188	4188	0	0.0	1	3476	3476	0	0.0	69	4363	4363	0	0.0
2	3224	3235	11	0.3	70	4191	4191	0	0.0	2	3498	3498	0	0.0	70	4366	4366	0	0.0
3	3245	3256	11	0.3	71	4194	4194	0	0.0	3	3521	3521	0	0.0	71	4369	4369	0	0.0
4	3265	3276	11	0.3	72	4197	4197	0	0.0	4	3543	3543	0	0.0	72	4372	4372	0	0.0
5	3287	3297	10	0.3	73	4200	4200	0	0.0	5	3563	3563	0	0.0	73	4374	4374	0	0.0
6	3306	3315	9	0.3	74	4203	4203	0	0.0	6	3584	3584	0	0.0	74	4377	4377	0	0.0
7	3328	3332	4	0.1	75	4206	4206	0	0.0	7	3606	3606	0	0.0	75	4380	4380	0	0.0
8	3348	3348	0	0.0	76	4209	4209	0	0.0	8	3628	3628	0	0.0	76	4383	4383	0	0.0
9	3365	3365	0	0.0	77	4211	4211	0	0.0	9	3645	3645	0	0.0	77	4385	4385	0	0.0
10	3388	3388	0	0.0	78	4214	4214	0	0.0	10	3667	3667	0	0.0	78	4388	4388	0	0.0
11	3410	3410	0	0.0	79	4217	4217	0	0.0	11	3687	3687	0	0.0	79	4391	4391	0	0.0
12	3433	3433	0	0.0	80	4220	4220	0	0.0	12	3709	3709	0	0.0	80	4394	4394	0	0.0
13	3453	3453	0	0.0	81	4222	4222	0	0.0	13	3727	3727	0	0.0	81	4396	4396	0	0.0
14	3474	3474	0	0.0	82	4225	4225	0	0.0	14	3748	3748	0	0.0	82	4399	4399	0	0.0
15	3496	3496	0	0.0	83	4228	4228	0	0.0	15	3768	3768	0	0.0	83	4402	4402	0	0.0
16	3517	3517	0	0.0	84	4230	4230	0	0.0	16	3789	3789	0	0.0	84	4405	4405	0	0.0
17	3537	3537	0	0.0	85	4232	4232	0	0.0	17	3805	3805	0	0.0	85	4407	4407	0	0.0
18	3557	3557	0	0.0	86	4235	4235	0	0.0	18	3825	3825	0	0.0	再任	3428	3428	0	0.0
19	3577	3577	0	0.0	87	4238	4238	0	0.0	19	3844	3844	0	0.0					
20	3598	3598	0	0.0	88	4240	4240	0	0.0	20	3864	3864	0	0.0					
21	3615	3615	0	0.0	89	4242	4242	0	0.0	21	3881	3881	0	0.0					
22	3635	3635	0	0.0	90	4245	4245	0	0.0	22	3902	3902	0	0.0					
23	3653	3653	0	0.0	91	4248	4248	0	0.0	23	3923	3923	0	0.0					
24	3674	3674	0	0.0	92	4250	4250	0	0.0	24	3943	3943	0	0.0					
25	3691	3691	0	0.0	93	4252	4252	0	0.0	25	3960	3960	0	0.0					
26	3711	3711	0	0.0	再任	3192	3192	0	0.0	26	3980	3980	0	0.0					
27	3731	3731	0	0.0						27	4001	4001	0	0.0					
28	3751	3751	0	0.0						28	4022	4022	0	0.0					
29	3769	3769	0	0.0						29	4037	4037	0	0.0					
30	3790	3790	0	0.0						30	4055	4055	0	0.0					
31	3811	3811	0	0.0						31	4072	4072	0	0.0					
32	3831	3831	0	0.0						32	4089	4089	0	0.0					
33	3850	3850	0	0.0						33	4106	4106	0	0.0					
34	3871	3871	0	0.0						34	4121	4121	0	0.0					
35	3892	3892	0	0.0						35	4137	4137	0	0.0					
36	3911	3911	0	0.0						36	4152	4152	0	0.0					
37	3928	3928	0	0.0						37	4165	4165	0	0.0					
38	3943	3943	0	0.0						38	4180	4180	0	0.0					
39	3956	3956	0	0.0						39	4195	4195	0	0.0					
40	3970	3970	0	0.0						40	4210	4210	0	0.0					
41	3982	3982	0	0.0						41	4225	4225	0	0.0					
42	3993	3993	0	0.0						42	4238	4238	0	0.0					
43	4003	4003	0	0.0						43	4251	4251	0	0.0					
44	4013	4013	0	0.0						44	4263	4263	0	0.0					
45	4025	4025	0	0.0						45	4273	4273	0	0.0					
46	4037	4037	0	0.0						46	4280	4280	0	0.0					
47	4048	4048	0	0.0						47	4288	4288	0	0.0					
48	4060	4060	0	0.0						48	4296	4296	0	0.0					
49	4073	4073	0	0.0						49	4301	4301	0	0.0					
50	4081	4081	0	0.0						50	4305	4305	0	0.0					
51	4089	4089	0	0.0						51	4309	4309	0	0.0					
52	4096	4096	0	0.0						52	4312	4312	0	0.0					
53	4101	4101	0	0.0						53	4315	4315	0	0.0					
54	4108	4108	0	0.0						54	4319	4319	0	0.0					
55	4115	4115	0	0.0						55	4322	4322	0	0.0					
56	4121	4121	0	0.0						56	4325	4325	0	0.0					
57	4128	4128	0	0.0						57	4328	4328	0	0.0					
58	4132	4132	0	0.0						58	4331	4331	0	0.0					
59	4138	4138	0	0.0						59	4334	4334	0	0.0					
60	4144	4144	0	0.0						60	4337	4337	0	0.0					
61	4148	4148	0	0.0						61	4340	4340	0	0.0					
62	4154	4154	0	0.0						62	4343	4343	0	0.0					
63	4159	4159	0	0.0						63	4346	4346	0	0.0					
64	4164	4164	0	0.0						64	4349	4349	0	0.0					
65	4169	4169	0	0.0						65	4352	4352	0	0.0					
66	4175	4175	0	0.0						66	4355	4355	0	0.0					
67	4179	4179	0	0.0						67	4358	4358	0	0.0					
68	4184	4184	0	0.0						68	4361	4361	0	0.0					

8級					9級					10級					11級				
号俸	現行	R4勧告	改定額	改定率	号俸	現行	R4勧告	改定額	改定率	号俸	現行	R4勧告	改定額	改定率	号俸	現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%
1	3819	3819	0	0.0	1	4228	4228	0	0.0	1	4584	4584	0	0.0	1	5217	5217	0	0.0
2	3841	3841	0	0.0	2	4246	4246	0	0.0	2	4615	4615	0	0.0	2	5246	5246	0	0.0
3	3860	3860	0	0.0	3	4265	4265	0	0.0	3	4645	4645	0	0.0	3	5277	5277	0	0.0
4	3881	3881	0	0.0	4	4284	4284	0	0.0	4	4675	4675	0	0.0	4	5308	5308	0	0.0
5	3898	3898	0	0.0	5	4298	4298	0	0.0	5	4705	4705	0	0.0	5	5339	5339	0	0.0
6	3918	3918	0	0.0	6	4315	4315	0	0.0	6	4735	4735	0	0.0	6	5362	5362	0	0.0
7	3936	3936	0	0.0	7	4331	4331	0	0.0	7	4765	4765	0	0.0	7	5387	5387	0	0.0
8	3954	3954	0	0.0	8	4346	4346	0	0.0	8	4796	4796	0	0.0	8	5411	5411	0	0.0
9	3971	3971	0	0.0	9	4362	4362	0	0.0	9	4823	4823	0	0.0	9	5435	5435	0	0.0
10	3991	3991	0	0.0	10	4379	4379	0	0.0	10	4854	4854	0	0.0	10	5453	5453	0	0.0
11	4011	4011	0	0.0	11	4395	4395	0	0.0	11	4884	4884	0	0.0	11	5471	5471	0	0.0
12	4032	4032	0	0.0	12	4411	4411	0	0.0	12	4915	4915	0	0.0	12	5490	5490	0	0.0
13	4049	4049	0	0.0	13	4422	4422	0	0.0	13	4942	4942	0	0.0	13	5507	5507	0	0.0
14	4070	4070	0	0.0	14	4438	4438	0	0.0	14	4965	4965	0	0.0	14	5521	5521	0	0.0
15	4090	4090	0	0.0	15	4456	4456	0	0.0	15	4988	4988	0	0.0	15	5534	5534	0	0.0
16	4111	4111	0	0.0	16	4474	4474	0	0.0	16	5011	5011	0	0.0	16	5545	5545	0	0.0
17	4128	4128	0	0.0	17	4490	4490	0	0.0	17	5032	5032	0	0.0	17	5558	5558	0	0.0
18	4145	4145	0	0.0	18	4508	4508	0	0.0	18	5046	5046	0	0.0	18	5568	5568	0	0.0
19	4162	4162	0	0.0	19	4526	4526	0	0.0	19	5061	5061	0	0.0	19	5577	5577	0	0.0
20	4178	4178	0	0.0	20	4543	4543	0	0.0	20	5075	5075	0	0.0	20	5586	5586	0	0.0
21	4195	4195	0	0.0	21	4559	4559	0	0.0	21	5087	5087	0	0.0	21	5595	5595	0	0.0
22	4211	4211	0	0.0	22	4576	4576	0	0.0	22	5101	5101	0	0.0	再任	5214	5214	0	0.0
23	4225	4225	0	0.0	23	4592	4592	0	0.0	23	5116	5116	0	0.0					
24	4240	4240	0	0.0	24	4610	4610	0	0.0	24	5131	5131	0	0.0					
25	4253	4253	0	0.0	25	4625	4625	0	0.0	25	5142	5142	0	0.0					
26	4267	4267	0	0.0	26	4639	4639	0	0.0	26	5153	5153	0	0.0					
27	4282	4282	0	0.0	27	4654	4654	0	0.0	27	5165	5165	0	0.0					
28	4298	4298	0	0.0	28	4667	4667	0	0.0	28	5177	5177	0	0.0					
29	4311	4311	0	0.0	29	4679	4679	0	0.0	29	5187	5187	0	0.0					
30	4328	4328	0	0.0	30	4686	4686	0	0.0	30	5196	5196	0	0.0					
31	4345	4345	0	0.0	31	4693	4693	0	0.0	31	5205	5205	0	0.0					
32	4361	4361	0	0.0	32	4700	4700	0	0.0	32	5214	5214	0	0.0					
33	4375	4375	0	0.0	33	4705	4705	0	0.0	33	5222	5222	0	0.0					
34	4392	4392	0	0.0	34	4713	4713	0	0.0	34	5231	5231	0	0.0					
35	4409	4409	0	0.0	35	4720	4720	0	0.0	35	5238	5238	0	0.0					
36	4425	4425	0	0.0	36	4726	4726	0	0.0	36	5243	5243	0	0.0					
37	4439	4439	0	0.0	37	4729	4729	0	0.0	37	5250	5250	0	0.0					
38	4446	4446	0	0.0	38	4735	4735	0	0.0	38	5256	5256	0	0.0					
39	4453	4453	0	0.0	39	4740	4740	0	0.0	39	5264	5264	0	0.0					
40	4460	4460	0	0.0	40	4745	4745	0	0.0	40	5270	5270	0	0.0					
41	4464	4464	0	0.0	41	4750	4750	0	0.0	41	5275	5275	0	0.0					
42	4470	4470	0	0.0	42	4754	4754	0	0.0	再任	4517	4517	0	0.0					
43	4477	4477	0	0.0	43	4758	4758	0	0.0										
44	4483	4483	0	0.0	44	4762	4762	0	0.0										
45	4491	4491	0	0.0	45	4765	4765	0	0.0										
46	4498	4498	0	0.0	再任	4095	4095	0	0.0										
47	4503	4503	0	0.0															
48	4508	4508	0	0.0															
49	4513	4513	0	0.0															
50	4516	4516	0	0.0															
51	4519	4519	0	0.0															
52	4523	4523	0	0.0															
53	4527	4527	0	0.0															
54	4529	4529	0	0.0															
55	4532	4532	0	0.0															
56	4534	4534	0	0.0															
57	4538	4538	0	0.0															
58	4540	4540	0	0.0															
59	4542	4542	0	0.0															
60	4544	4544	0	0.0															
61	4548	4548	0	0.0															
再任	3779	3779	0	0.0															

医療職俸給表（一）

号俸	1級				号俸	2級				号俸	2級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%
1	2498	2536	38	1.5	1	3350	3384	34	1.0	69	4713	4713	0	0.0
2	2523	2561	38	1.5	2	3380	3414	34	1.0	70	4720	4720	0	0.0
3	2548	2586	38	1.5	3	3409	3442	33	1.0	71	4727	4727	0	0.0
4	2573	2611	38	1.5	4	3438	3471	33	1.0	72	4734	4734	0	0.0
5	2595	2633	38	1.5	5	3465	3498	33	1.0	73	4738	4738	0	0.0
6	2633	2671	38	1.4	6	3497	3528	31	0.9	74	4744	4744	0	0.0
7	2671	2709	38	1.4	7	3528	3559	31	0.9	75	4751	4751	0	0.0
8	2709	2747	38	1.4	8	3559	3587	28	0.8	76	4758	4758	0	0.0
9	2745	2783	38	1.4	9	3587	3611	24	0.7	77	4762	4762	0	0.0
10	2785	2823	38	1.4	10	3614	3637	23	0.6	78	4768	4768	0	0.0
11	2825	2863	38	1.3	11	3645	3664	19	0.5	79	4774	4774	0	0.0
12	2865	2903	38	1.3	12	3677	3692	15	0.4	80	4779	4779	0	0.0
13	2903	2940	37	1.3	13	3706	3721	15	0.4	81	4785	4785	0	0.0
14	2943	2980	37	1.3	14	3741	3756	15	0.4	82	4790	4790	0	0.0
15	2982	3019	37	1.2	15	3771	3786	15	0.4	83	4795	4795	0	0.0
16	3021	3057	36	1.2	16	3807	3822	15	0.4	84	4800	4800	0	0.0
17	3058	3093	35	1.1	17	3843	3856	13	0.3	85	4804	4804	0	0.0
18	3094	3128	34	1.1	18	3870	3883	13	0.3	86	4810	4810	0	0.0
19	3129	3163	34	1.1	19	3895	3908	13	0.3	87	4814	4814	0	0.0
20	3165	3198	33	1.0	20	3921	3934	13	0.3	88	4819	4819	0	0.0
21	3201	3234	33	1.0	21	3949	3961	12	0.3	89	4824	4824	0	0.0
22	3238	3271	33	1.0	22	3972	3983	11	0.3	90	4830	4830	0	0.0
23	3273	3305	32	1.0	23	3997	4002	5	0.1	91	4836	4836	0	0.0
24	3306	3338	32	1.0	24	4018	4018	0	0.0	92	4840	4840	0	0.0
25	3341	3373	32	1.0	25	4038	4038	0	0.0	93	4845	4845	0	0.0
26	3368	3398	30	0.9	26	4061	4061	0	0.0	94	4851	4851	0	0.0
27	3394	3424	30	0.9	27	4083	4083	0	0.0	95	4857	4857	0	0.0
28	3420	3447	27	0.8	28	4106	4106	0	0.0	96	4863	4863	0	0.0
29	3448	3471	23	0.7	29	4129	4129	0	0.0	97	4868	4868	0	0.0
30	3467	3489	22	0.6	30	4150	4150	0	0.0	再任	3386	3386	0	0.0
31	3489	3507	18	0.5	31	4170	4170	0	0.0					
32	3513	3527	14	0.4	32	4191	4191	0	0.0					
33	3535	3549	14	0.4	33	4210	4210	0	0.0					
34	3558	3572	14	0.4	34	4228	4228	0	0.0					
35	3579	3593	14	0.4	35	4246	4246	0	0.0					
36	3602	3616	14	0.4	36	4266	4266	0	0.0					
37	3624	3637	13	0.4	37	4285	4285	0	0.0					
38	3648	3661	13	0.4	38	4305	4305	0	0.0					
39	3670	3683	13	0.4	39	4324	4324	0	0.0					
40	3690	3703	13	0.4	40	4344	4344	0	0.0					
41	3713	3725	12	0.3	41	4362	4362	0	0.0					
42	3725	3735	10	0.3	42	4380	4380	0	0.0					
43	3739	3743	4	0.1	43	4397	4397	0	0.0					
44	3750	3750	0	0.0	44	4415	4415	0	0.0					
45	3762	3762	0	0.0	45	4433	4433	0	0.0					
46	3776	3776	0	0.0	46	4451	4451	0	0.0					
47	3791	3791	0	0.0	47	4469	4469	0	0.0					
48	3806	3806	0	0.0	48	4486	4486	0	0.0					
49	3817	3817	0	0.0	49	4504	4504	0	0.0					
50	3827	3827	0	0.0	50	4521	4521	0	0.0					
51	3837	3837	0	0.0	51	4539	4539	0	0.0					
52	3845	3845	0	0.0	52	4557	4557	0	0.0					
53	3854	3854	0	0.0	53	4576	4576	0	0.0					
54	3863	3863	0	0.0	54	4588	4588	0	0.0					
55	3870	3870	0	0.0	55	4600	4600	0	0.0					
56	3879	3879	0	0.0	56	4612	4612	0	0.0					
57	3886	3886	0	0.0	57	4624	4624	0	0.0					
58	3895	3895	0	0.0	58	4634	4634	0	0.0					
59	3903	3903	0	0.0	59	4644	4644	0	0.0					
60	3911	3911	0	0.0	60	4654	4654	0	0.0					
61	3916	3916	0	0.0	61	4662	4662	0	0.0					
62	3921	3921	0	0.0	62	4669	4669	0	0.0					
63	3925	3925	0	0.0	63	4676	4676	0	0.0					
64	3930	3930	0	0.0	64	4683	4683	0	0.0					
65	3933	3933	0	0.0	65	4690	4690	0	0.0					
再任	2962	2962	0	0.0	66	4697	4697	0	0.0					
					67	4704	4704	0	0.0					
					68	4710	4710	0	0.0					

号俸	3級				号俸	3級				号俸	4級				号俸	5級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%
1	3990	4004	14	0.4	69	5239	5239	0	0.0	1	4717	4717	0	0.0	1	5665	5665	0	0.0
2	4019	4033	14	0.3	70	5247	5247	0	0.0	2	4740	4740	0	0.0	2	5696	5696	0	0.0
3	4045	4059	14	0.3	71	5256	5256	0	0.0	3	4762	4762	0	0.0	3	5727	5727	0	0.0
4	4072	4086	14	0.3	72	5265	5265	0	0.0	4	4785	4785	0	0.0	4	5758	5758	0	0.0
5	4098	4110	12	0.3	73	5273	5273	0	0.0	5	4807	4807	0	0.0	5	5787	5787	0	0.0
6	4122	4133	11	0.3	74	5282	5282	0	0.0	6	4829	4829	0	0.0	6	5811	5811	0	0.0
7	4149	4154	5	0.1	75	5291	5291	0	0.0	7	4851	4851	0	0.0	7	5835	5835	0	0.0
8	4173	4173	0	0.0	76	5298	5298	0	0.0	8	4873	4873	0	0.0	8	5859	5859	0	0.0
9	4195	4195	0	0.0	77	5306	5306	0	0.0	9	4893	4893	0	0.0	9	5881	5881	0	0.0
10	4222	4222	0	0.0	78	5315	5315	0	0.0	10	4914	4914	0	0.0	10	5896	5896	0	0.0
11	4248	4248	0	0.0	79	5324	5324	0	0.0	11	4935	4935	0	0.0	11	5911	5911	0	0.0
12	4275	4275	0	0.0	80	5333	5333	0	0.0	12	4956	4956	0	0.0	12	5926	5926	0	0.0
13	4299	4299	0	0.0	81	5341	5341	0	0.0	13	4977	4977	0	0.0	13	5941	5941	0	0.0
14	4324	4324	0	0.0	82	5350	5350	0	0.0	14	4998	4998	0	0.0	14	5952	5952	0	0.0
15	4348	4348	0	0.0	83	5359	5359	0	0.0	15	5019	5019	0	0.0	15	5963	5963	0	0.0
16	4373	4373	0	0.0	84	5368	5368	0	0.0	16	5040	5040	0	0.0	16	5972	5972	0	0.0
17	4393	4393	0	0.0	85	5376	5376	0	0.0	17	5061	5061	0	0.0	17	5984	5984	0	0.0
18	4417	4417	0	0.0	86	5385	5385	0	0.0	18	5081	5081	0	0.0	18	5994	5994	0	0.0
19	4440	4440	0	0.0	87	5394	5394	0	0.0	19	5101	5101	0	0.0	19	6004	6004	0	0.0
20	4464	4464	0	0.0	88	5403	5403	0	0.0	20	5121	5121	0	0.0	20	6014	6014	0	0.0
21	4479	4479	0	0.0	89	5411	5411	0	0.0	21	5139	5139	0	0.0	21	6024	6024	0	0.0
22	4503	4503	0	0.0	再任	3930	3930	0	0.0	22	5157	5157	0	0.0	再任	5659	5659	0	0.0
23	4526	4526	0	0.0						23	5176	5176	0	0.0					
24	4549	4549	0	0.0						24	5195	5195	0	0.0					
25	4569	4569	0	0.0						25	5212	5212	0	0.0					
26	4592	4592	0	0.0						26	5230	5230	0	0.0					
27	4614	4614	0	0.0						27	5248	5248	0	0.0					
28	4637	4637	0	0.0						28	5266	5266	0	0.0					
29	4658	4658	0	0.0						29	5282	5282	0	0.0					
30	4681	4681	0	0.0						30	5300	5300	0	0.0					
31	4704	4704	0	0.0						31	5318	5318	0	0.0					
32	4726	4726	0	0.0						32	5336	5336	0	0.0					
33	4746	4746	0	0.0						33	5352	5352	0	0.0					
34	4767	4767	0	0.0						34	5370	5370	0	0.0					
35	4788	4788	0	0.0						35	5387	5387	0	0.0					
36	4809	4809	0	0.0						36	5405	5405	0	0.0					
37	4830	4830	0	0.0						37	5421	5421	0	0.0					
38	4848	4848	0	0.0						38	5437	5437	0	0.0					
39	4866	4866	0	0.0						39	5451	5451	0	0.0					
40	4884	4884	0	0.0						40	5467	5467	0	0.0					
41	4901	4901	0	0.0						41	5482	5482	0	0.0					
42	4919	4919	0	0.0						42	5496	5496	0	0.0					
43	4937	4937	0	0.0						43	5510	5510	0	0.0					
44	4955	4955	0	0.0						44	5523	5523	0	0.0					
45	4971	4971	0	0.0						45	5535	5535	0	0.0					
46	4988	4988	0	0.0						46	5545	5545	0	0.0					
47	5006	5006	0	0.0						47	5555	5555	0	0.0					
48	5024	5024	0	0.0						48	5565	5565	0	0.0					
49	5040	5040	0	0.0						49	5575	5575	0	0.0					
50	5053	5053	0	0.0						50	5584	5584	0	0.0					
51	5066	5066	0	0.0						51	5593	5593	0	0.0					
52	5079	5079	0	0.0						52	5602	5602	0	0.0					
53	5089	5089	0	0.0						53	5610	5610	0	0.0					
54	5102	5102	0	0.0						54	5619	5619	0	0.0					
55	5115	5115	0	0.0						55	5628	5628	0	0.0					
56	5128	5128	0	0.0						56	5637	5637	0	0.0					
57	5138	5138	0	0.0						57	5646	5646	0	0.0					
58	5146	5146	0	0.0						58	5655	5655	0	0.0					
59	5154	5154	0	0.0						59	5664	5664	0	0.0					
60	5162	5162	0	0.0						60	5671	5671	0	0.0					
61	5171	5171	0	0.0						61	5680	5680	0	0.0					
62	5179	5179	0	0.0						62	5689	5689	0	0.0					
63	5188	5188	0	0.0						63	5698	5698	0	0.0					
64	5196	5196	0	0.0						64	5707	5707	0	0.0					
65	5205	5205	0	0.0						65	5716	5716	0	0.0					
66	5214	5214	0	0.0						再任	4660	4660	0	0.0					
67	5221	5221	0	0.0															
68	5230	5230	0	0.0															

医療職俸給表(一)2/2

医療職俸給表（二）

号俸	1級				号俸	1級				号俸	2級				号俸	2級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%
1	1510	1551	41	2.7	69	2363	2373	10	0.4	1	1884	1915	31	1.6	69	2787	2787	0	0.0
2	1524	1565	41	2.7	70	2369	2379	10	0.4	2	1900	1931	31	1.6	70	2797	2797	0	0.0
3	1538	1579	41	2.7	71	2375	2385	10	0.4	3	1916	1947	31	1.6	71	2808	2808	0	0.0
4	1552	1593	41	2.6	72	2380	2390	10	0.4	4	1932	1963	31	1.6	72	2819	2819	0	0.0
5	1564	1605	41	2.6	73	2387	2396	9	0.4	5	1947	1978	31	1.6	73	2825	2825	0	0.0
6	1582	1623	41	2.6	74	2394	2403	9	0.4	6	1962	1993	31	1.6	74	2832	2832	0	0.0
7	1599	1640	41	2.6	75	2401	2410	9	0.4	7	1978	2009	31	1.6	75	2837	2837	0	0.0
8	1615	1656	41	2.5	76	2406	2415	9	0.4	8	1993	2024	31	1.6	76	2845	2845	0	0.0
9	1631	1672	41	2.5	77	2410	2419	9	0.4	9	2009	2040	31	1.5	77	2853	2853	0	0.0
10	1648	1689	41	2.5	78	2416	2424	8	0.3	10	2026	2057	31	1.5	78	2859	2859	0	0.0
11	1664	1705	41	2.5	79	2422	2429	7	0.3	11	2042	2073	31	1.5	79	2865	2865	0	0.0
12	1682	1723	41	2.4	80	2428	2432	4	0.2	12	2059	2090	31	1.5	80	2871	2871	0	0.0
13	1697	1737	40	2.4	81	2431	2435	4	0.2	13	2073	2104	31	1.5	81	2878	2878	0	0.0
14	1716	1755	39	2.3	82	2435	2438	3	0.1	14	2089	2120	31	1.5	82	2883	2883	0	0.0
15	1736	1774	38	2.2	83	2439	2441	2	0.1	15	2105	2136	31	1.5	83	2887	2887	0	0.0
16	1755	1792	37	2.1	84	2442	2444	2	0.1	16	2121	2152	31	1.5	84	2891	2891	0	0.0
17	1774	1811	37	2.1	85	2445	2447	2	0.1	17	2135	2166	31	1.5	85	2893	2893	0	0.0
18	1792	1826	34	1.9	再任	1887	1887	0	0.0	18	2151	2182	31	1.4	86	2895	2895	0	0.0
19	1810	1844	34	1.9						19	2168	2199	31	1.4	87	2897	2897	0	0.0
20	1829	1862	33	1.8						20	2185	2216	31	1.4	88	2899	2899	0	0.0
21	1847	1877	30	1.6						21	2198	2229	31	1.4	89	2903	2903	0	0.0
22	1862	1892	30	1.6						22	2213	2244	31	1.4	90	2905	2905	0	0.0
23	1877	1907	30	1.6						23	2227	2258	31	1.4	91	2907	2907	0	0.0
24	1892	1922	30	1.6						24	2242	2273	31	1.4	92	2909	2909	0	0.0
25	1908	1938	30	1.6						25	2256	2285	29	1.3	93	2913	2913	0	0.0
26	1921	1951	30	1.6						26	2270	2299	29	1.3	94	2915	2915	0	0.0
27	1936	1966	30	1.5						27	2283	2312	29	1.3	95	2917	2917	0	0.0
28	1950	1980	30	1.5						28	2296	2324	28	1.2	96	2920	2920	0	0.0
29	1965	1995	30	1.5						29	2309	2336	27	1.2	97	2924	2924	0	0.0
30	1977	2007	30	1.5						30	2323	2349	26	1.1	98	2927	2927	0	0.0
31	1990	2020	30	1.5						31	2338	2364	26	1.1	99	2929	2929	0	0.0
32	2003	2033	30	1.5						32	2352	2377	25	1.1	100	2932	2932	0	0.0
33	2017	2047	30	1.5						33	2362	2387	25	1.1	101	2935	2935	0	0.0
34	2031	2061	30	1.5						34	2375	2400	25	1.1	102	2937	2937	0	0.0
35	2044	2074	30	1.5						35	2385	2409	24	1.0	103	2939	2939	0	0.0
36	2058	2088	30	1.5						36	2397	2421	24	1.0	104	2942	2942	0	0.0
37	2069	2099	30	1.4						37	2410	2434	24	1.0	105	2945	2945	0	0.0
38	2082	2112	30	1.4						38	2423	2445	22	0.9	再任	2153	2153	0	0.0
39	2095	2125	30	1.4						39	2434	2456	22	0.9					
40	2108	2138	30	1.4						40	2447	2467	20	0.8					
41	2119	2149	30	1.4						41	2460	2478	18	0.7					
42	2131	2161	30	1.4						42	2470	2487	17	0.7					
43	2143	2173	30	1.4						43	2482	2496	14	0.6					
44	2155	2185	30	1.4						44	2493	2504	11	0.4					
45	2167	2196	29	1.3						45	2504	2515	11	0.4					
46	2178	2207	29	1.3						46	2517	2528	11	0.4					
47	2188	2217	29	1.3						47	2530	2541	11	0.4					
48	2199	2227	28	1.3						48	2542	2553	11	0.4					
49	2209	2236	27	1.2						49	2558	2568	10	0.4					
50	2219	2245	26	1.2						50	2572	2582	10	0.4					
51	2228	2254	26	1.2						51	2584	2594	10	0.4					
52	2238	2263	25	1.1						52	2596	2606	10	0.4					
53	2241	2266	25	1.1						53	2607	2616	9	0.3					
54	2249	2274	25	1.1						54	2620	2629	9	0.3					
55	2256	2280	24	1.1						55	2633	2642	9	0.3					
56	2264	2288	24	1.1						56	2644	2653	9	0.3					
57	2271	2295	24	1.1						57	2652	2661	9	0.3					
58	2280	2302	22	1.0						58	2665	2673	8	0.3					
59	2287	2308	21	0.9						59	2678	2685	7	0.3					
60	2294	2314	20	0.9						60	2691	2696	5	0.2					
61	2303	2321	18	0.8						61	2700	2705	5	0.2					
62	2310	2327	17	0.7						62	2712	2716	4	0.1					
63	2319	2333	14	0.6						63	2725	2727	2	0.1					
64	2329	2340	11	0.5						64	2738	2738	0	0.0					
65	2335	2346	11	0.5						65	2746	2746	0	0.0					
66	2342	2353	11	0.5						66	2757	2757	0	0.0					
67	2349	2360	11	0.5						67	2766	2766	0	0.0					
68	2356	2367	11	0.5						68	2777	2777	0	0.0					

号俸	3級				号俸	3級				号俸	4級				号俸	4級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%
1	2236	2268	32	1.4	69	3163	3163	0	0.0	1	2496	2524	28	1.1	69	3386	3386	0	0.0
2	2252	2284	32	1.4	70	3170	3170	0	0.0	2	2508	2535	27	1.1	70	3391	3391	0	0.0
3	2268	2300	32	1.4	71	3177	3177	0	0.0	3	2520	2547	27	1.1	71	3397	3397	0	0.0
4	2284	2316	32	1.4	72	3183	3183	0	0.0	4	2534	2560	26	1.0	72	3403	3403	0	0.0
5	2298	2330	32	1.4	73	3190	3190	0	0.0	5	2546	2572	26	1.0	73	3406	3406	0	0.0
6	2314	2346	32	1.4	74	3192	3192	0	0.0	6	2558	2584	26	1.0	74	3412	3412	0	0.0
7	2329	2361	32	1.4	75	3198	3198	0	0.0	7	2570	2595	25	1.0	75	3417	3417	0	0.0
8	2345	2377	32	1.4	76	3204	3204	0	0.0	8	2580	2605	25	1.0	76	3423	3423	0	0.0
9	2356	2386	30	1.3	77	3210	3210	0	0.0	9	2593	2618	25	1.0	77	3428	3428	0	0.0
10	2371	2400	29	1.2	78	3215	3215	0	0.0	10	2601	2625	24	0.9	78	3433	3433	0	0.0
11	2385	2414	29	1.2	79	3220	3220	0	0.0	11	2611	2634	23	0.9	79	3438	3438	0	0.0
12	2397	2425	28	1.2	80	3225	3225	0	0.0	12	2621	2642	21	0.8	80	3442	3442	0	0.0
13	2413	2440	27	1.1	81	3231	3231	0	0.0	13	2634	2653	19	0.7	81	3445	3445	0	0.0
14	2427	2453	26	1.1	82	3236	3236	0	0.0	14	2646	2664	18	0.7	82	3448	3448	0	0.0
15	2439	2465	26	1.1	83	3240	3240	0	0.0	15	2662	2676	14	0.5	83	3452	3452	0	0.0
16	2453	2478	25	1.0	84	3245	3245	0	0.0	16	2676	2687	11	0.4	84	3455	3455	0	0.0
17	2461	2486	25	1.0	85	3250	3250	0	0.0	17	2691	2702	11	0.4	85	3460	3460	0	0.0
18	2473	2498	25	1.0	86	3254	3254	0	0.0	18	2708	2719	11	0.4	86	3463	3463	0	0.0
19	2485	2509	24	1.0	87	3256	3256	0	0.0	19	2725	2736	11	0.4	87	3466	3466	0	0.0
20	2496	2520	24	1.0	88	3260	3260	0	0.0	20	2742	2753	11	0.4	88	3469	3469	0	0.0
21	2510	2534	24	1.0	89	3264	3264	0	0.0	21	2760	2770	10	0.4	89	3473	3473	0	0.0
22	2519	2542	23	0.9	90	3268	3268	0	0.0	22	2777	2787	10	0.4	90	3476	3476	0	0.0
23	2529	2551	22	0.9	91	3272	3272	0	0.0	23	2794	2804	10	0.4	91	3480	3480	0	0.0
24	2540	2560	20	0.8	92	3276	3276	0	0.0	24	2810	2820	10	0.4	92	3483	3483	0	0.0
25	2552	2570	18	0.7	93	3279	3279	0	0.0	25	2828	2837	9	0.3	93	3487	3487	0	0.0
26	2564	2581	17	0.7	94	3281	3281	0	0.0	26	2845	2854	9	0.3	94	3490	3490	0	0.0
27	2578	2592	14	0.5	95	3285	3285	0	0.0	27	2863	2872	9	0.3	95	3493	3493	0	0.0
28	2593	2604	11	0.4	96	3288	3288	0	0.0	28	2879	2888	9	0.3	96	3496	3496	0	0.0
29	2607	2618	11	0.4	97	3290	3290	0	0.0	29	2896	2902	6	0.2	97	3499	3499	0	0.0
30	2623	2634	11	0.4	98	3293	3293	0	0.0	30	2914	2918	4	0.1	98	3503	3503	0	0.0
31	2639	2650	11	0.4	99	3296	3296	0	0.0	31	2932	2934	2	0.1	99	3507	3507	0	0.0
32	2654	2665	11	0.4	100	3299	3299	0	0.0	32	2951	2951	0	0.0	100	3511	3511	0	0.0
33	2668	2678	10	0.4	101	3301	3301	0	0.0	33	2968	2968	0	0.0	101	3516	3516	0	0.0
34	2685	2695	10	0.4	102	3304	3304	0	0.0	34	2985	2985	0	0.0	102	3520	3520	0	0.0
35	2701	2711	10	0.4	103	3308	3308	0	0.0	35	3003	3003	0	0.0	103	3524	3524	0	0.0
36	2717	2727	10	0.4	104	3310	3310	0	0.0	36	3021	3021	0	0.0	104	3528	3528	0	0.0
37	2732	2741	9	0.3	105	3312	3312	0	0.0	37	3034	3034	0	0.0	105	3533	3533	0	0.0
38	2747	2756	9	0.3	106	3314	3314	0	0.0	38	3051	3051	0	0.0	再任	2569	2569	0	0.0
39	2763	2772	9	0.3	107	3318	3318	0	0.0	39	3066	3066	0	0.0					
40	2777	2786	9	0.3	108	3320	3320	0	0.0	40	3082	3082	0	0.0					
41	2792	2798	6	0.2	109	3322	3322	0	0.0	41	3099	3099	0	0.0					
42	2808	2812	4	0.1	110	3326	3326	0	0.0	42	3116	3116	0	0.0					
43	2825	2827	2	0.1	111	3330	3330	0	0.0	43	3132	3132	0	0.0					
44	2842	2842	0	0.0	112	3334	3334	0	0.0	44	3149	3149	0	0.0					
45	2857	2857	0	0.0	113	3336	3336	0	0.0	45	3158	3158	0	0.0					
46	2874	2874	0	0.0	再任	2435	2435	0	0.0	46	3172	3172	0	0.0					
47	2891	2891	0	0.0						47	3187	3187	0	0.0					
48	2907	2907	0	0.0						48	3203	3203	0	0.0					
49	2919	2919	0	0.0						49	3217	3217	0	0.0					
50	2935	2935	0	0.0						50	3230	3230	0	0.0					
51	2948	2948	0	0.0						51	3242	3242	0	0.0					
52	2964	2964	0	0.0						52	3255	3255	0	0.0					
53	2977	2977	0	0.0						53	3266	3266	0	0.0					
54	2992	2992	0	0.0						54	3276	3276	0	0.0					
55	3006	3006	0	0.0						55	3287	3287	0	0.0					
56	3021	3021	0	0.0						56	3297	3297	0	0.0					
57	3031	3031	0	0.0						57	3302	3302	0	0.0					
58	3043	3043	0	0.0						58	3311	3311	0	0.0					
59	3055	3055	0	0.0						59	3319	3319	0	0.0					
60	3069	3069	0	0.0						60	3328	3328	0	0.0					
61	3082	3082	0	0.0						61	3336	3336	0	0.0					
62	3094	3094	0	0.0						62	3339	3339	0	0.0					
63	3107	3107	0	0.0						63	3345	3345	0	0.0					
64	3119	3119	0	0.0						64	3352	3352	0	0.0					
65	3133	3133	0	0.0						65	3358	3358	0	0.0					
66	3141	3141	0	0.0						66	3365	3365	0	0.0					
67	3149	3149	0	0.0						67	3372	3372	0	0.0					
68	3157	3157	0	0.0						68	3379	3379	0	0.0					

号俸	5級				号俸	5級				号俸	6級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%
1	2810	2821	11	0.4	69	3796	3796	0	0.0	1	3270	3270	0	0.0
2	2829	2840	11	0.4	70	3801	3801	0	0.0	2	3290	3290	0	0.0
3	2850	2861	11	0.4	71	3806	3806	0	0.0	3	3312	3312	0	0.0
4	2870	2881	11	0.4	72	3811	3811	0	0.0	4	3334	3334	0	0.0
5	2891	2902	11	0.4	73	3817	3817	0	0.0	5	3352	3352	0	0.0
6	2912	2923	11	0.4	74	3822	3822	0	0.0	6	3374	3374	0	0.0
7	2931	2942	11	0.4	75	3828	3828	0	0.0	7	3394	3394	0	0.0
8	2951	2962	11	0.4	76	3834	3834	0	0.0	8	3416	3416	0	0.0
9	2971	2980	9	0.3	77	3839	3839	0	0.0	9	3434	3434	0	0.0
10	2991	2999	8	0.3	78	3844	3844	0	0.0	10	3455	3455	0	0.0
11	3011	3015	4	0.1	79	3849	3849	0	0.0	11	3476	3476	0	0.0
12	3031	3031	0	0.0	80	3854	3854	0	0.0	12	3497	3497	0	0.0
13	3051	3051	0	0.0	81	3857	3857	0	0.0	13	3512	3512	0	0.0
14	3070	3070	0	0.0	82	3862	3862	0	0.0	14	3532	3532	0	0.0
15	3091	3091	0	0.0	83	3866	3866	0	0.0	15	3551	3551	0	0.0
16	3111	3111	0	0.0	84	3870	3870	0	0.0	16	3571	3571	0	0.0
17	3131	3131	0	0.0	85	3874	3874	0	0.0	17	3589	3589	0	0.0
18	3151	3151	0	0.0	再任	2821	2821	0	0.0	18	3609	3609	0	0.0
19	3172	3172	0	0.0						19	3629	3629	0	0.0
20	3193	3193	0	0.0						20	3649	3649	0	0.0
21	3211	3211	0	0.0						21	3667	3667	0	0.0
22	3231	3231	0	0.0						22	3687	3687	0	0.0
23	3249	3249	0	0.0						23	3708	3708	0	0.0
24	3269	3269	0	0.0						24	3729	3729	0	0.0
25	3286	3286	0	0.0						25	3743	3743	0	0.0
26	3305	3305	0	0.0						26	3761	3761	0	0.0
27	3325	3325	0	0.0						27	3779	3779	0	0.0
28	3345	3345	0	0.0						28	3796	3796	0	0.0
29	3358	3358	0	0.0						29	3814	3814	0	0.0
30	3376	3376	0	0.0						30	3829	3829	0	0.0
31	3393	3393	0	0.0						31	3845	3845	0	0.0
32	3411	3411	0	0.0						32	3862	3862	0	0.0
33	3428	3428	0	0.0						33	3875	3875	0	0.0
34	3446	3446	0	0.0						34	3888	3888	0	0.0
35	3465	3465	0	0.0						35	3901	3901	0	0.0
36	3483	3483	0	0.0						36	3913	3913	0	0.0
37	3501	3501	0	0.0						37	3924	3924	0	0.0
38	3518	3518	0	0.0						38	3936	3936	0	0.0
39	3534	3534	0	0.0						39	3947	3947	0	0.0
40	3551	3551	0	0.0						40	3958	3958	0	0.0
41	3563	3563	0	0.0						41	3966	3966	0	0.0
42	3574	3574	0	0.0						42	3974	3974	0	0.0
43	3586	3586	0	0.0						43	3982	3982	0	0.0
44	3598	3598	0	0.0						44	3990	3990	0	0.0
45	3610	3610	0	0.0						45	3994	3994	0	0.0
46	3618	3618	0	0.0						46	4000	4000	0	0.0
47	3630	3630	0	0.0						47	4005	4005	0	0.0
48	3641	3641	0	0.0						48	4009	4009	0	0.0
49	3651	3651	0	0.0						49	4013	4013	0	0.0
50	3661	3661	0	0.0						50	4016	4016	0	0.0
51	3671	3671	0	0.0						51	4019	4019	0	0.0
52	3681	3681	0	0.0						52	4022	4022	0	0.0
53	3689	3689	0	0.0						53	4025	4025	0	0.0
54	3697	3697	0	0.0						54	4028	4028	0	0.0
55	3706	3706	0	0.0						55	4031	4031	0	0.0
56	3715	3715	0	0.0						56	4034	4034	0	0.0
57	3720	3720	0	0.0						57	4037	4037	0	0.0
58	3728	3728	0	0.0						58	4040	4040	0	0.0
59	3736	3736	0	0.0						59	4043	4043	0	0.0
60	3744	3744	0	0.0						60	4047	4047	0	0.0
61	3748	3748	0	0.0						61	4049	4049	0	0.0
62	3755	3755	0	0.0						62	4052	4052	0	0.0
63	3762	3762	0	0.0						63	4055	4055	0	0.0
64	3769	3769	0	0.0						64	4058	4058	0	0.0
65	3773	3773	0	0.0						65	4060	4060	0	0.0
66	3779	3779	0	0.0						再任	3228	3228	0	0.0
67	3786	3786	0	0.0										
68	3792	3792	0	0.0										

医療職俸給表(二)3/4

号俸	7級				号俸	8級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%	
1	3711	3711	0	0.0	1	4372	4372	0	0.0
2	3738	3738	0	0.0	2	4398	4398	0	0.0
3	3764	3764	0	0.0	3	4423	4423	0	0.0
4	3791	3791	0	0.0	4	4449	4449	0	0.0
5	3815	3815	0	0.0	5	4473	4473	0	0.0
6	3842	3842	0	0.0	6	4498	4498	0	0.0
7	3868	3868	0	0.0	7	4523	4523	0	0.0
8	3895	3895	0	0.0	8	4548	4548	0	0.0
9	3916	3916	0	0.0	9	4572	4572	0	0.0
10	3939	3939	0	0.0	10	4596	4596	0	0.0
11	3961	3961	0	0.0	11	4622	4622	0	0.0
12	3983	3983	0	0.0	12	4646	4646	0	0.0
13	4004	4004	0	0.0	13	4671	4671	0	0.0
14	4024	4024	0	0.0	14	4686	4686	0	0.0
15	4044	4044	0	0.0	15	4699	4699	0	0.0
16	4065	4065	0	0.0	16	4712	4712	0	0.0
17	4083	4083	0	0.0	17	4724	4724	0	0.0
18	4103	4103	0	0.0	18	4737	4737	0	0.0
19	4122	4122	0	0.0	19	4750	4750	0	0.0
20	4143	4143	0	0.0	20	4763	4763	0	0.0
21	4161	4161	0	0.0	21	4775	4775	0	0.0
22	4177	4177	0	0.0	22	4789	4789	0	0.0
23	4193	4193	0	0.0	23	4803	4803	0	0.0
24	4208	4208	0	0.0	24	4815	4815	0	0.0
25	4223	4223	0	0.0	25	4829	4829	0	0.0
26	4236	4236	0	0.0	26	4842	4842	0	0.0
27	4249	4249	0	0.0	27	4856	4856	0	0.0
28	4262	4262	0	0.0	28	4870	4870	0	0.0
29	4275	4275	0	0.0	29	4884	4884	0	0.0
30	4287	4287	0	0.0	30	4895	4895	0	0.0
31	4299	4299	0	0.0	31	4906	4906	0	0.0
32	4310	4310	0	0.0	32	4917	4917	0	0.0
33	4322	4322	0	0.0	33	4928	4928	0	0.0
34	4334	4334	0	0.0	34	4937	4937	0	0.0
35	4346	4346	0	0.0	35	4946	4946	0	0.0
36	4358	4358	0	0.0	36	4955	4955	0	0.0
37	4371	4371	0	0.0	37	4965	4965	0	0.0
38	4379	4379	0	0.0	再任	4265	4265	0	0.0
39	4383	4383	0	0.0					
40	4390	4390	0	0.0					
41	4395	4395	0	0.0					
42	4399	4399	0	0.0					
43	4403	4403	0	0.0					
44	4407	4407	0	0.0					
45	4411	4411	0	0.0					
46	4415	4415	0	0.0					
47	4419	4419	0	0.0					
48	4422	4422	0	0.0					
49	4425	4425	0	0.0					
50	4429	4429	0	0.0					
51	4432	4432	0	0.0					
52	4435	4435	0	0.0					
53	4438	4438	0	0.0					
再任	3650	3650	0	0.0					

医療職俸給表(二)4/4



医療職俸給表 (三)

号俸	1級				号俸	1級				号俸	1級				号俸	2級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%
1	1653	1699	46	2.8	69	2565	2578	13	0.5	137	3009	3009	0	0.0	1	1924	1970	46	2.4
2	1667	1713	46	2.8	70	2575	2586	11	0.4	138	3012	3012	0	0.0	2	1945	1989	44	2.3
3	1682	1728	46	2.7	71	2584	2595	11	0.4	139	3016	3016	0	0.0	3	1966	2009	43	2.2
4	1696	1742	46	2.7	72	2594	2605	11	0.4	140	3019	3019	0	0.0	4	1986	2028	42	2.1
5	1710	1756	46	2.7	73	2608	2618	10	0.4	141	3021	3021	0	0.0	5	2007	2049	42	2.1
6	1725	1771	46	2.7	74	2621	2631	10	0.4	142	3025	3025	0	0.0	6	2030	2069	39	1.9
7	1740	1786	46	2.6	75	2632	2642	10	0.4	143	3029	3029	0	0.0	7	2053	2091	38	1.9
8	1755	1801	46	2.6	76	2643	2653	10	0.4	144	3032	3032	0	0.0	8	2075	2112	37	1.8
9	1767	1813	46	2.6	77	2653	2662	9	0.3	145	3034	3034	0	0.0	9	2098	2132	34	1.6
10	1784	1830	46	2.6	78	2663	2672	9	0.3	146	3036	3036	0	0.0	10	2112	2146	34	1.6
11	1800	1846	46	2.6	79	2675	2684	9	0.3	147	3039	3039	0	0.0	11	2126	2160	34	1.6
12	1815	1861	46	2.5	80	2685	2694	9	0.3	148	3043	3043	0	0.0	12	2138	2172	34	1.6
13	1829	1875	46	2.5	81	2694	2703	9	0.3	149	3045	3045	0	0.0	13	2152	2186	34	1.6
14	1849	1895	46	2.5	82	2704	2712	8	0.3	150	3047	3047	0	0.0	14	2166	2200	34	1.6
15	1869	1915	46	2.5	83	2715	2722	7	0.3	151	3050	3050	0	0.0	15	2181	2215	34	1.6
16	1889	1935	46	2.4	84	2726	2731	5	0.2	152	3053	3053	0	0.0	16	2193	2227	34	1.6
17	1910	1955	45	2.4	85	2734	2739	5	0.2	153	3057	3057	0	0.0	17	2207	2241	34	1.5
18	1931	1975	44	2.3	86	2743	2747	4	0.1	154	3059	3059	0	0.0	18	2222	2256	34	1.5
19	1952	1995	43	2.2	87	2754	2756	2	0.1	155	3061	3061	0	0.0	19	2237	2271	34	1.5
20	1973	2015	42	2.1	88	2765	2765	0	0.0	156	3064	3064	0	0.0	20	2252	2286	34	1.5
21	1993	2035	42	2.1	89	2773	2773	0	0.0	157	3067	3067	0	0.0	21	2263	2297	34	1.5
22	2015	2054	39	1.9	90	2782	2782	0	0.0	158	3070	3070	0	0.0	22	2280	2314	34	1.5
23	2037	2075	38	1.9	91	2790	2790	0	0.0	159	3073	3073	0	0.0	23	2297	2331	34	1.5
24	2059	2096	37	1.8	92	2800	2800	0	0.0	160	3076	3076	0	0.0	24	2314	2347	33	1.4
25	2078	2112	34	1.6	93	2809	2809	0	0.0	161	3080	3080	0	0.0	25	2327	2360	33	1.4
26	2091	2125	34	1.6	94	2819	2819	0	0.0	162	3083	3083	0	0.0	26	2344	2377	33	1.4
27	2103	2137	34	1.6	95	2828	2828	0	0.0	163	3086	3086	0	0.0	27	2361	2394	33	1.4
28	2116	2150	34	1.6	96	2838	2838	0	0.0	164	3089	3089	0	0.0	28	2378	2411	33	1.4
29	2128	2162	34	1.6	97	2844	2844	0	0.0	165	3093	3093	0	0.0	29	2394	2427	33	1.4
30	2139	2173	34	1.6	98	2852	2852	0	0.0	166	3096	3096	0	0.0	30	2408	2441	33	1.4
31	2152	2186	34	1.6	99	2858	2858	0	0.0	167	3099	3099	0	0.0	31	2421	2454	33	1.4
32	2164	2197	33	1.5	100	2867	2867	0	0.0	168	3102	3102	0	0.0	32	2432	2465	33	1.4
33	2177	2210	33	1.5	101	2875	2875	0	0.0	169	3106	3106	0	0.0	33	2444	2475	31	1.3
34	2190	2223	33	1.5	102	2883	2883	0	0.0	再任	2351	2351	0	0.0	34	2455	2486	31	1.3
35	2203	2236	33	1.5	103	2891	2891	0	0.0						35	2464	2495	31	1.3
36	2216	2249	33	1.5	104	2899	2899	0	0.0						36	2475	2505	30	1.2
37	2227	2260	33	1.5	105	2906	2906	0	0.0						37	2484	2512	28	1.1
38	2241	2274	33	1.5	106	2911	2911	0	0.0						38	2495	2522	27	1.1
39	2254	2287	33	1.5	107	2916	2916	0	0.0						39	2504	2531	27	1.1
40	2268	2301	33	1.5	108	2921	2921	0	0.0						40	2515	2541	26	1.0
41	2277	2310	33	1.4	109	2923	2923	0	0.0						41	2519	2545	26	1.0
42	2291	2324	33	1.4	110	2926	2926	0	0.0						42	2528	2554	26	1.0
43	2305	2337	32	1.4	111	2928	2928	0	0.0						43	2537	2562	25	1.0
44	2319	2351	32	1.4	112	2932	2932	0	0.0						44	2544	2569	25	1.0
45	2331	2363	32	1.4	113	2935	2935	0	0.0						45	2552	2577	25	1.0
46	2345	2377	32	1.4	114	2937	2937	0	0.0						46	2561	2584	23	0.9
47	2358	2390	32	1.4	115	2941	2941	0	0.0						47	2570	2593	23	0.9
48	2371	2403	32	1.3	116	2944	2944	0	0.0						48	2580	2601	21	0.8
49	2381	2412	31	1.3	117	2947	2947	0	0.0						49	2590	2609	19	0.7
50	2392	2423	31	1.3	118	2950	2950	0	0.0						50	2600	2618	18	0.7
51	2402	2433	31	1.3	119	2953	2953	0	0.0						51	2612	2627	15	0.6
52	2413	2443	30	1.2	120	2957	2957	0	0.0						52	2624	2637	13	0.5
53	2422	2450	28	1.2	121	2960	2960	0	0.0						53	2635	2648	13	0.5
54	2433	2460	27	1.1	122	2964	2964	0	0.0						54	2649	2660	11	0.4
55	2442	2469	27	1.1	123	2967	2967	0	0.0						55	2662	2673	11	0.4
56	2452	2478	26	1.1	124	2971	2971	0	0.0						56	2675	2686	11	0.4
57	2459	2485	26	1.1	125	2973	2973	0	0.0						57	2690	2700	10	0.4
58	2469	2495	26	1.1	126	2975	2975	0	0.0						58	2705	2715	10	0.4
59	2476	2501	25	1.0	127	2978	2978	0	0.0						59	2719	2729	10	0.4
60	2484	2509	25	1.0	128	2982	2982	0	0.0						60	2733	2743	10	0.4
61	2492	2517	25	1.0	129	2984	2984	0	0.0						61	2747	2756	9	0.3
62	2502	2525	23	0.9	130	2987	2987	0	0.0						62	2760	2769	9	0.3
63	2510	2533	23	0.9	131	2991	2991	0	0.0						63	2774	2783	9	0.3
64	2520	2541	21	0.8	132	2995	2995	0	0.0						64	2785	2794	9	0.3
65	2529	2548	19	0.8	133	2997	2997	0	0.0						65	2799	2805	6	0.2
66	2537	2555	18	0.7	134	3000	3000	0	0.0						66	2814	2818	4	0.1
67	2548	2563	15	0.6	135	3004	3004	0	0.0						67	2829	2831	2	0.1
68	2557	2570	13	0.5	136	3007	3007	0	0.0						68	2844	2844	0	0.0

号俸	2級				号俸	2級				号俸	3級				号俸	3級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%
69	2855	2855	0	0.0	137	3317	3317	0	0.0	1	2402	2436	34	1.4	69	3237	3237	0	0.0
70	2870	2870	0	0.0	138	3321	3321	0	0.0	2	2420	2454	34	1.4	70	3248	3248	0	0.0
71	2885	2885	0	0.0	139	3325	3325	0	0.0	3	2438	2472	34	1.4	71	3259	3259	0	0.0
72	2899	2899	0	0.0	140	3329	3329	0	0.0	4	2456	2490	34	1.4	72	3268	3268	0	0.0
73	2909	2909	0	0.0	141	3332	3332	0	0.0	5	2470	2504	34	1.4	73	3281	3281	0	0.0
74	2923	2923	0	0.0	142	3336	3336	0	0.0	6	2483	2517	34	1.4	74	3288	3288	0	0.0
75	2935	2935	0	0.0	143	3339	3339	0	0.0	7	2494	2528	34	1.4	75	3299	3299	0	0.0
76	2948	2948	0	0.0	144	3343	3343	0	0.0	8	2507	2541	34	1.4	76	3311	3311	0	0.0
77	2962	2962	0	0.0	145	3346	3346	0	0.0	9	2517	2549	32	1.3	77	3322	3322	0	0.0
78	2975	2975	0	0.0	146	3350	3350	0	0.0	10	2527	2558	31	1.2	78	3334	3334	0	0.0
79	2987	2987	0	0.0	147	3354	3354	0	0.0	11	2536	2567	31	1.2	79	3345	3345	0	0.0
80	3000	3000	0	0.0	148	3358	3358	0	0.0	12	2545	2575	30	1.2	80	3357	3357	0	0.0
81	3005	3005	0	0.0	149	3361	3361	0	0.0	13	2557	2586	29	1.1	81	3368	3368	0	0.0
82	3017	3017	0	0.0	150	3365	3365	0	0.0	14	2568	2596	28	1.1	82	3379	3379	0	0.0
83	3028	3028	0	0.0	151	3369	3369	0	0.0	15	2576	2604	28	1.1	83	3389	3389	0	0.0
84	3040	3040	0	0.0	152	3373	3373	0	0.0	16	2586	2613	27	1.0	84	3400	3400	0	0.0
85	3051	3051	0	0.0	153	3376	3376	0	0.0	17	2591	2618	27	1.0	85	3409	3409	0	0.0
86	3063	3063	0	0.0	再任	2554	2554	0	0.0	18	2600	2627	27	1.0	86	3419	3419	0	0.0
87	3075	3075	0	0.0						19	2610	2635	25	1.0	87	3428	3428	0	0.0
88	3086	3086	0	0.0						20	2618	2643	25	1.0	88	3438	3438	0	0.0
89	3099	3099	0	0.0						21	2627	2652	25	1.0	89	3448	3448	0	0.0
90	3111	3111	0	0.0						22	2636	2659	23	0.9	90	3456	3456	0	0.0
91	3123	3123	0	0.0						23	2645	2668	23	0.9	91	3464	3464	0	0.0
92	3135	3135	0	0.0						24	2655	2676	21	0.8	92	3472	3472	0	0.0
93	3143	3143	0	0.0						25	2667	2686	19	0.7	93	3478	3478	0	0.0
94	3150	3150	0	0.0						26	2676	2694	18	0.7	94	3484	3484	0	0.0
95	3157	3157	0	0.0						27	2688	2703	15	0.6	95	3491	3491	0	0.0
96	3163	3163	0	0.0						28	2700	2713	13	0.5	96	3497	3497	0	0.0
97	3170	3170	0	0.0						29	2712	2725	13	0.5	97	3501	3501	0	0.0
98	3173	3173	0	0.0						30	2726	2737	11	0.4	98	3505	3505	0	0.0
99	3179	3179	0	0.0						31	2741	2752	11	0.4	99	3510	3510	0	0.0
100	3186	3186	0	0.0						32	2754	2765	11	0.4	100	3514	3514	0	0.0
101	3190	3190	0	0.0						33	2770	2780	10	0.4	101	3519	3519	0	0.0
102	3196	3196	0	0.0						34	2784	2794	10	0.4	102	3523	3523	0	0.0
103	3202	3202	0	0.0						35	2796	2806	10	0.4	103	3528	3528	0	0.0
104	3208	3208	0	0.0						36	2808	2818	10	0.4	104	3532	3532	0	0.0
105	3212	3212	0	0.0						37	2824	2833	9	0.3	105	3535	3535	0	0.0
106	3217	3217	0	0.0						38	2836	2845	9	0.3	106	3540	3540	0	0.0
107	3222	3222	0	0.0						39	2850	2859	9	0.3	107	3544	3544	0	0.0
108	3227	3227	0	0.0						40	2862	2871	9	0.3	108	3547	3547	0	0.0
109	3231	3231	0	0.0						41	2875	2881	6	0.2	109	3552	3552	0	0.0
110	3235	3235	0	0.0						42	2890	2894	4	0.1	110	3557	3557	0	0.0
111	3238	3238	0	0.0						43	2905	2907	2	0.1	111	3562	3562	0	0.0
112	3241	3241	0	0.0						44	2921	2921	0	0.0	112	3567	3567	0	0.0
113	3245	3245	0	0.0						45	2934	2934	0	0.0	113	3572	3572	0	0.0
114	3249	3249	0	0.0						46	2948	2948	0	0.0	114	3577	3577	0	0.0
115	3253	3253	0	0.0						47	2963	2963	0	0.0	115	3582	3582	0	0.0
116	3256	3256	0	0.0						48	2978	2978	0	0.0	116	3586	3586	0	0.0
117	3258	3258	0	0.0						49	2989	2989	0	0.0	117	3590	3590	0	0.0
118	3261	3261	0	0.0						50	3002	3002	0	0.0	118	3594	3594	0	0.0
119	3265	3265	0	0.0						51	3014	3014	0	0.0	119	3599	3599	0	0.0
120	3267	3267	0	0.0						52	3028	3028	0	0.0	120	3604	3604	0	0.0
121	3269	3269	0	0.0						53	3042	3042	0	0.0	121	3608	3608	0	0.0
122	3272	3272	0	0.0						54	3055	3055	0	0.0	122	3613	3613	0	0.0
123	3275	3275	0	0.0						55	3069	3069	0	0.0	123	3618	3618	0	0.0
124	3278	3278	0	0.0						56	3083	3083	0	0.0	124	3623	3623	0	0.0
125	3280	3280	0	0.0						57	3091	3091	0	0.0	125	3626	3626	0	0.0
126	3283	3283	0	0.0						58	3103	3103	0	0.0	再任	2626	2626	0	0.0
127	3287	3287	0	0.0						59	3115	3115	0	0.0					
128	3289	3289	0	0.0						60	3129	3129	0	0.0					
129	3291	3291	0	0.0						61	3140	3140	0	0.0					
130	3293	3293	0	0.0						62	3153	3153	0	0.0					
131	3297	3297	0	0.0						63	3166	3166	0	0.0					
132	3299	3299	0	0.0						64	3178	3178	0	0.0					
133	3302	3302	0	0.0						65	3191	3191	0	0.0					
134	3306	3306	0	0.0						66	3204	3204	0	0.0					
135	3310	3310	0	0.0						67	3217	3217	0	0.0					
136	3314	3314	0	0.0						68	3230	3230	0	0.0					

号俸	4級				号俸	4級				号俸	5級				号俸	5級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%
1	2627	2657	30	1.1	69	3490	3490	0	0.0	1	2871	2884	13	0.5	69	3814	3814	0	0.0
2	2637	2666	29	1.1	70	3500	3500	0	0.0	2	2888	2900	12	0.4	70	3820	3820	0	0.0
3	2646	2675	29	1.1	71	3511	3511	0	0.0	3	2904	2916	12	0.4	71	3827	3827	0	0.0
4	2657	2684	27	1.0	72	3522	3522	0	0.0	4	2922	2934	12	0.4	72	3833	3833	0	0.0
5	2662	2689	27	1.0	73	3530	3530	0	0.0	5	2939	2950	11	0.4	73	3840	3840	0	0.0
6	2672	2699	27	1.0	74	3541	3541	0	0.0	6	2957	2968	11	0.4	74	3845	3845	0	0.0
7	2680	2706	26	1.0	75	3552	3552	0	0.0	7	2974	2985	11	0.4	75	3851	3851	0	0.0
8	2689	2715	26	1.0	76	3563	3563	0	0.0	8	2991	3002	11	0.4	76	3856	3856	0	0.0
9	2700	2726	26	1.0	77	3570	3570	0	0.0	9	3010	3019	9	0.3	77	3860	3860	0	0.0
10	2707	2732	25	0.9	78	3578	3578	0	0.0	10	3027	3035	8	0.3	78	3866	3866	0	0.0
11	2718	2742	24	0.9	79	3586	3586	0	0.0	11	3044	3048	4	0.1	79	3871	3871	0	0.0
12	2730	2752	22	0.8	80	3593	3593	0	0.0	12	3061	3061	0	0.0	80	3874	3874	0	0.0
13	2743	2762	19	0.7	81	3599	3599	0	0.0	13	3076	3076	0	0.0	81	3877	3877	0	0.0
14	2754	2772	18	0.7	82	3604	3604	0	0.0	14	3092	3092	0	0.0	82	3882	3882	0	0.0
15	2766	2782	16	0.6	83	3610	3610	0	0.0	15	3110	3110	0	0.0	83	3886	3886	0	0.0
16	2780	2793	13	0.5	84	3615	3615	0	0.0	16	3128	3128	0	0.0	84	3889	3889	0	0.0
17	2793	2806	13	0.5	85	3621	3621	0	0.0	17	3145	3145	0	0.0	85	3892	3892	0	0.0
18	2806	2818	12	0.4	86	3626	3626	0	0.0	18	3161	3161	0	0.0	86	3897	3897	0	0.0
19	2816	2828	12	0.4	87	3632	3632	0	0.0	19	3178	3178	0	0.0	87	3902	3902	0	0.0
20	2828	2840	12	0.4	88	3637	3637	0	0.0	20	3195	3195	0	0.0	88	3906	3906	0	0.0
21	2844	2855	11	0.4	89	3641	3641	0	0.0	21	3209	3209	0	0.0	89	3909	3909	0	0.0
22	2860	2871	11	0.4	90	3645	3645	0	0.0	22	3224	3224	0	0.0	90	3913	3913	0	0.0
23	2873	2884	11	0.4	91	3651	3651	0	0.0	23	3239	3239	0	0.0	91	3918	3918	0	0.0
24	2886	2897	11	0.4	92	3656	3656	0	0.0	24	3254	3254	0	0.0	92	3922	3922	0	0.0
25	2899	2908	9	0.3	93	3659	3659	0	0.0	25	3268	3268	0	0.0	93	3926	3926	0	0.0
26	2915	2924	9	0.3	94	3664	3664	0	0.0	26	3282	3282	0	0.0	再任	2891	2891	0	0.0
27	2932	2941	9	0.3	95	3668	3668	0	0.0	27	3297	3297	0	0.0					
28	2947	2956	9	0.3	96	3671	3671	0	0.0	28	3313	3313	0	0.0					
29	2960	2966	6	0.2	97	3677	3677	0	0.0	29	3324	3324	0	0.0					
30	2976	2980	4	0.1	98	3682	3682	0	0.0	30	3339	3339	0	0.0					
31	2992	2994	2	0.1	99	3687	3687	0	0.0	31	3353	3353	0	0.0					
32	3009	3009	0	0.0	100	3692	3692	0	0.0	32	3368	3368	0	0.0					
33	3023	3023	0	0.0	101	3698	3698	0	0.0	33	3384	3384	0	0.0					
34	3038	3038	0	0.0	102	3703	3703	0	0.0	34	3399	3399	0	0.0					
35	3054	3054	0	0.0	103	3708	3708	0	0.0	35	3415	3415	0	0.0					
36	3070	3070	0	0.0	104	3712	3712	0	0.0	36	3430	3430	0	0.0					
37	3083	3083	0	0.0	105	3718	3718	0	0.0	37	3447	3447	0	0.0					
38	3097	3097	0	0.0	106	3723	3723	0	0.0	38	3463	3463	0	0.0					
39	3111	3111	0	0.0	107	3728	3728	0	0.0	39	3478	3478	0	0.0					
40	3127	3127	0	0.0	108	3733	3733	0	0.0	40	3494	3494	0	0.0					
41	3142	3142	0	0.0	109	3739	3739	0	0.0	41	3506	3506	0	0.0					
42	3156	3156	0	0.0	110	3743	3743	0	0.0	42	3521	3521	0	0.0					
43	3170	3170	0	0.0	111	3748	3748	0	0.0	43	3536	3536	0	0.0					
44	3185	3185	0	0.0	112	3753	3753	0	0.0	44	3550	3550	0	0.0					
45	3193	3193	0	0.0	113	3759	3759	0	0.0	45	3566	3566	0	0.0					
46	3207	3207	0	0.0	再任	2728	2728	0	0.0	46	3576	3576	0	0.0					
47	3221	3221	0	0.0						47	3591	3591	0	0.0					
48	3236	3236	0	0.0						48	3604	3604	0	0.0					
49	3247	3247	0	0.0						49	3618	3618	0	0.0					
50	3261	3261	0	0.0						50	3632	3632	0	0.0					
51	3274	3274	0	0.0						51	3645	3645	0	0.0					
52	3287	3287	0	0.0						52	3659	3659	0	0.0					
53	3301	3301	0	0.0						53	3674	3674	0	0.0					
54	3315	3315	0	0.0						54	3686	3686	0	0.0					
55	3329	3329	0	0.0						55	3697	3697	0	0.0					
56	3342	3342	0	0.0						56	3709	3709	0	0.0					
57	3351	3351	0	0.0						57	3720	3720	0	0.0					
58	3364	3364	0	0.0						58	3729	3729	0	0.0					
59	3376	3376	0	0.0						59	3739	3739	0	0.0					
60	3389	3389	0	0.0						60	3749	3749	0	0.0					
61	3400	3400	0	0.0						61	3755	3755	0	0.0					
62	3409	3409	0	0.0						62	3763	3763	0	0.0					
63	3421	3421	0	0.0						63	3771	3771	0	0.0					
64	3434	3434	0	0.0						64	3779	3779	0	0.0					
65	3445	3445	0	0.0						65	3786	3786	0	0.0					
66	3457	3457	0	0.0						66	3793	3793	0	0.0					
67	3469	3469	0	0.0						67	3801	3801	0	0.0					
68	3480	3480	0	0.0						68	3808	3808	0	0.0					

医療職俸給表(三)3/4

号俸	6級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%
1	3301	3301	0	0.0
2	3322	3322	0	0.0
3	3342	3342	0	0.0
4	3364	3364	0	0.0
5	3384	3384	0	0.0
6	3405	3405	0	0.0
7	3426	3426	0	0.0
8	3447	3447	0	0.0
9	3462	3462	0	0.0
10	3482	3482	0	0.0
11	3501	3501	0	0.0
12	3521	3521	0	0.0
13	3540	3540	0	0.0
14	3561	3561	0	0.0
15	3582	3582	0	0.0
16	3602	3602	0	0.0
17	3622	3622	0	0.0
18	3642	3642	0	0.0
19	3663	3663	0	0.0
20	3684	3684	0	0.0
21	3701	3701	0	0.0
22	3722	3722	0	0.0
23	3743	3743	0	0.0
24	3763	3763	0	0.0
25	3783	3783	0	0.0
26	3799	3799	0	0.0
27	3818	3818	0	0.0
28	3837	3837	0	0.0
29	3855	3855	0	0.0
30	3872	3872	0	0.0
31	3891	3891	0	0.0
32	3909	3909	0	0.0
33	3926	3926	0	0.0
34	3943	3943	0	0.0
35	3961	3961	0	0.0
36	3978	3978	0	0.0
37	3994	3994	0	0.0
38	4011	4011	0	0.0
39	4029	4029	0	0.0
40	4047	4047	0	0.0
41	4062	4062	0	0.0
42	4077	4077	0	0.0
43	4092	4092	0	0.0
44	4105	4105	0	0.0
45	4116	4116	0	0.0
46	4127	4127	0	0.0
47	4138	4138	0	0.0
48	4150	4150	0	0.0
49	4163	4163	0	0.0
50	4174	4174	0	0.0
51	4186	4186	0	0.0
52	4197	4197	0	0.0
53	4209	4209	0	0.0
54	4219	4219	0	0.0
55	4230	4230	0	0.0
56	4241	4241	0	0.0
57	4252	4252	0	0.0
58	4257	4257	0	0.0
59	4263	4263	0	0.0
60	4267	4267	0	0.0
61	4273	4273	0	0.0
62	4278	4278	0	0.0
63	4282	4282	0	0.0
64	4287	4287	0	0.0
65	4293	4293	0	0.0
66	4297	4297	0	0.0
67	4300	4300	0	0.0
68	4303	4303	0	0.0

号俸	6級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%
69	4307	4307	0	0.0
再任	3262	3262	0	0.0

号俸	7級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%
1	3741	3741	0	0.0
2	3767	3767	0	0.0
3	3794	3794	0	0.0
4	3820	3820	0	0.0
5	3842	3842	0	0.0
6	3866	3866	0	0.0
7	3889	3889	0	0.0
8	3912	3912	0	0.0
9	3932	3932	0	0.0
10	3953	3953	0	0.0
11	3975	3975	0	0.0
12	3998	3998	0	0.0
13	4017	4017	0	0.0
14	4037	4037	0	0.0
15	4059	4059	0	0.0
16	4081	4081	0	0.0
17	4101	4101	0	0.0
18	4123	4123	0	0.0
19	4145	4145	0	0.0
20	4166	4166	0	0.0
21	4185	4185	0	0.0
22	4204	4204	0	0.0
23	4222	4222	0	0.0
24	4241	4241	0	0.0
25	4258	4258	0	0.0
26	4274	4274	0	0.0
27	4291	4291	0	0.0
28	4307	4307	0	0.0
29	4320	4320	0	0.0
30	4333	4333	0	0.0
31	4349	4349	0	0.0
32	4364	4364	0	0.0
33	4381	4381	0	0.0
34	4397	4397	0	0.0
35	4411	4411	0	0.0
36	4425	4425	0	0.0
37	4436	4436	0	0.0
38	4449	4449	0	0.0
39	4462	4462	0	0.0
40	4476	4476	0	0.0
41	4486	4486	0	0.0
42	4493	4493	0	0.0
43	4501	4501	0	0.0
44	4507	4507	0	0.0
45	4516	4516	0	0.0
46	4523	4523	0	0.0
47	4531	4531	0	0.0
48	4539	4539	0	0.0
49	4546	4546	0	0.0
50	4553	4553	0	0.0
51	4560	4560	0	0.0
52	4568	4568	0	0.0
53	4576	4576	0	0.0
54	4584	4584	0	0.0
55	4591	4591	0	0.0
56	4598	4598	0	0.0
57	4606	4606	0	0.0
再任	3706	3706	0	0.0

医療職俸給表(三)4/4

福祉職俸給表

号俸	1級				号俸	1級				号俸	1級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%
1	1598	1641	43	2.7	69	2429	2439	10	0.4	137	2798	2798	0	0.0
2	1610	1653	43	2.7	70	2440	2450	10	0.4	138	2801	2801	0	0.0
3	1622	1665	43	2.7	71	2449	2459	10	0.4	139	2804	2804	0	0.0
4	1634	1677	43	2.6	72	2457	2466	9	0.4	140	2807	2807	0	0.0
5	1643	1686	43	2.6	73	2464	2472	8	0.3	141	2809	2809	0	0.0
6	1658	1701	43	2.6	74	2474	2482	8	0.3	142	2811	2811	0	0.0
7	1672	1715	43	2.6	75	2484	2492	8	0.3	143	2813	2813	0	0.0
8	1686	1729	43	2.6	76	2492	2500	8	0.3	144	2816	2816	0	0.0
9	1698	1741	43	2.5	77	2500	2508	8	0.3	145	2820	2820	0	0.0
10	1712	1755	43	2.5	78	2510	2518	8	0.3	146	2822	2822	0	0.0
11	1726	1769	43	2.5	79	2520	2527	7	0.3	147	2825	2825	0	0.0
12	1741	1783	42	2.4	80	2530	2535	5	0.2	148	2828	2828	0	0.0
13	1755	1797	42	2.4	81	2539	2544	5	0.2	149	2831	2831	0	0.0
14	1770	1810	40	2.3	82	2546	2550	4	0.2	150	2833	2833	0	0.0
15	1785	1824	39	2.2	83	2556	2558	2	0.1	151	2836	2836	0	0.0
16	1799	1837	38	2.1	84	2566	2566	0	0.0	152	2838	2838	0	0.0
17	1814	1852	38	2.1	85	2572	2572	0	0.0	153	2841	2841	0	0.0
18	1832	1867	35	1.9	86	2580	2580	0	0.0	再任	2015	2015	0	0.0
19	1849	1884	35	1.9	87	2587	2587	0	0.0					
20	1866	1899	33	1.8	88	2596	2596	0	0.0					
21	1880	1912	32	1.7	89	2602	2602	0	0.0					
22	1896	1928	32	1.7	90	2610	2610	0	0.0					
23	1913	1945	32	1.7	91	2618	2618	0	0.0					
24	1929	1961	32	1.7	92	2626	2626	0	0.0					
25	1945	1977	32	1.6	93	2630	2630	0	0.0					
26	1962	1994	32	1.6	94	2637	2637	0	0.0					
27	1980	2012	32	1.6	95	2642	2642	0	0.0					
28	1997	2029	32	1.6	96	2649	2649	0	0.0					
29	2015	2047	32	1.6	97	2656	2656	0	0.0					
30	2030	2061	31	1.5	98	2663	2663	0	0.0					
31	2045	2076	31	1.5	99	2670	2670	0	0.0					
32	2059	2090	31	1.5	100	2677	2677	0	0.0					
33	2071	2102	31	1.5	101	2682	2682	0	0.0					
34	2084	2115	31	1.5	102	2687	2687	0	0.0					
35	2097	2128	31	1.5	103	2691	2691	0	0.0					
36	2109	2139	30	1.4	104	2696	2696	0	0.0					
37	2121	2151	30	1.4	105	2698	2698	0	0.0					
38	2135	2165	30	1.4	106	2700	2700	0	0.0					
39	2149	2179	30	1.4	107	2703	2703	0	0.0					
40	2163	2193	30	1.4	108	2706	2706	0	0.0					
41	2173	2203	30	1.4	109	2710	2710	0	0.0					
42	2185	2215	30	1.4	110	2713	2713	0	0.0					
43	2196	2226	30	1.4	111	2717	2717	0	0.0					
44	2208	2238	30	1.4	112	2720	2720	0	0.0					
45	2217	2246	29	1.3	113	2723	2723	0	0.0					
46	2228	2257	29	1.3	114	2726	2726	0	0.0					
47	2237	2266	29	1.3	115	2729	2729	0	0.0					
48	2247	2275	28	1.2	116	2733	2733	0	0.0					
49	2255	2282	27	1.2	117	2736	2736	0	0.0					
50	2266	2291	25	1.1	118	2739	2739	0	0.0					
51	2277	2302	25	1.1	119	2743	2743	0	0.0					
52	2285	2310	25	1.1	120	2747	2747	0	0.0					
53	2289	2314	25	1.1	121	2749	2749	0	0.0					
54	2300	2325	25	1.1	122	2751	2751	0	0.0					
55	2307	2331	24	1.0	123	2755	2755	0	0.0					
56	2314	2337	23	1.0	124	2758	2758	0	0.0					
57	2322	2345	23	1.0	125	2760	2760	0	0.0					
58	2331	2352	21	0.9	126	2763	2763	0	0.0					
59	2339	2360	21	0.9	127	2767	2767	0	0.0					
60	2348	2367	19	0.8	128	2771	2771	0	0.0					
61	2358	2375	17	0.7	129	2773	2773	0	0.0					
62	2364	2381	17	0.7	130	2777	2777	0	0.0					
63	2373	2387	14	0.6	131	2781	2781	0	0.0					
64	2381	2392	11	0.5	132	2784	2784	0	0.0					
65	2390	2400	10	0.4	133	2786	2786	0	0.0					
66	2400	2410	10	0.4	134	2789	2789	0	0.0					
67	2410	2420	10	0.4	135	2793	2793	0	0.0					
68	2419	2429	10	0.4	136	2796	2796	0	0.0					

号俸	2級				号俸	2級				号俸	3級				号俸	3級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%
1	2096	2129	33	1.6	69	3074	3074	0	0.0	1	2550	2579	29	1.1	69	3376	3376	0	0.0
2	2113	2146	33	1.6	70	3085	3085	0	0.0	2	2566	2594	28	1.1	70	3381	3381	0	0.0
3	2131	2164	33	1.5	71	3097	3097	0	0.0	3	2580	2608	28	1.1	71	3385	3385	0	0.0
4	2148	2181	33	1.5	72	3109	3109	0	0.0	4	2596	2623	27	1.0	72	3390	3390	0	0.0
5	2165	2198	33	1.5	73	3122	3122	0	0.0	5	2605	2632	27	1.0	73	3392	3392	0	0.0
6	2183	2216	33	1.5	74	3129	3129	0	0.0	6	2618	2645	27	1.0	74	3397	3397	0	0.0
7	2201	2234	33	1.5	75	3136	3136	0	0.0	7	2632	2658	26	1.0	75	3402	3402	0	0.0
8	2218	2251	33	1.5	76	3142	3142	0	0.0	8	2645	2671	26	1.0	76	3407	3407	0	0.0
9	2235	2268	33	1.5	77	3150	3150	0	0.0	9	2657	2683	26	1.0	77	3410	3410	0	0.0
10	2250	2283	33	1.5	78	3157	3157	0	0.0	10	2671	2694	23	0.9	78	3414	3414	0	0.0
11	2264	2297	33	1.5	79	3164	3164	0	0.0	11	2684	2707	23	0.9	79	3419	3419	0	0.0
12	2278	2311	33	1.4	80	3171	3171	0	0.0	12	2695	2716	21	0.8	80	3423	3423	0	0.0
13	2292	2325	33	1.4	81	3174	3174	0	0.0	13	2708	2727	19	0.7	81	3425	3425	0	0.0
14	2308	2341	33	1.4	82	3177	3177	0	0.0	14	2722	2740	18	0.7	82	3428	3428	0	0.0
15	2324	2357	33	1.4	83	3183	3183	0	0.0	15	2739	2754	15	0.5	83	3433	3433	0	0.0
16	2340	2373	33	1.4	84	3186	3186	0	0.0	16	2756	2768	12	0.4	84	3437	3437	0	0.0
17	2354	2387	33	1.4	85	3190	3190	0	0.0	17	2772	2784	12	0.4	85	3440	3440	0	0.0
18	2370	2403	33	1.4	86	3193	3193	0	0.0	18	2790	2802	12	0.4	86	3443	3443	0	0.0
19	2385	2418	33	1.4	87	3197	3197	0	0.0	19	2806	2818	12	0.4	87	3448	3448	0	0.0
20	2400	2433	33	1.4	88	3200	3200	0	0.0	20	2821	2833	12	0.4	88	3452	3452	0	0.0
21	2410	2441	31	1.3	89	3205	3205	0	0.0	21	2837	2848	11	0.4	89	3455	3455	0	0.0
22	2424	2454	30	1.2	90	3209	3209	0	0.0	22	2855	2866	11	0.4	90	3459	3459	0	0.0
23	2437	2467	30	1.2	91	3212	3212	0	0.0	23	2869	2880	11	0.4	91	3463	3463	0	0.0
24	2451	2480	29	1.2	92	3215	3215	0	0.0	24	2885	2896	11	0.4	92	3465	3465	0	0.0
25	2465	2493	28	1.1	93	3220	3220	0	0.0	25	2904	2913	9	0.3	93	3468	3468	0	0.0
26	2482	2509	27	1.1	94	3224	3224	0	0.0	26	2919	2928	9	0.3	再任	2553	2553	0	0.0
27	2497	2524	27	1.1	95	3226	3226	0	0.0	27	2936	2945	9	0.3					
28	2514	2540	26	1.0	96	3230	3230	0	0.0	28	2952	2961	9	0.3					
29	2528	2554	26	1.0	97	3234	3234	0	0.0	29	2964	2972	8	0.3					
30	2541	2567	26	1.0	98	3238	3238	0	0.0	30	2981	2985	4	0.1					
31	2553	2578	25	1.0	99	3242	3242	0	0.0	31	2998	3000	2	0.1					
32	2566	2591	25	1.0	100	3246	3246	0	0.0	32	3014	3014	0	0.0					
33	2579	2604	25	1.0	101	3248	3248	0	0.0	33	3029	3029	0	0.0					
34	2591	2614	23	0.9	102	3251	3251	0	0.0	34	3045	3045	0	0.0					
35	2604	2627	23	0.9	103	3254	3254	0	0.0	35	3060	3060	0	0.0					
36	2616	2637	21	0.8	104	3257	3257	0	0.0	36	3076	3076	0	0.0					
37	2630	2649	19	0.7	105	3261	3261	0	0.0	37	3091	3091	0	0.0					
38	2643	2661	18	0.7	106	3263	3263	0	0.0	38	3106	3106	0	0.0					
39	2659	2673	14	0.5	107	3266	3266	0	0.0	39	3120	3120	0	0.0					
40	2674	2685	11	0.4	108	3270	3270	0	0.0	40	3136	3136	0	0.0					
41	2688	2699	11	0.4	109	3274	3274	0	0.0	41	3149	3149	0	0.0					
42	2703	2714	11	0.4	110	3277	3277	0	0.0	42	3165	3165	0	0.0					
43	2718	2729	11	0.4	111	3281	3281	0	0.0	43	3180	3180	0	0.0					
44	2732	2743	11	0.4	112	3284	3284	0	0.0	44	3195	3195	0	0.0					
45	2749	2759	10	0.4	113	3287	3287	0	0.0	45	3205	3205	0	0.0					
46	2764	2774	10	0.4	114	3291	3291	0	0.0	46	3217	3217	0	0.0					
47	2779	2789	10	0.4	115	3294	3294	0	0.0	47	3229	3229	0	0.0					
48	2794	2804	10	0.4	116	3296	3296	0	0.0	48	3241	3241	0	0.0					
49	2809	2818	9	0.3	117	3298	3298	0	0.0	49	3251	3251	0	0.0					
50	2823	2832	9	0.3	118	3301	3301	0	0.0	50	3261	3261	0	0.0					
51	2838	2847	9	0.3	119	3305	3305	0	0.0	51	3270	3270	0	0.0					
52	2851	2860	9	0.3	120	3309	3309	0	0.0	52	3280	3280	0	0.0					
53	2864	2872	8	0.3	121	3311	3311	0	0.0	53	3289	3289	0	0.0					
54	2879	2883	4	0.1	再任	2410	2410	0	0.0	54	3296	3296	0	0.0					
55	2893	2895	2	0.1						55	3304	3304	0	0.0					
56	2908	2908	0	0.0						56	3312	3312	0	0.0					
57	2922	2922	0	0.0						57	3318	3318	0	0.0					
58	2936	2936	0	0.0						58	3323	3323	0	0.0					
59	2951	2951	0	0.0						59	3329	3329	0	0.0					
60	2966	2966	0	0.0						60	3334	3334	0	0.0					
61	2977	2977	0	0.0						61	3339	3339	0	0.0					
62	2992	2992	0	0.0						62	3341	3341	0	0.0					
63	3004	3004	0	0.0						63	3347	3347	0	0.0					
64	3019	3019	0	0.0						64	3353	3353	0	0.0					
65	3030	3030	0	0.0						65	3356	3356	0	0.0					
66	3043	3043	0	0.0						66	3361	3361	0	0.0					
67	3054	3054	0	0.0						67	3366	3366	0	0.0					
68	3067	3067	0	0.0						68	3371	3371	0	0.0					

号俸	4級				号俸	4級				号俸	5級				号俸	5級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率		現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%		百円	百円	百円	%
1	2759	2786	27	1.0	69	3810	3810	0	0.0	1	3192	3192	0	0.0	69	4061	4061	0	0.0
2	2776	2800	24	0.9	70	3817	3817	0	0.0	2	3214	3214	0	0.0	70	4064	4064	0	0.0
3	2792	2816	24	0.9	71	3823	3823	0	0.0	3	3237	3237	0	0.0	71	4067	4067	0	0.0
4	2807	2829	22	0.8	72	3829	3829	0	0.0	4	3259	3259	0	0.0	72	4070	4070	0	0.0
5	2825	2844	19	0.7	73	3833	3833	0	0.0	5	3281	3281	0	0.0	73	4072	4072	0	0.0
6	2845	2863	18	0.6	74	3839	3839	0	0.0	6	3301	3301	0	0.0	74	4075	4075	0	0.0
7	2866	2881	15	0.5	75	3845	3845	0	0.0	7	3323	3323	0	0.0	75	4078	4078	0	0.0
8	2889	2901	12	0.4	76	3851	3851	0	0.0	8	3345	3345	0	0.0	76	4080	4080	0	0.0
9	2908	2920	12	0.4	77	3855	3855	0	0.0	9	3364	3364	0	0.0	77	4082	4082	0	0.0
10	2928	2940	12	0.4	78	3860	3860	0	0.0	10	3386	3386	0	0.0	再任	3151	3151	0	0.0
11	2949	2961	12	0.4	79	3865	3865	0	0.0	11	3406	3406	0	0.0					
12	2969	2981	12	0.4	80	3871	3871	0	0.0	12	3428	3428	0	0.0					
13	2985	2995	10	0.3	81	3876	3876	0	0.0	13	3446	3446	0	0.0					
14	3008	3018	10	0.3	82	3880	3880	0	0.0	14	3466	3466	0	0.0					
15	3028	3038	10	0.3	83	3884	3884	0	0.0	15	3486	3486	0	0.0					
16	3049	3059	10	0.3	84	3888	3888	0	0.0	16	3506	3506	0	0.0					
17	3069	3078	9	0.3	85	3890	3890	0	0.0	17	3523	3523	0	0.0					
18	3090	3098	8	0.3	86	3892	3892	0	0.0	18	3543	3543	0	0.0					
19	3111	3115	4	0.1	87	3895	3895	0	0.0	19	3561	3561	0	0.0					
20	3132	3132	0	0.0	88	3898	3898	0	0.0	20	3580	3580	0	0.0					
21	3151	3151	0	0.0	89	3900	3900	0	0.0	21	3599	3599	0	0.0					
22	3172	3172	0	0.0	90	3903	3903	0	0.0	22	3618	3618	0	0.0					
23	3194	3194	0	0.0	91	3906	3906	0	0.0	23	3638	3638	0	0.0					
24	3215	3215	0	0.0	92	3908	3908	0	0.0	24	3657	3657	0	0.0					
25	3235	3235	0	0.0	93	3910	3910	0	0.0	25	3677	3677	0	0.0					
26	3255	3255	0	0.0	再任	2884	2884	0	0.0	26	3696	3696	0	0.0					
27	3276	3276	0	0.0						27	3716	3716	0	0.0					
28	3296	3296	0	0.0						28	3736	3736	0	0.0					
29	3314	3314	0	0.0						29	3751	3751	0	0.0					
30	3335	3335	0	0.0						30	3769	3769	0	0.0					
31	3354	3354	0	0.0						31	3787	3787	0	0.0					
32	3375	3375	0	0.0						32	3803	3803	0	0.0					
33	3391	3391	0	0.0						33	3821	3821	0	0.0					
34	3410	3410	0	0.0						34	3835	3835	0	0.0					
35	3428	3428	0	0.0						35	3850	3850	0	0.0					
36	3447	3447	0	0.0						36	3866	3866	0	0.0					
37	3459	3459	0	0.0						37	3880	3880	0	0.0					
38	3478	3478	0	0.0						38	3892	3892	0	0.0					
39	3497	3497	0	0.0						39	3904	3904	0	0.0					
40	3515	3515	0	0.0						40	3915	3915	0	0.0					
41	3534	3534	0	0.0						41	3926	3926	0	0.0					
42	3552	3552	0	0.0						42	3938	3938	0	0.0					
43	3570	3570	0	0.0						43	3950	3950	0	0.0					
44	3587	3587	0	0.0						44	3961	3961	0	0.0					
45	3605	3605	0	0.0						45	3968	3968	0	0.0					
46	3619	3619	0	0.0						46	3975	3975	0	0.0					
47	3634	3634	0	0.0						47	3982	3982	0	0.0					
48	3648	3648	0	0.0						48	3989	3989	0	0.0					
49	3658	3658	0	0.0						49	3995	3995	0	0.0					
50	3669	3669	0	0.0						50	4001	4001	0	0.0					
51	3680	3680	0	0.0						51	4006	4006	0	0.0					
52	3691	3691	0	0.0						52	4010	4010	0	0.0					
53	3700	3700	0	0.0						53	4014	4014	0	0.0					
54	3706	3706	0	0.0						54	4017	4017	0	0.0					
55	3714	3714	0	0.0						55	4020	4020	0	0.0					
56	3722	3722	0	0.0						56	4023	4023	0	0.0					
57	3730	3730	0	0.0						57	4026	4026	0	0.0					
58	3738	3738	0	0.0						58	4029	4029	0	0.0					
59	3746	3746	0	0.0						59	4032	4032	0	0.0					
60	3754	3754	0	0.0						60	4035	4035	0	0.0					
61	3763	3763	0	0.0						61	4038	4038	0	0.0					
62	3770	3770	0	0.0						62	4041	4041	0	0.0					
63	3777	3777	0	0.0						63	4044	4044	0	0.0					
64	3784	3784	0	0.0						64	4047	4047	0	0.0					
65	3787	3787	0	0.0						65	4050	4050	0	0.0					
66	3793	3793	0	0.0						66	4053	4053	0	0.0					
67	3799	3799	0	0.0						67	4056	4056	0	0.0					
68	3806	3806	0	0.0						68	4059	4059	0	0.0					

福祉職俸給表 3/4

号俸	6級			
	現行	R4勧告	改定額	改定率
	百円	百円	百円	%
1	3629	3629	0	0.0
2	3655	3655	0	0.0
3	3679	3679	0	0.0
4	3705	3705	0	0.0
5	3724	3724	0	0.0
6	3749	3749	0	0.0
7	3772	3772	0	0.0
8	3797	3797	0	0.0
9	3821	3821	0	0.0
10	3848	3848	0	0.0
11	3874	3874	0	0.0
12	3901	3901	0	0.0
13	3925	3925	0	0.0
14	3948	3948	0	0.0
15	3970	3970	0	0.0
16	3994	3994	0	0.0
17	4012	4012	0	0.0
18	4032	4032	0	0.0
19	4051	4051	0	0.0
20	4069	4069	0	0.0
21	4088	4088	0	0.0
22	4106	4106	0	0.0
23	4124	4124	0	0.0
24	4143	4143	0	0.0
25	4161	4161	0	0.0
26	4176	4176	0	0.0
27	4191	4191	0	0.0
28	4207	4207	0	0.0
29	4223	4223	0	0.0
30	4236	4236	0	0.0
31	4249	4249	0	0.0
32	4261	4261	0	0.0
33	4273	4273	0	0.0
34	4286	4286	0	0.0
35	4299	4299	0	0.0
36	4311	4311	0	0.0
37	4323	4323	0	0.0
38	4331	4331	0	0.0
39	4339	4339	0	0.0
40	4347	4347	0	0.0
41	4353	4353	0	0.0
42	4360	4360	0	0.0
43	4367	4367	0	0.0
44	4374	4374	0	0.0
45	4382	4382	0	0.0
46	4390	4390	0	0.0
47	4394	4394	0	0.0
48	4401	4401	0	0.0
49	4406	4406	0	0.0
50	4410	4410	0	0.0
51	4414	4414	0	0.0
52	4418	4418	0	0.0
53	4422	4422	0	0.0
54	4426	4426	0	0.0
55	4430	4430	0	0.0
56	4433	4433	0	0.0
57	4436	4436	0	0.0
58	4440	4440	0	0.0
59	4443	4443	0	0.0
60	4446	4446	0	0.0
61	4449	4449	0	0.0
再任	3568	3568	0	0.0



福祉職俸給表 4/4



(参考2)「参考資料」(抜粋)

# 1 国家公務員給与関係

第3表 国家公務員の平均給与月額

## その1 給与種目別平均給与月額

(国家公務員給与等実態調査)

区分 給与種目	行政職俸給表(一)適用職員		全職員	
	令和4年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和3年4月
	円	円	円	円
俸給	323,711	325,827	334,711	336,333
地域手当等	43,644	43,601	43,123	43,124
俸給の特別調整額	12,655	12,681	11,956	11,979
扶養手当	8,852	9,273	9,264	9,622
住居手当	7,129	6,647	6,510	6,142
その他	9,058	9,124	7,500	7,529
合計 (平均給与月額)	405,049	407,153	413,064	414,729

- (注) 1 俸給には、俸給の調整額を含む。  
 2 地域手当等には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。  
 3 その他は、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特地勤務手当等である。

## その2 行政職俸給表(一)の組織区分別平均給与月額、平均年齢

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

組織区分 区分	本府省	管区機関	府県単位機関	その他の 地方支分部局	施設等機関等
	円	円	円	円	円
平均給与月額	448,153	405,444	390,569	378,811	347,601
	歳	歳	歳	歳	歳
平均年齢	40.5	44.3	44.5	43.0	38.4

- (注) 管区機関とは、地方整備局、地方農政局等の数府県の地域を管轄区域とする機関、府県単位機関とは、地方法務局、都道府県労働局等の1府県の地域を管轄区域とする機関、その他の地方支分部局とは、管区機関、府県単位機関以外のものをいい、施設等機関等とは、研修所等の機関をいう(第6表において同じ)。

第4表 行政職俸給表(一)の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均俸給額

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

学歴 区分 経験年数階層	大 学 卒		高 校 卒	
	人 員	平均俸給額	人 員	平均俸給額
	人	円	人	円
計	84,391	316,512	45,968	339,235
1年未満	2,908	188,985	947	153,969
1年以上 2年未満	3,479	194,481	815	159,771
2年以上 3年未満	3,330	201,926	851	164,361
3年以上 5年未満	6,131	214,365	1,645	176,131
5年以上 7年未満	5,643	230,726	1,110	192,679
7年以上 10年未満	6,175	252,126	1,025	208,883
10年以上 15年未満	9,238	293,155	1,310	242,694
15年以上 20年未満	11,890	339,103	2,357	284,072
20年以上 25年未満	12,849	371,931	3,377	323,336
25年以上 30年未満	12,311	396,669	8,370	360,602
30年以上 35年未満	8,233	405,682	10,678	379,709
35年以上	2,204	406,825	13,483	393,695

(注) 人員及び平均俸給額は令和4年4月1日現在のものであるが、経験年数階層の分類は同年1月15日現在の経験年数(端数切捨て)としている。

第5表 国家公務員の扶養親族数別人員

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

区分 扶養親族数	該当職員数	うち		
		扶養親族である配偶者を有する者	扶養親族である子を有する者	配偶者・子以外の扶養親族を有する者
	人	人	人	人
1 人	42,914	22,650	17,982	2,282
2 人	39,164	20,608	38,219	1,277
3 人	27,559	22,459	27,462	676
4 人	6,840	6,206	6,835	353
5 人	915	827	914	115
6 人以上	141	129	141	18
計	117,533	72,879	91,553	4,721

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。  
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.9人である。  
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、19,973円(平均扶養親族数は2.0人)である。

第6表 国家公務員の俸給の特別調整額の支給状況

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

区分 組織区分等	一種	二種	三種	四種	五種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	本府省	課長	室長				
管区機関	機関の長	部長		課長			
府県単位機関		機関の長	部長	課長			
その他の 地方支分部局				機関の長	課長		
受給者	人 3,162	人 4,441	人 6,616	人 17,712	人 11,715	人 43,646	円 69,414

第7表 国家公務員の単身赴任手当の支給状況

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上		
受給者	人 2,774	人 7,688	人 3,192	人 1,573	人 676	人 692	人 891	人 355	人 319	人 332	人 141	人 18,633	円 46,568

第8表 国家公務員の本府省業務調整手当の支給状況

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

区分	課長補佐級	係長級	係員級	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
受給者	人 14,061	人 15,803	人 9,172	人 39,036	円 23,883

第9表 国家公務員の地域手当の支給状況

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

区分	地域手当 支給区分								
	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	非支給地
人員 (構成比)	人 253,401 (100.0%)	人 67,969 (26.8%)	人 19,522 (7.7%)	人 21,918 (8.6%)	人 6,527 (2.6%)	人 24,604 (9.7%)	人 22,467 (8.9%)	人 28,531 (11.3%)	人 61,863 (24.4%)
平均手当月額	円 40,402	円 71,922	円 59,013	円 54,934	円 47,301	円 39,868	円 29,766	円 19,264	円 7,843

(注) 平均手当月額には、異動保障による地域手当を含む。

第10表 国家公務員の広域異動手当の支給状況

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

区分	異動等前後の官署間の距離		受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	300km以上	60km以上300km未満		
受給者	14,227人	20,282人	34,509人	19,981円

第11表 国家公務員の住居手当の支給状況

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

区分	地域手当支給区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	非支給地
			人	人	人	人	人	人	人	人
受給者		63,467	18,874	4,280	4,698	1,476	5,392	5,322	7,134	16,291
	手当月額11,000円以下の受給者	263	19	6	8	4	12	50	43	121
	手当月額11,100円以上28,000円未満の受給者	27,179	1,938	1,108	1,733	460	2,347	3,008	4,657	11,928
	手当月額28,000円以上の受給者	36,025	16,917	3,166	2,957	1,012	3,033	2,264	2,434	4,242
	手当受給者1人当たり平均手当月額	25,721円	27,628円	26,964円	26,388円	26,700円	25,871円	24,876円	24,360円	23,728円
配偶者の居住する借家・借間			受給者			手当受給者1人当たり平均手当月額				
			1,311人			13,160円				

第12表 国家公務員の通勤手当の支給状況

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

区分	地域手当支給区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	非支給地
			人	人	人	人	人	人	人	人
受給者		203,858	65,115	17,752	18,762	5,711	20,344	17,926	21,476	36,772
	交通機関等のみを利用する者	142,579	62,162	15,365	14,877	4,568	13,827	10,498	11,571	9,711
	交通用具のみを使用する者	48,116	988	1,387	1,844	744	5,060	5,389	7,814	24,890
	交通機関等と交通用具を併用する者	13,163	1,965	1,000	2,041	399	1,457	2,039	2,091	2,171
	交通機関等に係る手当月額(受給者平均)	16,152円	14,790円	17,050円	16,401円	15,797円	16,535円	17,562円	16,868円	19,258円
	交通用具に係る手当月額(受給者平均)	6,627円	4,372円	4,551円	4,677円	5,675円	5,685円	5,515円	6,487円	7,773円

第13表 国家公務員の平均年間超過勤務時間数

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

区 分	計	本 府 省	本府省以外
	時間	時間	時間
平均年間超過勤務時間数	217	383	179

(注) 平均年間超過勤務時間数は、令和4年1月15日現在の在職者のうち、令和3年中の全期間において超過勤務手当の対象となった者1人当たりの同年1年間の超過勤務時間数である。

第14表 国家公務員の都道府県別在勤人員及び構成比

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

都道府県	在勤人員 (構成比)	都道府県	在勤人員 (構成比)	都道府県	在勤人員 (構成比)
北海道	14,719人 ( 5.81%)	石川県	2,428人 ( 0.96%)	岡山県	3,118人 ( 1.23%)
青森県	1,869人 ( 0.74%)	福井県	1,200人 ( 0.47%)	広島県	6,422人 ( 2.53%)
岩手県	1,778人 ( 0.70%)	山梨県	1,102人 ( 0.43%)	山口県	2,109人 ( 0.83%)
宮城県	6,646人 ( 2.62%)	長野県	2,586人 ( 1.02%)	徳島県	1,325人 ( 0.52%)
秋田県	1,801人 ( 0.71%)	岐阜県	2,222人 ( 0.88%)	香川県	3,329人 ( 1.31%)
山形県	1,692人 ( 0.67%)	静岡県	3,471人 ( 1.37%)	愛媛県	1,879人 ( 0.74%)
福島県	2,819人 ( 1.11%)	愛知県	11,808人 ( 4.66%)	高知県	1,490人 ( 0.59%)
茨城県	3,841人 ( 1.52%)	三重県	2,046人 ( 0.81%)	福岡県	10,436人 ( 4.12%)
栃木県	2,261人 ( 0.89%)	滋賀県	1,158人 ( 0.46%)	佐賀県	1,368人 ( 0.54%)
群馬県	2,159人 ( 0.85%)	京都府	4,421人 ( 1.74%)	長崎県	2,247人 ( 0.89%)
埼玉県	10,447人 ( 4.12%)	大阪府	15,896人 ( 6.27%)	熊本県	4,161人 ( 1.64%)
千葉県	6,527人 ( 2.58%)	兵庫県	6,735人 ( 2.66%)	大分県	1,809人 ( 0.71%)
東京都	72,823人 (28.74%)	奈良県	1,201人 ( 0.47%)	宮崎県	1,524人 ( 0.60%)
神奈川県	8,422人 ( 3.32%)	和歌山県	1,524人 ( 0.60%)	鹿児島県	3,163人 ( 1.25%)
新潟県	3,849人 ( 1.52%)	鳥取県	1,197人 ( 0.47%)	沖縄県	5,479人 ( 2.16%)
富山県	1,437人 ( 0.57%)	島根県	1,457人 ( 0.57%)	計	253,401人 (100.00%)

(注) 構成比は、小数点以下第3位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない。

第16表 再任用職員の適用俸給表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

俸給表	級											
	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
行政職俸給表(一)	2,777	6	281	1,685	512	178	93	18	3	1		
行政職俸給表(二)	326	2	164	158	2							
専門行政職俸給表	155	2	127	24	2							
税務職俸給表	1,534			595	692	234	12	1				
公安職俸給表(一)	1,060	259	401	167	94	58	80	1				
公安職俸給表(二)	963		148	387	179	91	105	46	7			
海事職俸給表(一)	5		2	1			2					
海事職俸給表(二)	21		13	3	1	3	1					
教育職俸給表(一)	9	3		6								
研究職俸給表	44		12	11	19	2						
医療職俸給表(二)	20		14	6								
医療職俸給表(三)	36	6	30									
福祉職俸給表	3		1		2							
専門スタッフ職俸給表	46	4	18	22	2							
俸給表計	6,999											
60歳	1,767											
61歳	2,042											
62歳	1,662											
63歳	930											
64歳	598											

(注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

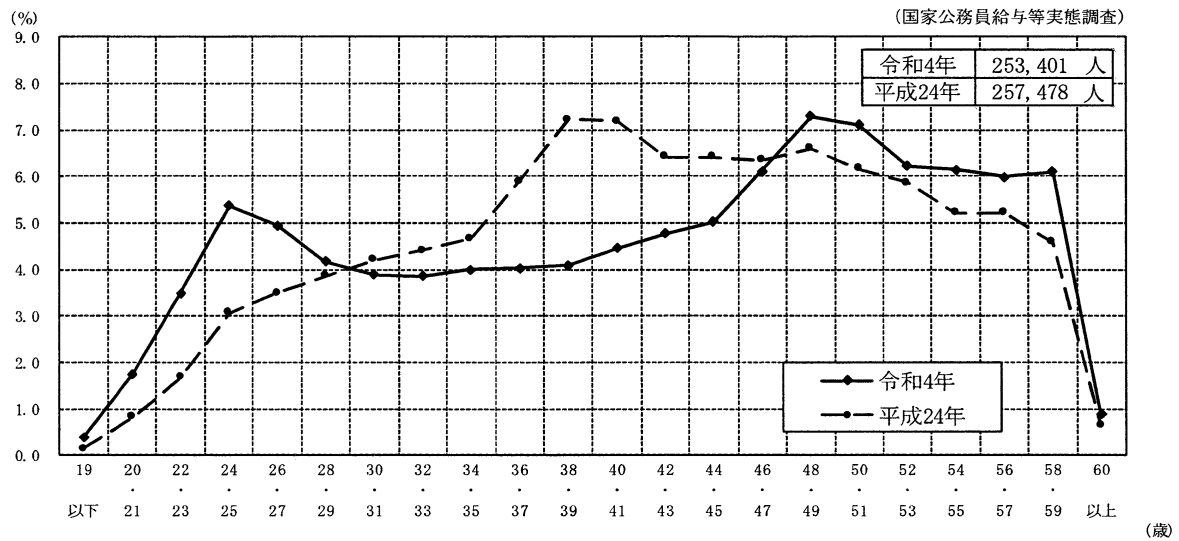
その2 短時間勤務職員

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

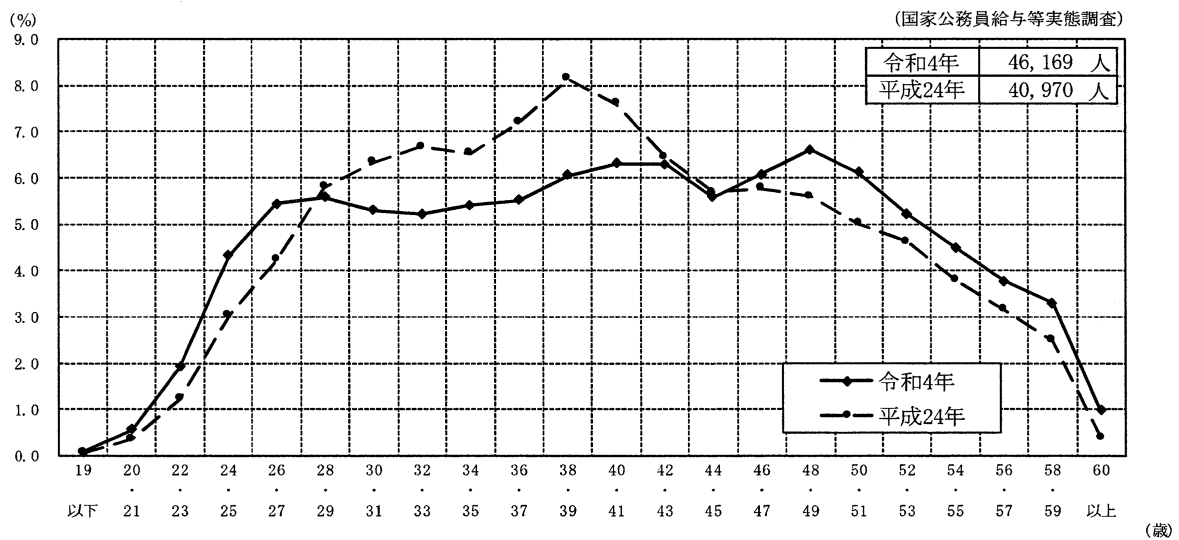
俸給表	級											
	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
行政職俸給表(一)	7,765	21	529	4,715	1,607	746	144	3				
行政職俸給表(二)	150		106	44								
専門行政職俸給表	63	1	23	39								
税務職俸給表	914			346	255	193	120					
公安職俸給表(一)	298	133	144	18	3							
公安職俸給表(二)	799		199	433	15	137	15					
海事職俸給表(一)	6		6									
海事職俸給表(二)	8			6	1	1						
教育職俸給表(一)	3	3										
教育職俸給表(二)	10		10									
研究職俸給表	26		4	7	4	11						
医療職俸給表(二)	27		26	1								
医療職俸給表(三)	82	18	64									
福祉職俸給表	10		1	1	8							
専門スタッフ職俸給表	2		2									
俸給表計	10,163											
60歳	1,939											
61歳	2,196											
62歳	2,271											
63歳	2,000											
64歳	1,757											

第17表 組織区分別、年齢階層別人員構成比（全職員）（令和4年と平成24年との比較）

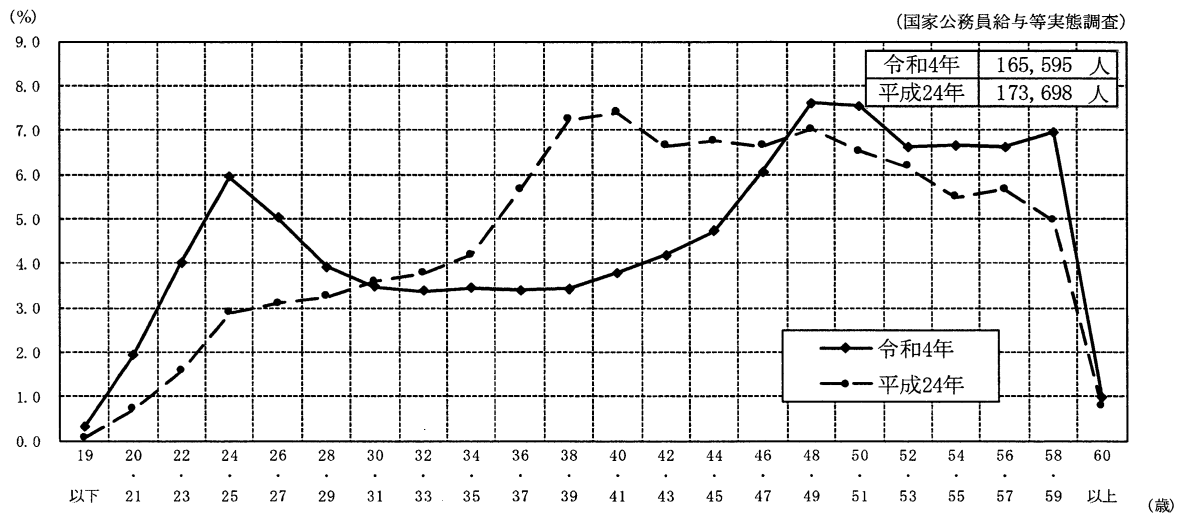
その1 全組織



その2 本府省



その3 地方機関



(注) 地方機関とは、管区機関、府県単位機関及びその他の地方支分部局をいう。

## 2 民間給与関係

第19表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和4年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事務・ 技術 関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	234,747	238,052	229,943	* 231,304
		大学卒	207,878	211,512	205,707	200,341
		短大卒	183,878	187,819	181,522	178,215
		高校卒	168,820	171,541	167,795	164,796
	新卒技術者	大学院修士課程修了	232,336	236,666	225,230	226,384
		大学卒	210,758	216,070	207,549	206,871
		短大卒	190,616	191,650	189,863	189,345
		高校卒	172,085	172,862	170,900	173,561
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	233,227	237,160	227,033	228,553
		大学卒	208,990	213,078	206,461	203,336
		短大卒	188,026	190,207	186,659	184,705
		高校卒	170,766	172,352	169,585	170,145
その他	新卒船員	海上技術学校卒	* 199,626	—	* 207,164	* 185,807
	新卒大学助教	大学卒	* 226,325	—	* 226,325	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	219,598	* 222,392	218,749	* 218,840
	新卒研究員	大学卒	212,722	210,546	214,662	* 213,373
	新卒研究補助員	短大卒	* 201,355	* 198,670	* 202,183	—
高校卒		187,436	* 179,163	* 193,156	—	

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「\*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。



第21表 民間における初任給の改定状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし %
			増額 %	据置き %	減額 %	
大学卒	規模計	50.8	(32.9)	(66.3)	(0.7)	49.2
	500人以上	88.7	(38.3)	(61.3)	(0.4)	11.3
	100人以上 500人未満	55.4	(32.8)	(66.5)	(0.8)	44.6
	50人以上 100人未満	25.8	(24.7)	(74.2)	(1.2)	74.2
高校卒	規模計	28.7	(38.6)	(61.1)	(0.4)	71.3
	500人以上	52.4	(44.5)	(54.8)	(0.8)	47.6
	100人以上 500人未満	30.3	(38.1)	(61.6)	(0.3)	69.7
	50人以上 100人未満	15.1	(30.1)	(69.9)	—	84.9

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。  
 2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。  
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とまらない場合がある。

第22表 民間における家族手当の支給状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		75.3%
配偶者に家族手当を支給する		55.1%
家族手当制度がない		24.7%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	13,499円
	配偶者と子1人	20,210円
	配偶者と子2人	26,483円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。  
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は73.3%である。  
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第23表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を 実施していない
	を支給する	を支給しない	
53.0 %	(28.2) %	(71.8) %	47.0 %

- (注) ( ) 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

検討している	検討していない
13.9 %	86.1 %

- (注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第24表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

項目	係員		課長級		部長級(非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	54.1 %	45.9 %	50.4 %	49.6 %	49.1 %	50.9 %
500人以上	53.7	46.3	45.3	54.7	44.0	56.0
100人以上500人未満	52.6	47.4	49.1	50.9	48.0	52.0
50人以上100人未満	56.7	43.3	54.8	45.2	53.5	46.5

第25表 民間における定年制の状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.1	80.7	18.4	0.9

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第26表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

区分	項目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課長級		46.7	28.8	53.3
非管理職		42.6	26.2	57.4

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第27表において同じ。)  
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第27表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(令和4年職種別民間給与実態調査)

課長級	非管理職
77.4	77.4

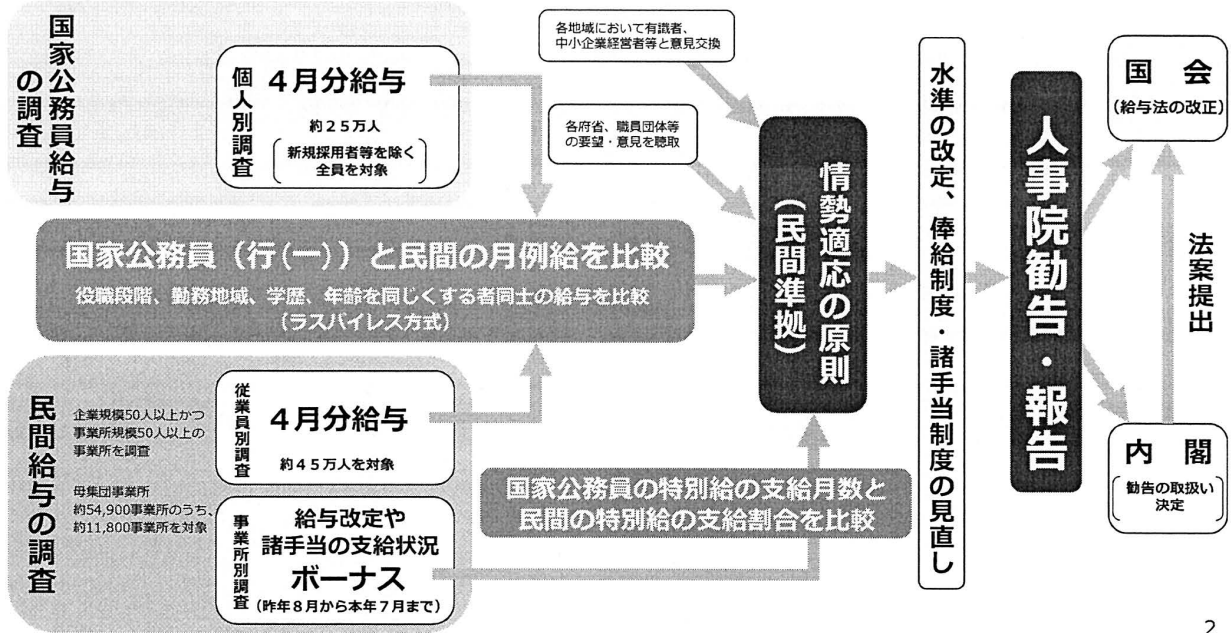
(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

(参考3) 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント (抜粋)

## 給与勧告の手順

人事院では、国家公務員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、民間の特別給(ボーナス)の直近1年間(前年8月から当年7月まで)の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに国家公務員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



2

## 民間給与との比較

### 調査対象

- 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、課長・係長等の役職段階があることから、同種・同等の者同士による比較が可能
- 現行の調査対象であれば、精緻な調査が可能

企業規模50人未満

企業規模50人以上

(役職段階の例)

課長	部長
係員	課長
	課長代理
	係長
	係員

企業規模50人未満: 34.4%

企業規模50人以上: 65.6%

※ 平成28年経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)を基に人事院において集計

### 比較方法

- 民間給与との比較は、主な給与決定要素を同じくする者同士で比較する必要
- ※ 国家公務員の人員数のウエイトを用いたラスパイレス比較

<主な給与決定要素>

役職段階 (部長、課長、係長、係員等)	勤務地域 (地域手当1級地(東京23区)~7級地、地域手当非支給地)
年齢	学歴

※ 詳細は「民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)」を参照

(参考) 国家公務員の内定者が内定を得た民間企業の規模

企業規模1,000人以上: 62.7%	企業規模100~999人: 31.2%	企業規模50~99人: 4.2%	企業規模50人未満: 1.9%
---------------------	---------------------	------------------	-----------------

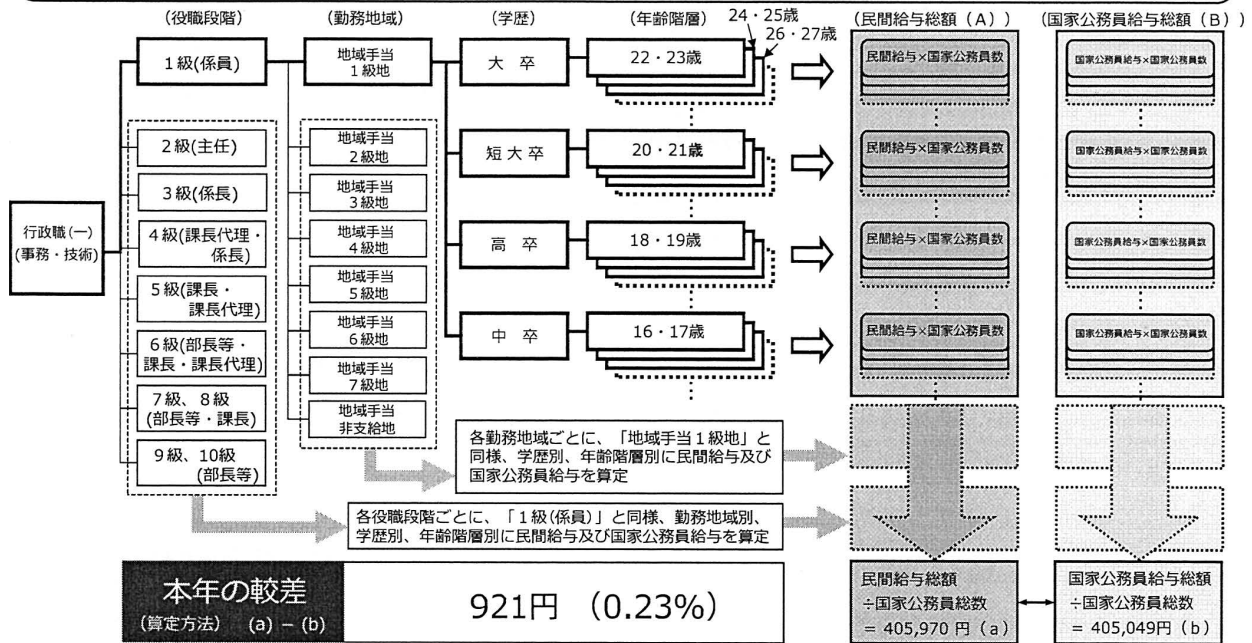
※ 平成27年度の総合職試験及び一般職試験(大卒)の内定者を対象【人事院調査】

3

## 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の国家公務員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（A）が、現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層別の国家公務員の平均給与（注1）と、これと条件を同じくする民間の平均給与（注2）のそれぞれに国家公務員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

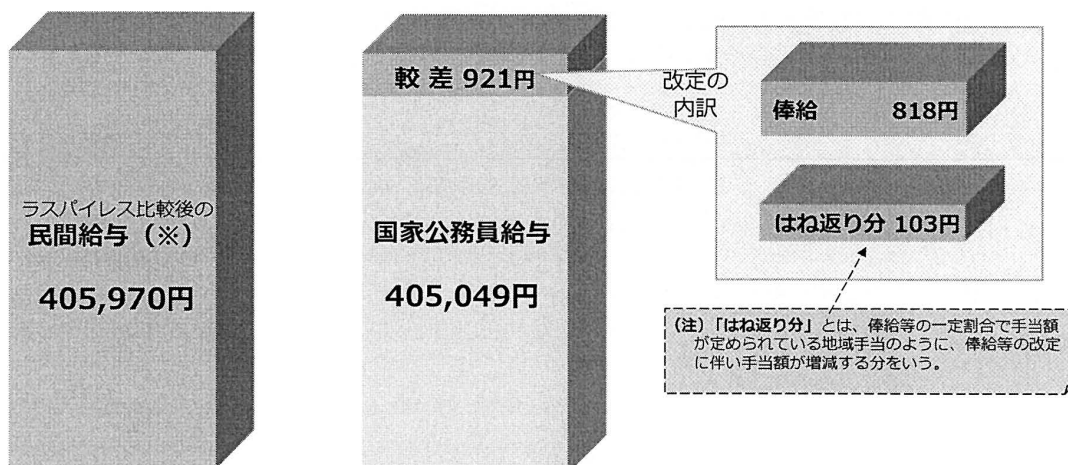


（注1）令和4年国家公務員給与等実態調査の結果を基に算出  
（注2）令和4年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

4

## 民間給与との較差

本年の民間給与との較差921円（0.23%）を解消するため、以下のとおり俸給の改定を行うこととしました。



※ 民間給与の単純平均ではなく、ラスパイレス比較（P4参照）により算出した民間給与額。  
～国家公務員の人員構成（役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層）と同じ人員構成の民間企業であればいくらの給与が支払われるかを算出したもの～

5

## 本年の勧告のポイント①

### 3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ

(1: 令和4年4月1日から実施、2: 法律の公布日から実施)

- 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

#### 1 俸給表

- (1) 行政職俸給表(一)
 

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定(平均改定率0.3%)
- (2) その他の俸給表
 

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

#### 2 期末手当・勤勉手当

- ・ 民間の支給状況に見合うよう、支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月に改定(現行4.30月)
- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分  
その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

※ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一))月額 405,970円 年間給与 6,660,000円(勧告前との差 月額: 921円 年間給与: 55,000円)

6

## 本年の勧告のポイント②

### その他の取組

- 博士課程修了者等の初任給基準の見直し  
博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施
- テレワークに関する給与面での対応  
テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

### 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があがり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、**給与制度のアップデートに向けて一体的に取組**  
令和5年に骨格案、**令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭**。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

#### 給与上対応すべき課題

- ・ 若い世代の誘致・確保
- ・ 積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・ 採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・ 働き方が多様化する中で職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

#### 取組事項

- ・ 若年層を始めとする人材の確保等の観点から踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・ 多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・ 65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・ 初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・ 定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・ 社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

7

## 国家公務員モデル給与例

職務段階	年齢	勤告前		勤告後		年間給与額の差
		月額	年間給与	月額	年間給与	
係員	18歳 (一般職試験(高卒)初任給)	円 150,600	円 2,446,000	円 154,600	円 2,523,000	円 77,000
	22歳 (一般職試験(大卒)初任給)	182,200	2,959,000	185,200	3,022,000	63,000
	25歳	193,900	3,149,000	196,900	3,213,000	64,000
	30歳	228,100	3,704,000	230,900	3,768,000	64,000
係長	35歳	273,600	4,501,000	274,600	4,541,000	40,000
	40歳	300,600	4,945,000	300,600	4,971,000	26,000
地方機関課長	50歳	413,200	6,670,000	413,200	6,702,000	32,000
本府省課長補佐	35歳	435,320	7,155,000	435,320	7,192,000	37,000
本府省課長	50歳	749,400	12,534,000	749,400	12,601,000	67,000
本府省局長	-	1,074,000	17,653,000	1,074,000	17,698,000	45,000
事務次官	-	1,410,000	23,175,000	1,410,000	23,235,000	60,000

(注) モデル給与例の月額及び年間給与は、俸給(行政職(一)及び指定職)、地域手当、俸給の特別調整額及び本府省業務調整手当を基礎に算出

- 地方機関課長：俸給の特別調整額(46,300円)
- 本府省課長補佐：地域手当(20%)及び本府省業務調整手当(39,200円)
- 本府省課長：地域手当(20%)及び俸給の特別調整額(130,300円)
- 本府省局長・事務次官：地域手当(20%)

8

## 給与勧告の実施状況 (行政職俸給表(一))

	月例給	特別給 (ボーナス)		行政職(一)職員の 平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	増減率
平成24年	-	3.95月	-	-	-
平成25年	-	3.95月	-	-	-
平成26年	0.27%	4.10月	0.15月	7.9万円	1.2%
平成27年	0.36%	4.20月	0.10月	5.9万円	0.9%
平成28年	0.17%	4.30月	0.10月	5.1万円	0.8%
平成29年	0.15%	4.40月	0.10月	5.1万円	0.8%
平成30年	0.16%	4.45月	0.05月	3.1万円	0.5%
令和元年	0.09%	4.50月	0.05月	2.7万円	0.4%
令和2年	-	4.45月	△0.05月	△2.1万円	△0.3%
令和3年	-	4.30月	△0.15月	△6.2万円	△0.9%
令和4年	0.23%	4.40月	0.10月	5.5万円	0.8%

9

## 令和4年度 人事実務研修会 実施予定

(一般財団法人公務人材開発協会 人事行政研究所 主催)

令和4年10月1日現在

研 修 会	実 施 日 会場	時間	参加費 (税込) 単位:円	会員の参加費 (税込) 単位:円	備 考
改正定年制度実務研修会	令和4年6月29日(水) 7月5日(火) 日本教育会館	半日 (午後)	14,300	11,000	終了しました。
給与実務研修会(諸手当関係)	大阪会場:エル・おおさか 令和4年7月12日(火):中止 東京会場:日本教育会館 令和4年7月19日(火) 7月26日(火)	1日	18,700	14,300	終了しました。 テキスト: 令和4年版 国家公務員 給与のてびき (令和4年6月発行 定価:5,830円(本体5,300円+税))
給与実務研修会(人事院勧告)	令和4年8月24日(水) 8月29日(月) 日本教育会館	半日 (午後)	14,300	11,000	終了しました。
勤務時間・休暇制度実務研修会	令和4年9月6日(火) 日本教育会館	1日	18,700	14,300	終了しました。
非常勤職員制度実務研修会	令和4年9月9日(金) 全国町村議員会館	1日	18,700	14,300	終了しました。
給与実務研修会 (俸給決定及び支給関係)	大阪会場:エル・おおさか 令和4年10月6日(木):中止 東京会場:日本教育会館 令和4年10月21日(金)	1日	18,700	14,300	テキスト: 令和4年版 国家公務員 給与のてびき (令和4年6月発行 定価:5,830円(本体5,300円+税))
苦情相談実務研修会	令和4年10月28日(金) 全国町村議員会館	1日	18,700	14,300	テキスト: 第4次全訂版 職員からの相談実務のてびき (令和2年10月発行 定価:2,750円(本体2,500円+税))
服務・懲戒・分限制度実務研修会	令和4年11月15日(火) 日本教育会館	1日	18,700	14,300	
再任用・退職手当・年金制度 実務研修会	令和4年12月8日(木) 全国町村議員会館	1日	18,700	14,300	
育児休業制度等実務研修会	令和5年2月3日(金) 全国町村議員会館	1日	18,700	14,300	
給与実務実例研修会(俸給決定関係)	令和5年2月22日(水) 日本教育会館	1日	18,700	14,300	テキスト: 令和4年版 国家公務員 給与のてびき (令和4年6月発行 定価:5,830円(本体5,300円+税))
給与実務実例研修会(諸手当関係)	令和5年2月27日(月) 2月28日(火) 日本教育会館	1日	18,700	14,300	テキスト: 令和4年版 国家公務員 給与のてびき (令和4年6月発行 定価:5,830円(本体5,300円+税))

※1 詳細は、開催日2月程度前に「ホームページ」等にて、ご案内申し上げます。

※2 なお、新型コロナウイルス感染症に係る状況により、実施日等を変更することも考えられますので、最新の情報は「ホームページ」にてご確認ください。

- 1 上記研修会は、制度や運用の基礎的な内容をベースにした実務者向けの研修としています。
- 2 研修の実施日が複数日ある研修会は、各日の研修内容は同じですので、ご参加希望の日を選択してお申し込みください。
- 3 備考欄に記載のある研修会では、テキストとして記載している書籍が必要なため、お持ちでない場合はご購入ください。

会場:全国町村議員会館 (所在地:東京都千代田区一番町25、最寄り駅:半蔵門)
会場:日本教育会館 (所在地:東京都千代田区一ツ橋2-6-2、最寄り駅:神保町、九段下、竹橋)
会場:エル・おおさか (所在地:大阪府大阪市中央区北浜東3-14、最寄り駅:天満橋、北浜)

[ 問い合わせ先 ]

一般財団法人 公務人材開発協会 人事行政研究所 (ホームページ: <http://www.japhd.or.jp/>)

電話:03-3239-8031

所在地:東京都千代田区一番町19番地 (〒102-0082)

メール: [jingyouken@japhd.or.jp](mailto:jingyouken@japhd.or.jp)



## 令和5年度 人事実務研修会 実施予定

(一般財団法人公務人材開発協会 人事行政研究所 主催)

令和4年10月1日現在

研 修 会	実 施 日 会 場	時 間	参加費 (税込) 単位:円	会員の参加費 (税込) 単位:円	備 考
改正定年制度実務研修会	令和5年6月28日(水) 日本教育会館	半日 (午後)	14,300	11,000	
給与実務研修会(諸手当関係)	東京会場:日本教育会館 令和5年7月19日(水) 7月21日(金)	1日	18,700	14,300	テキスト: 令和5年版 国家公務員 給与のてびき (令和5年6月発行予定 定価:未定)
給与実務研修会(人事院報告)	令和5年8月30日(水) 8月31日(木) 日本教育会館	半日 (午後)	14,300	11,000	
勤務時間・休暇制度実務研修会	令和5年9月7日(木) 日本教育会館	1日	18,700	14,300	
非常勤職員制度実務研修会	令和5年9月 全国町村議員会館	1日	18,700	14,300	
給与実務研修会 (俸給決定及び支給関係)	東京会場:日本教育会館 令和5年10月20日(金)	1日	18,700	14,300	テキスト: 令和5年版 国家公務員 給与のてびき (令和5年6月発行予定 定価:未定)
苦情相談実務研修会	令和5年10月 全国町村議員会館	1日	18,700	14,300	テキスト: 第4次全訂版 職員からの相談実務のてびき (令和2年10月発行 定価:2,750円(本体2,500円+税))
服務・懲戒・分限制度実務研修会	令和5年11月15日(水) 日本教育会館	1日	18,700	14,300	
再任用・退職手当・年金制度 実務研修会	令和5年12月 全国町村議員会館	1日	18,700	14,300	
育児休業制度等実務研修会	令和6年2月 全国町村議員会館	1日	18,700	14,300	
給与実務実例研修会(俸給決定関係)	令和6年2月20日(火) 日本教育会館	1日	18,700	14,300	テキスト: 令和5年版 国家公務員 給与のてびき (令和5年6月発行予定 定価:未定)
給与実務実例研修会(諸手当関係)	令和6年2月27日(火) 3月1日(金) 日本教育会館	1日	18,700	14,300	テキスト: 令和5年版 国家公務員 給与のてびき (令和5年6月発行予定 定価:未定)

## 実務担当者必携の図書のご案内

〔令和4年6月発行〕

給与実務担当者必携

令和4年版

# 国家公務員 給与のてびき

## —その仕組みと取扱い—

本書は、一般職の国家公務員の給与制度全般について、最新の制度に基づき、事項別にその取扱いについてわかりやすく解説したものです。給与実務担当者に日常お使いいただくてびきとして、大変好評を得ております。

### 本書の内容

- 「俸給関係」「諸手当関係」「給与の支給関係」について、その内容を事項別に解説
- 給与実務に役立つ事例を掲載
- 給与実務に必要な勤務時間・休暇、育児休業等の制度を掲載
  - ・特別休暇（出産サポート休暇）の新設及び非常勤職員  
の休暇等の改正

### 『令和4年版』の主な改正内容

- ☆ 期末手当の支給月数の改正
  - ・ 期末手当の支給月数の0.15月分引下げ【6月期の特例措置】
- ☆ 令和4年10月からの人事評価制度の見直しに係る改正概要及び経過措置・人事評価の評語の段階 5段階→6段階
  - ・ 昇格及び昇給の基準等
- ☆ 令和4年4月1日現在の法令改正等反映  
(6箇月超定期券の取扱い他)

B5判・横組・約470頁 定価：5,830円（本体5,300円＋税）送料別 ISBN978-4-908252-36-5

令和4年版

# 別冊・国家公務員 給与のてびき

## —主要俸給表の基準と沿革—

本書は、一般職の国家公務員の「俸給決定」や「俸給の再計算」の実務の重要なポイントについて、主要俸給表ごとに「制度の基準・沿革」を体系的にまとめ、使いやすく作成しております。

### 本書の内容

- ☆ 俸給決定関係について俸給表ごとに現行制度の仕組み、過去の制度の沿革と内容を詳細に掲載  
(行政職(一)・(二)、研究職、医療職(一)・(二)・(三))
- ～今回新たに追記したもの～
- 平成18年4月1日以降の「昇給区分の決定方法の改正経緯」を追記しました。

B5判・横組・約520頁 定価：4,400円（本体4,000円＋税）送料別 ISBN 978-4-908252-37-3

〔令和3年6月発行〕

災害補償事務担当者必携

令和3年版 国家公務員

# 災害補償関係法令集

本書は、国家公務員の災害補償関係全般に係る法令・規則・通達・公示等を収録し、災害補償事務に役立つように編纂しています(内容現在：原則として令和3年4月1日)。

第1編 基本法令〔一般職国家公務員に対する災害補償の基本的な法令〕

第2編 認定事務関係〔公務上外の認定事務に必要な通達〕

第3編 給付事務関係〔補償及び福祉事業の給付事務に必要な公示〕

第4編 求償・免責事務関係〔損害賠償と補償との調整に関する法令〕

【参考】障害等級早見表、国家公務員災害補償制度改正一覧他

A5判・縦組・約810頁 定価：8,580円（本体7,800円＋税）送料別 ISBN978-4-908252-35-8

お申込みは、全国の政府刊行物センター、全国の官報販売所、全国の書店、または下記へ

編集・発行 (一財) 公務人材開発協会 人事行政研究所 TEL:03-3239-8031

ホームページ: <http://www.japhd.or.jp/> メール: [jingyouken@japhd.or.jp](mailto:jingyouken@japhd.or.jp)

## 編集後記

人事院は、8月8日に令和4年人事院勧告を国会及び内閣に提出しました。

本号では、人事院給与局次長の岩崎敏氏に給与に関する解説をしていただき、公務員労働組合連絡会副事務局長の高柳英喜氏、時事通信社内政部の早田智大氏からは、それぞれ

の立場から論評をいただきました。

また、参考資料として、俸給表（抜粋）の俸給月額の新旧対照表等も掲載しておりますので、実務上のご参考にしていただければ幸いです。  
(編集部)

# 人事行政

2022年10月

令和4年10月14日発行

編集発行 一般財団法人 公務人材開発協会  
人事行政研究所

〒102-0082 東京都千代田区一番町19番地

T E L (03) 3239-8031

F A X (03) 3239-8018

U R L <http://www.japhd.or.jp>

E-mail [jingyouken@japhd.or.jp](mailto:jingyouken@japhd.or.jp)